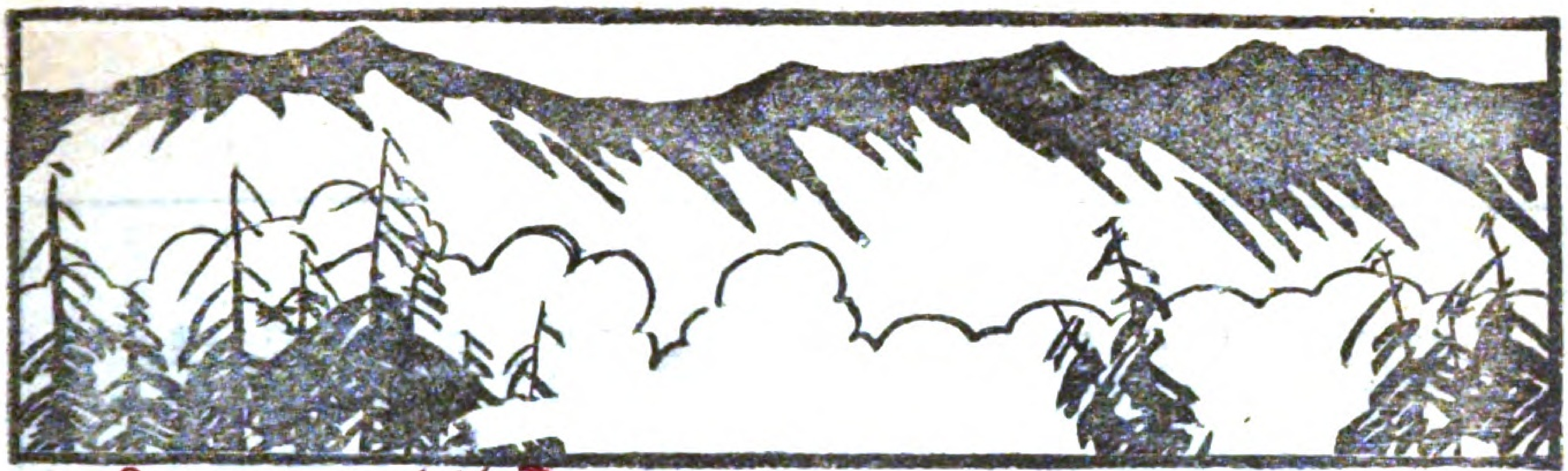

臺灣時報大正十一年十月號　目次　（第三九號）

口繪▼秋の新店溪

物價調節の前に國民の自覺（卷頭言）……一

時報……二―五

民法商法施行法令の公布▼物價調節策▼北部臺灣の强震▼汕頭住民の感謝▼巡回書庫實施▼乃木將軍十年祭▼臺東廳舍落成▼羅東農業倉庫▼臺灣電力會社第六回定時總會▼臺北州の防疫的糞便檢査

臺灣財政の現狀……阿部　滂……六

都市計劃と山林都市……野呂　寧……三三

獨逸の物價調節と暴利令……田原　天南……六四

昨日及び明日の航空……佐藤　求已……七〇

「竹になりたや」の桂竹と「見ても涼しや」の縞蔴竹（千葉生）……九〇

附、秋の新店溪（口繪說明）……九一

臺灣の民事調停制度に就て……中柴爲次郎……九三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

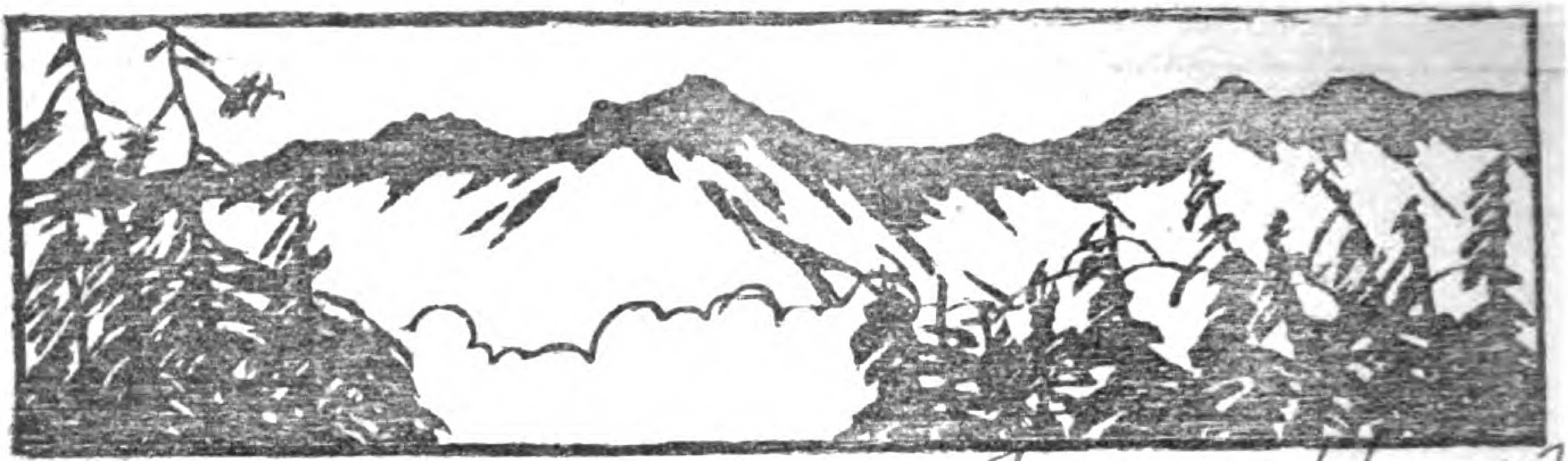

廣東の貿易……井出季和太　九八

不問語……蕉鹿夢　一〇八

移住地としての東印度……後藤改平　一一八

御都合主義の天氣豫報(可行子)……一二三

臺灣人口統計論……堤一馬　一二四

民法商法其他施行に關する法令……一四〇

島情▼臺灣の經濟概況……一四三

地方自治法令研究……一四六

詞苑……一四八

臺灣日誌。人事消息。任命。新刊紹介。寄贈書目……一五〇

漢文欄▼臺灣產業政策(喜多殖產局長)……一五五

南支南洋其他海外重要記事……一一三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府編纂

臺灣事情

大正十年版

總クロース金文字入
ポケツト形四百六十頁 寫眞及地圖入、 賣價送料共金貳圓

本書は從來の臺灣事情の乾燥無味なるに反し記事の體裁を改めて趣味あるものとなし二十五章百餘節の事項は總て改訂增補を加へ新たに寫眞二十葉を挿入し最後に臺灣地圖を附したるものにして內容外形共に全然面目を一新したるものなり

發賣所　臺北市榮町　新高堂

右今般當所に於て發行候に付所要の向は至急前記發賣所へ申込まれたし

臺灣總督府內
臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

秋の新店溪

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

物價調節の前に國民の自覺

物價調節の聲は久しく我國民によつて叫ばれて居たが、昨今内地に於ては眞劍味を以て之を研究するに至り、本島に於ても亦た之を實行せんとするの機運に到達した。由來物價の調節に就ては經濟上種々の政策及び方法等もあるが、併し之に對する國民の自覺なるものが在つて存せなければ、縱し百の政策を施し、千の方法を講ずるも、調節は蓋し效を奏するに至るまい。今日國民の經濟心に乏しきは我邦の通弊であるが、特に植民地生活は放漫に流れ易く、物價の不廉は尋常の事として毫も之を怪まざるの實狀である。人類の生活も四千年來漸次向上して、其の初め木葉を軀に纏うた人間が今や「衣服の衣術」となり、「瓦の町が大理石の町」となり、「木實」が「火食」となり山海の珍膳となつて、人智の進む程、其の奢侈贅澤の本能に任かせて、彌が上に天工を奪うの妙を盡し、遂に衣食住にも國境なく、二重三重の生活を爲して自ら誇るの現狀に於ては、政府に物價調節を迫るよりは、國民に自ら省みて之を躬行するの大覺悟が無ければ、到底實效を擧ぐることは出來まい。而して其の覺悟なるものも、單に消極的のものでなく、國民一般が汎ゆる物資に對し、徹底的に科學的利用を試みんとする積極的節約方法と執るやうにならればならぬ。禹書に「政は民を養ふに在り」とある。民衆を養ふべき至高なる政治の本旨は、現代と雖も之に異ることは無い筈であるが、之と同時に民衆も亦た自ら養ふべき經濟的自覺が無ければなるまい。吾人は物價調節の前に、先以て國民の自覺を促したいのである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

民法商法施行法令の公布

民法商法を臺灣に施行するの件は曩に總督府評議會の諮問を經たる上之に關する法案を提出して中央政府に交渉し該案は八月二十二日法制局に於て審議終了を經たることは本誌前號に之を報じたが右は九月十二日の閣議に於て確定し同十八日愈々勅令として公布を見るに至り茲に多年の懸案たりし臺灣私法問題の一大進展を告げたるは洵に本島法制の爲に喜ぶべく又た內地延長主義の徹底の爲に欣ぶべき次第である今其の法令を見るに勅令第四百六號として民法、商法、民事訴訟法、商法第三編其他干係諸法令を臺灣に施行することを定め、次に勅令第四百七號に於ては民法、商法、民事訴訟法、不動産登記法其他施行上の關係に就て規定したるが該令中其第五條の「本島人ノミノ親族及相續ニ關スル事項ニ付テハ民法第四編及第五編ノ規定ヲ適用セズ別ニ定ムルモノヲ除クノ外慣習ニ依ル」との規定は本島人同士の關係に於ける親族相續の事項に限り從前の通り本島の慣習に支配さるべき所以を定めたるもので即ち多年慣行の族制家庭の慣習を破壞すべからざるが爲に外ならないのである此點が即ち從來臺灣私法の立法を如何にすべきやと論難されつゝあつたものであるが今回內地延長主義の立法による勅令に於て尙ほ之を民法より除外したのは洵に賢明なる立法であつて本島人の幸福は申す迄もなく法令としても何等の瑕疵を見ないのみか之を世界植民法制に鑑みるも實に理由ある規定であるといふべきである而して以上二勅令は齊しく明年一月一日から施行せられるのであるが之と同時に律令第六號を以て從來本島に行はれたる臺灣民事令其他關係律令は之を廢止し其他今回の勅令第四百六號の施行上の關係に就て規定したるが是亦た明年一月一日から施行することを定めて茲に民商法其他施行に就ての法令の統一が出來た次第である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

物價調節策

物價の調節は本島に於ても漸く其の實行を必要とするの機運に到達したが總督府に於ては近く調節策を發表すべく過般來各方面に就いて之が材料を蒐集しつゝあり尙ほ之に關して部局長會議を開き賀來長官からは其の腹案に關するものを附議されたと聞くが其の具體案の決定された上は近く田總督の歸府を待つて發表せらるべき順序であるといふ吾人は刮目して其の施爲の出づるを俟つ。

北部臺灣の强震

去月二日拂曉、人の夢を破つて突如大强震が北部臺灣を襲つた、臺北測候所の觀測に據ると其時刻は午前三時十六分二十一秒、震動時間は約四十五分なるも震動の人體に感じたるは約四十秒間、震度は强震の程度にして列震には至らず震源は臺北州蘇澳郡大南澳の東方約十一里半の海底に於ける地辷り卽ち斷層なるべく而して强震區域は臺北新竹の兩州及び花蓮港廳の北部に限られ南下するに從ひ震動輕く被害は去る大正九年六月五日の强震に較べると今回のは輕微の方で全島で死傷者八人、全潰半潰家屋二十六戶（損害家屋は悉く老朽土角造のものであつた）に過ぎぬ、又た餘震は二日から八日迄の間に二百五十回もあつたが其內、人體に感じたるは十六回のみ他は皆な無感又は極微のものであるが八日以後も引續き輕微な震動があり同十五日には又々强震あり爾來輕微な震動が今以て絕えないのは人をして稍や不安を感せしむる次第である。（十八日）

汕頭住民の感謝

汕頭海嘯の災害に就き之が救濟として臺灣官民は義捐金を募集し取敢へず米一千袋を被害地に送つたことは曩に之を報じたるが爾後、內務局市街庄課に集つた義捐金の額は臺灣日日新報、臺灣新聞、臺南新報の三社取扱の分竝に地方各官衙より內務局へ通報の分とも合せて豫定の額以上に達したので曩に米一千袋を送付せる費用を除き其の殘金は義捐金として最も有意義に使用さるべく目下考究中に在りと聞く尙ほ總督府からは醫員其他より成る救護班を疾くに派遣

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して同地罹災民の救護に從事せしめて居るので汕頭住民は重ね〲の臺灣官民の厚き好意に感泣し邦人を通じて感謝の意思を表明して居るが尚は前記義捐殘金の處置が着いたなら救助の意味が一層徹底して彼我親善を助長するに與つて大なる力があること丶思ふ。

巡回書庫實施

總督府圖書館では讀書家の便宜を計り併せて地方の讀書趣味を鼓吹する目的を以て巡回書庫の案を立て既に其の細則も總督の認可を得て兒童用臨時書庫十三箇此の冊數八百冊は既に回覽中であるが大人用書庫は經費の都合上、近く島内各郡、市、支廳中、最も利用せらるべき見込ある箇所を選定して書庫を發送するに決定し其第一回の書庫は通俗本位にて總計十八箇其の冊數千百冊以上は近く回覽さるべく之によつて新領地生活に趣味を加へ一面地方開發に伴ふ時代の要求に應せんとするのであるといふが洵に好い思ひ付である。

乃木將軍十年祭

前の臺灣總督であつた乃木大將の十周忌辰たる九月十三日臺北の官民は將軍の墓所三板橋の葬儀堂で莊嚴なる十年祭を執行した當日午前八時福田軍司令官、賀來總務長官を初め參列諸氏一同著席するや神式により修祓獻饌を行ひ次で一同最敬禮の裡に祝詞かあり右了つて木村匡氏の過去一箇年間に於ける國家の主なる出來事に就ての報告文朗讀があり夫れより福田司令官、一同を代表し玉串を捧げて拜禮を爲し式後參列者一同は大將の墓前に到り禮拜を爲して夫々退散したが墓前には田總督、福田司令官、賀來總務長官を初め官民有志からの供物、生花等が せき迄に供へられて故將軍の德の年を經て彌高きが偲ばれた。

臺東廳舍落成

豫て新築中の臺東廳々舍は愈々竣功を告げたので曩に新築せる臺東支廳舍の落成式を兼ねて八月十七日午前十時より市來廳長初め多數官民參列にて落成式を本廳舍樓上に擧げ式後支廳前廣場にて餘興を催はし又

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た午後四時からは祝賀會を開き官民共に盛んなる意氣込を以て臺東廳舍の新成を祝した。

羅東農業倉庫

臺北州下羅東信用生産販賣組合の經營に係る羅東農業倉庫は此程全工事を竣りたるを以て八月十八日羅東郡街庄聯合主催管內物產品評會場として構內を開放し同時に工場及機械を一般の縱覽に供して倉庫事業の宣傳を爲したるが此種事業の興起は地方產業の爲に大いに喜ふべき現象である。

臺灣電力會社第六回定時總會

臺灣總督府並に民間の出資經營に成る臺灣電力會社は事業資金に要する公債募集難の爲め一時日月潭の工事を中止するの止むなきに至つたが尚は從來の電力事業に就ては相當の利益を收めつゝあるので八月二十八日同社に於て第六回定時總會を開き高木社長の挨拶角副社長の事業說明等があり種々質問等もあつたが結局法定の順序によつて總會を了し株主に對しては年七分五厘の配當を爲すべきことを多數により可決確定した。

臺北州の防疫的糞便檢查

臺北州に於てはチフス豫防の爲め七月一日以來五箇月間の豫定を以て臺北全市に亙りチフス發生地と認むる方面を主として糞便の檢查を行ふべく戶每に其人員丈けの大小便採取瓶を配布して糞便を蒐集し之を州衞生試驗室に送り技手二名助手七名にて日々其の試驗に當り斯くて發見したる保菌者に對しては相當の治療及防止の方法を講じつゝあるが開始以來九月八日迄一萬五千人の內、四十名の保菌者を發見し之に對して適宜の處置を執りつゝある爲め其の效果良好にして患者の發生も漸次減少しつゝあるやうである此の事たる中々の大事業で當事者の努力も容易ならぬことゝ思はるが本島の如き熱國特に其の首都に於ける施爲としては洵に好適のものと思はれるので偏に其の終局の效果を收めんことを希望する。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣財政の現狀

財務局長　阿部　滂

此の一篇は去月中長官々邸に於て阿部局長の講演せるものゝ速記錄にして同局長の校閲を經たるものなり。（編者）

一　緒　言

財政に關するお話と申しましても財政學の原理と云ふやうなことを申上げるのは所謂釋迦に說法であります。又た例へば世界各國の財政の狀態とか、比較とか又は帝國の財政狀態とか云ふやうな問題を取扱ひまする事は到底私の任ではありませぬ。そこで熟々考へまするに長官が特に財政に關することに問題を限定して御命令になりました所以のものは、恰度世界大戰後必然的に生じました世界的財界不況の影響を受けまして臺灣の財政が甚だ窮迫な狀態にある。此の時に於て皆さんが各々其の分擔せらるゝ職務に就て或は旣に計畫

され又は計畫せられつゝある事項の多き事は當然のことでありますが、然し此の財政の狀態では到底皆さんの劃策される各種の事項に對して何としても其の財源を提供する譯に參りませぬ。そこで其の現狀をお話して暫くの間御辛抱を願ふ外なきことの諒解を得ると云ふことが長官の御意思であると思ふのであります。それで本島財政の現狀と問題を掲げまして少しくお話をして見たいのであります。尤も御話は特別會計に限りまして地方財政に及びませんから豫め御斷り申上げて置きます。私は甚だ話が下手でありまして其の上御話が數字に亙ります。又もう一つは時間が長くなります。此の惡い三柏子揃ひますので皆さんの御倦怠を來たしまして其の結果長官の御趣意に副ふことか出來るかどうか甚だ疑問に思ふのであります。

二　過去の臺灣財政

本島財政の現狀……それが今日のお話の要點でありますが、其前に簡短に臺灣財政の過去に付てお話を申上げて見たいと思ひます。總ての問題に對して現在を知り將來を察する上に於て歷史と統計とは最も必要な要件であります。此の意味に於て過去のお話を申上げることが必ずしも無意味でないと考へるのであります。

最初に決算に現はれた數字に依つて總督府財政の發達を申上げて觀ると、民政の施かれた第一年即ち明治二十九年に於ては歲入歲出各々六百六十五萬圓、それが約十年を經まして日露戰爭の終局を告げました年で又た臺灣總督府の特別會計が所謂財政の獨立を致しました年即ち明治三十八年には歲入二千五百四十一萬一圓、歲出が二千四百四十四萬圓即ち歲入に於ては明治二十九年に對し約四倍の增加、歲出に於て約三倍の增加を示して居ります。更に進んで約十年を經て世界的大戰の始めの年即ち大正三年の決算に就て見れば、歲入は五千三百十六萬圓、歲出四千七百六十九萬圓でありまして、明治二十九年に比して歲入に於て約八倍、歲出

に於て約七倍の增加であります。更に進んで大正十一年即ち本年度の豫算に就て見れば、歲入歲出共に一億六百萬圓即ち明治二十九年に比して十六倍の大をなして居ります。

次に臺灣總督府の財政を會計の形式から觀て之を時代分けに致しますと、第一明治二十八年度は總ての費用が日清戰役の臨時軍事費から支辨されて居りまして、此の時代を臨時軍事費時代と致します。續いて其の翌年即ち明治二十九年に始めて民政を布かれ、陸海軍の費用は臺灣に於けるものもそれ〴〵陸海軍省の所管になり、民政に關するものだけが大藏省又は拓殖務省の所管として一般會計より支辨せられました。之を先づ一般會計時代と致します。夫れから明治三十年度より初めて特別會計となりまして、爾來同三十七年度に至る間は一般會計より補給を受けて居ります。此の時代を受補給時代と致します。而して同三十八年度以降は初めて一般會計の補助なしに臺灣自身の歲入を以て其の歲出即ち民政に要する費用を支辨する事になりまして爾來今日に及んで居るのであります。之を財政獨立時代と致します。勿論是等の區分は如何樣にも出來ませうが、先づ此の四つに分ちましてお話を申上げて見たいと思ひます。

三　財政獨立以前の時代

第一の臨時軍事費支辨の時代に就て充分なる材料もありませんから之は省きます。一般會計時代になりまして二十九年度の豫算額は千六十一萬圓でありまして、其の歲入は臺灣自身の歲入として六百六十八萬圓、一般會計からの補給金三百九十三萬圓を計上したのであります。然るに決算に至りましては臺灣歲入は豫算額六百六十八萬圓に對し二百七十一萬圓に過ぎず、非常なる減少を來したのであります。それで此の不足は一般會計よりの補充金を增加して補塡いたしました。即ち決算に於ける補充金は豫算三百九十三萬圓に對し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六百九十四萬圓卽ち約三百萬圓を增したのであります。斯樣に改隸日淺く臺灣に於ける歳入の見込が甚だ立て惡くかつた爲に此のやうな狀態では母國財政上に累を及ぼす事大なりと云ふ議論があつたのであります。そこで明治三十年の三月に臺灣總督府特別會計法が施行せられ三十年度より特別會計となつたのであります。卽ち臺灣經費は臺灣に於て生ずる歳入を以て支辨するを原則とし當分の間だけ一般會計より相當の補給をなして辻褄を合はせる。詰り自給自足の方針を採ると云ふことが此の特別會計の起つた眞因であるやうに思はれます。此の時代に於て特にお話を申上げたいのは、明治三十二年度の豫算を編成するに當つて三十二年度より五十一年度卽ち大正七年度に至る間に於ける歳入歳出の見込を立てまして二十年計畫を立てたことであります。要點は第一生產的事業に對しては公債財源を以て之に充つること。第二に所謂財政獨立の企畫であります。此の二十年計畫に據ると、明治四十三年度を期して財政の獨立をする事になつて居ります。又た三十七年度以降に於ては夫れ迄に募集致しました公債を每年百萬圓以上宛償還すると云ふ計畫になつて居るのであります。それで此の計畫に於て一般會計より受ける補給金は如何程と豫定したかと云ふに、溯つて明治二十九年度より明治四十三年度に至る間の總額を三千七百四十萬圓と見込みました。然るに此の財政獨立は四十三年度迄はかゝらず三十八年度を以て獨立致しまして實際の補充額は三千四十八萬圓で濟みました。豫定に比し一般會計の補給を受くること七百萬圓少なかつたのであります。偖てこの二十年計畫に於て其の財源として最も重きを措きました一つは土地調査に依る地租の增收であります。之が土地調査に由つて土地に對する業主權を明かにして從來存在せし大租權を整理致しまして、それに由つて地租收入の從來百萬に足らざりしものが約三百萬圓に增加致しました。又た阿片、樟腦、鹽、此の三專賣の收入も亦た最も重き財源として見込まれてあつたのであります。然るに其の中に於きまして鹽の收入は豫定に對し甚しく狂ひを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

生じ、實際それだけの收入を擧げることが出來なかつたのであります。其の重なる原因は其の後内地に於きまして鹽の專賣を施行した爲に臺灣に於ける鹽の販路を内地に求めて居りました關係上狂ひを生じたのであります。要するに鹽の收入は二十年計畫の見込に比し實收は遙かに少なかつたのであります。併しながら一面には豫期せざりし煙草專賣の收入があり夫れから又た鐵道の收入が非常なる進歩を以て增加し、其の他の收入に於ても豫定を超過したものが多かつたのであります。是に由つて四十三年度に獨立する豫定のものが之に先つこと五年即ち三十八年度を以て成功致しました。勿論當時日露戰爭の關係で一年も早く財政の獨立をする必要があつたのでありますが、三十八年度に於ては遂に財政の獨立をすると云ふことになりました。

公債に關することは便宜上後に纏めて申上げる事に致しまして、此の時代に於て普通歳入に依つて支辨された事業に就て申上げますれば、行政及司法機關の確立擴張、四專賣事業、衞生的施設としては例へば醫院の設置、ペスト防遏、市區改正等があり、又た殖産事業として農事試驗場、模範製紙場、熱帶植物殖育場、種畜場、糖業試驗場等であります。特に糖業に對する保護奬勵と云ふことは此の時代に於きまして最も力を盡された點であります。それから舊慣調査、戸口調査、度量衡の官營、電信電話の建設、是等が先づ此の時代の重なる事業であります。

四　特別會計の黄金時代

次には財政獨立時代となりまして、三十八年度から四十三年度迄の間が、臺灣の特別會計の黄金時代とも云ふべく、歳入は非常に增すと云ふやうな狀況で、年々數百萬圓宛增加を致して居ります。殊に四十三年度の如きは前年度の歳入に比して千七十五萬圓の增加を來たし、總歳入に約三割の增加を示した狀況でありま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。之は要するに前の時代に蒔いた種子が此の時に於て花を開き實を結んだのであります。其の歳入増加の重なる原因を申しますと、砂糖消費税の増加、通信收入の増加、煙草收入、鐵道收入、印紙收入、是等の收入が特に非常なる増加を來たした爲めであります。砂糖消費税に就ては後程申上げたいと思ひますが、鐵道收入の如きは四十一年縱貫線の開通以後、特に多額の増收を擧げたのであります。又た印紙收入の増加は或は會社の設立登記、或は土地の保存登記又は移轉登記等が重なる原因をなして居りますが、此の當時延納制度の干係よりして印紙が臺灣より內地に輸送せられ、其の爲に賣上高を多からしめたと云ふ事實もあつたのであります。夫れから尙新たなる財源として此の時代に出來たものは、第一が酒造税であります。之は明治四十一年度から始めて施行され、爾來特に酒精製造高の増加に伴ひ非常なる増加をなし來つたのであります。其の次は第一種卽ち法人所得税でありまして、明治四十三年度から內地に於ける法人所得との權衡上、臺灣にも之を施行することになりました。次に從來地方費區の經營せる電氣事業を國庫に移し、其の收入が四十三年から特別會計の收入となりまして、新たに大なる財源を提供致したのであります。而して此の時代に於て廢止されました財源は輸出税及出港税であります。是等の税は其の性質上好ましからざる税と見られて居りましたが、法人所得税の施行により新財源を得ると同時に廢止せられたのであります。

此の如く歳入の急激なる増加を來たしました結果、一般に臺灣特別會計の財源には非常に餘裕があると云ふ聲が擴まりまして、終に其の財源の一部を一般會計に移すといふ問題を生じたのであります。卽ち財源移換に就きまして一般會計との間に交渉の行はれました時代卽ち主として明治四十四年度から大正五年迄のお話を申し上げたいと思ひます。

五　財政上の一轉期＝第一、第二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

四十三年の歳入は五千五百萬圓でありまして、其の剩餘金として前年度より繰入れられた額が千四百萬圓の多額を占めて居りますが。之を以て觀ても如何に其の當時の財政に餘裕のあつたかゞ判るのであります。然るに四十四年度以後に於ては只今申上げました財源移換の外に尚一つ財政上に一轉期を劃したる事情が生じたのであります、それは風水害に因る支出であります。近年久しく大暴風雨の襲來がなかつたのであります。然るに明治四十四年に至つて大暴風雨の爲久し振りに而かも甚大なる被害を蒙つたのであります。世間では六十年目の大洪水と噂致しました。然るに引續き翌大正元年に更に更に大なる風水害に而も二回迄見舞はれました。而して引續き大正二年に於ても亦た風水害を受けました。それで之に對しまして支出せる金額は四十四年度に於て二百八十萬圓、大正元年度に於ては四百五十萬圓、實に今日迄のレコードを作つて居る災害費を支出しました。大正二年には百四十萬圓の支出であります。箇樣に風水災害の爲に多大の臨時支出をしなければならなかつたのであります。此の風水害に就ては過去の事實に考へて觀ましても將來に於て常に考慮を拂はなければならぬ事柄であると思ひます。

今一つの事情は先程申しました一般會計への財源移換の問題であります。一　會計との交渉の第一歩は明治四十一年十一月、四十二年度豫算編成に當り、臺灣に於ける輸入税を一般會計の收入にすると云ふ交渉であります。種々交渉の結果關税統一といふ理由の下に四十二年度以降輸入税は全額之を一般會計の歳入とし、其の中恰度半額をば税關の費用竝に公債利子の支拂に充つる爲めに、一般會計から臺灣特別會計に繰入れると云ふ方法を執つたのであります。之が四十二年度から大正二年度迄繼續されまして。更に大正三年度よりして次のお話を致しまする內地消費糖の砂糖消費税移換に關聯いたしまして、輸入税は全部臺灣の歳入に戻つたのであります。尤も一旦一般會計の歳入として更に之を臺灣の特別會計に繰入れると云ふ形式を執るこ

とは從前の通りであります。關稅は臺灣の歲入に戻りましたけれど、大正三年九月、中央政府の申込に依り內地に於ける財政整理と同時に臺灣に於ても整理を行ひ、之に依りて生ずる餘裕を以て一般會計より繰入れらるべき關稅と相殺することに決し、大正四年度に於て三十二萬圓を關稅と相殺したのであります。越えて翌四年八月、中央政府より申込に依り、一般會計の歲入缺陷を補ふ爲め再び整理節減を行ふこと、なり、交涉の結果、整理節減四十萬圓を大正五年度に於て繰入れらるべき關稅の內より減少されました。之が大體關稅に關する內地との交涉であります。

六　砂糖消費稅の移換

次に財政上の一轉期に於ける第三の出來事は內地消費糖の砂糖消費稅移換の問題であります。四十三年の春の議會に於て臺灣に於ける砂糖の生產が多くなるに從つて、從來內地に於て外國に供給を仰いで居つた砂糖が減少し、從つて之に對する消費稅及輸入稅の減少も尠なからず、仍つて其の缺陷を補塡する爲に、臺灣に於て製造された砂糖にして內地の消費に充てられるものは之を一般會計の收入となすべきものなり、と云ふ注意點の希望が或る代議士より政府に向つて述べられたのであります。越えて四十三年度開始後間もなく中央政府から、內地に於て消費せらるゝ砂糖に對する消費稅は一般會計の收入と爲すべし、と云ふ交涉を受けたのであります。其の結果、同年七月に協定が成立致しました。其の協定は明治四十三年度の一般會計及臺灣の特別會計豫算に計上されました砂糖消費稅の金額を基礎としたのであります。即ち第一に四十三年度の一般會計の砂糖消費稅豫算千五百九十三萬圓を基礎とし、四十四年度以降內地の稅額が之れより減少したるときは臺灣から繰入れて補塡をすることゝ。但し凶作又は一般砂糖消費狀況の變化に由り內地も臺灣も共に稅

額減少し補塡の途なき場合は此の限にあらず、第二に前項の繰入れを爲すも臺灣の稅額が尙は千二十三萬圓し之が四十三年度に於ける臺灣の砂糖消費稅の豫算額であります。之を超過するとき又は臺灣よりの繰入れなくして一般會計の收入が千五百九十三萬圓を超過するときは、左の方法により大藏省と總督府との間に平分す。卽ち何れか一方に增收のあつた時は之を平分し、又た双方共に增收のあつたときは其の增收額を相殺し殘る部分を平分する、と云ふことになつたのであります。而して其の後の實際に付て見まするに、四十四年度に於ては特別會計の收入は千七十一萬圓で、一般會計の收入が千八百十八萬圓に上りました爲め、却て一般會計より臺灣に八十八萬圓を受入れ、又た大正元年度には一般會計も特別會計も何れも豫定額に達しませぬ爲に繰入の問題を生じなかつたのであります。之が第一の交涉でありますが、尋で大正二年に至つて更に交涉が開始されました。卽ち其の時の協定に由ると內地消費糖の消費稅は總て一般會計の收入となつたのであります。大正二年の分は決算に依つて內地消費糖の消費稅を特別會計より一般會計に繰入れ、大正三年以後は一般會計の徵收機關に依て直接一般會計の收入となりました。只だ糖業の保護奬勵及び監督、並に砂糖消費稅法の施行に要する經費は、三年度以降總督府の消費稅收入と、一般會計の直接消費糖に對する消費稅の收入との步合に應じて分擔することゝなり、之れと同時に輸入稅は特別會計に繰入るゝことになつたのであります。砂糖消費稅を一般會計に繰入ることゝなりました爲め、總督府は大正二年度豫算確定後、行政財政の整理を行ひ、三百七十六萬圓の大節減を斷行致しまして歲計の維持に力めたのであります。而して大正二年度に於ては三百四十六萬圓を一般會計に繰入れ、大正三年度に於ては前年度の徵收猶豫に係りし分五百三十三萬圓を繰入れ、大正四年度以降は總て內地に於て直接課稅をすると云ふことになりました。內地移出糖を二種糖三百萬表と假定しますれば其の稅額千五百萬圓となるのであります。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七　財政膨脹時代

大正三年世界の大戰が開始されまして以來、當分の中は財界甚だ不況を極め、之が爲め國庫の收入にも影響を致しました。此の期間に於きまする豫算額は實質的に前年度の繰入金と公債とを除外して見まするると、大正二年度には四千四百五萬圓、三年度には四千三百萬圓、四年には四千百七十四萬圓、五年には三千九百九十三萬圓となり、逐次減少を致しましたのであります。然るに戰爭の繼續に伴ひ各種の產業相競つて盛んになり、從つて大正六年度以降は財界の好況を來たし、之に伴ひ總督府の財政も非常に膨脹致しました。之は一面產業の勃興、財界の好況に從つて、政府に於ても經常的施設、臨時的事業の擴張もし新に起こしも致しましたけれども、併し其の膨脹致しました最も大なる原因は物價騰貴に依る支出の膨脹であります。即ち俸給、旅費、雜給等の人件費或は之に準ずべきものゝ如き、其の率の增加のみで實に千餘萬圓の增加を來たして居ります。是等のものは其の後財界が不況になりましても大體に於て此の時分の狀態を持續致して居ります。之が爲め歲入の減收に伴ひ歲出を減少することが困難であります。此の膨脹時代は大正六年度から大正九年度迄と見て可からうと思ひます。此の間の財政の狀況を決算額に依て示しますと、大正六年度が六千五百萬圓、大正七年度は八千萬圓、大正八年度は一億萬圓、大正九年には一億二千萬圓で、年々急速なる增加をなし、大正九年に於ける剩餘金の如きは實に二千七百萬圓の巨額に上つて居ります。此の時代に於ける歲入增加の狀況を申しますと、例へば所得稅が大正九年度に於て豫算額百四十六萬圓に對し、實際の收入は七百五十六萬圓であります。之は島內に於ける各種會社の事業の好況と云ふことゝ、尙は更に大なる原因は製糖會社の外國に於ける事業に依つて得たる利益の多かりし爲で御座います。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

八　財政獨立時代の財源と普通歳入支辨に依る事業

次に唯今迄お話を申しました明治三十八年度から大正九年度の間に新たに生じました財源は、先程も申しました酒税、電氣收入、法人所得税の外、新たに宅地租の收入を加へました。從來地租を課しました地目は田、畑、養魚池の三種目に限られましたが、此の時代に建物敷地に新たに地租を賦課し、是に由つて年額五六十萬圓の收入を得ました。又尋で地租規則施行以來年月を閲し、新たに交通機關水利の便の開かれたる等の爲に、等則と其の土地の收益と權衡を得ざるに至りました爲め、田、畑、養魚池の等則修正を行ひ、之に依つて約百四十萬の增收を得、又た阿里山、八仙山、宜蘭濁水溪の上流等に於て森林の作業をなし、是に由つて相當の收入を得ることになりました。最も當初の二三年間は成績思はしくなかつたけれども、其の後は年々相當の財源を生み出して居ります。次には戰時利得税、之は內地と同時に臺灣に於ても之を施行し、其の收入は七、八年度の二年丈でありましたが、大正八年度の如きは四百萬圓以上の收入を擧げて居ります。

次に此の時代に於きまして普通歳入を以て支辨しました事業の重なるものを申し上げますれば、其の一は縱貫鐵道の敷設であります。之は當初公債支辨として始めましたが、三十八年度以降普通歳入を以て支辨したのであります。之を以て見ましても當時財源に餘裕があつたことを想像し得るのであります。次は基隆築港であります。之は第一期計畫の財源は公債ですが、此の時代に施行しました第二期計畫の分は普通歳入を以て支辨しました。高雄築港は大正二年度以降普通歳入支辨になり、次は硏究所の設置、それから電氣の官營、移民事業であります。之は主として東部に於ける官營移民事業、尋で民營移民に對する補助を致しました。次は水道敷設であります。普通歳入を以て施行しました水道は高雄、嘉義、臺南、屏東、花蓮港の水道

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

であります。其の內臺南の水道は一時鐵の高い爲に中止を致しましたが、僅かに一年にして更に繼續し、本年度を以て全部完備致しますことになつて居ります。次は阿里山森林の經營であります。之は當初藤田組に於て著手致しましたものを、其の費用を補償し官の事業として之を經營することになりまして、四十二年度の豫算に補償金百八十萬圓と其の他の經費とを計上致しましたけれど、議會の協贊を得られなかつたのであります。そこで翌四十三年度の議會に再び提出いたしました所が、百八十萬圓を百二十萬圓に削減されて四十三年度より著手致しました。次は林野整理、林野調査及官有林野特別處分事業、次は理蕃事業であります。之は四十三年度より五年繼續事業、千五百四十萬圓を以て著手しましたが、其の後蕃匪鎭定費等の名目を以て增額し、總額は約二千萬圓に上つて居ります。次は高雄、屛東間の縱貫鐵道の延長であります。次は諸種の建築物であります。殊に其の內の重なるものは總督府の廳舍、臺北醫院、醫學校、中學校等の建物が此の時代に建てられました。次は臺北、基隆間の複線工事、戶口調査、國勢調査、夫から地租調査であります。宅地租調査、等則修正に引續き測量誤謬地の改測であります。次は樟木調査、河川整理、道路橋梁、それから中等教育の施設、南洋航路の開始であります。現在南洋航路は三線あります。次は明治四十二年及大正七年の官吏の增俸、それから司法機關の擴張、次は淡水、長崎間の海底電線の布設、水產に關する各種の施設、最後は南支那及南洋に於ける施設、之は當初約七萬圓の豫算が今日では九十萬圓に增加して居ります。之は臺灣の使命として此の方面に對する施設は最も緊要の事であります。それから最後に大正九年十月實施せられました地方制度を擧げなければなりません。尙之は事業といふのではありませんが、電氣事業を民營に移したことも此の時代であります。此の時代に於て一時借入金を以て支辨しました事業があります。その第一は臺北の第二發電所建設工事、第二は臺北水道、第三は四十三年度に於ける海底電線の布設であります。

是等の借入金は總て償還濟であります。

九　公債支辨事業

次に公債法施行の當初より今日に至る迄の公債支辨事業に關するお話を纏めて申上げたいと思ひます。初めて臺灣事業公債法の施行されましたのは明治三十二年の三月であります。當初此の公債法に定められました法定金額は三千五百萬圓でありまして、之に依て成されたる事業は第一基隆、打狗間の縱貫線建設、第二土地調査事業、第三基隆築港、第四廳舍新營であります。而して土地調査の結果、更に明治三十七年大租權を整理する必要上六百萬圓を公債に財源を求めたのであります。其後日露戰爭其他に因りまして三十八年度以降は一時公債募集を中止し、普通歲入を以て之に充つることになり、當分の間基隆築港、縱貫鐵道も普通歲入で充つることになりました。而して明治四十一年度に於て水利事業、打狗の築港、花蓮港玉里間の臺東鐵道の建設、是等の事業の爲に三千八百九十九萬圓の繼續費に對し議會の協贊を經、公債法を改正して法定金額を七千三百五十萬圓に改めましたが、當時政府が非募債主義を採りましたる爲め實際公債の募集をなさず、當分の間臺灣銀行の借入金で公債に代へることに致しまして、爾來十餘年間是等の事業は借入金を以て支辨して參りました。其の臺灣銀行から借入金をする爲に臺灣銀行に對する資源の一部を供給する爲に義務貯金を實行して今日に及んだのであります。臺灣銀行からの借入金は四十一年より大正七年度迄に年々借り入れました總額が三千三百七十五萬圓であります。其の借入期間は公債法に三年以内に制限されて居りまする爲め、四十三年度より返し始めて大正十年度迄に全部返還を了りました。次に大正六年度に於て八堵より蘇澳迄、謂ゆる宜蘭線の鐵道、夫から屛東より枋寮に至る所謂枋寮線の敷設工事を公債に依て施行する

事となりました。其の金額は一千萬圓であります。併し此の年は法の改正は致しませぬ。更に一年を越え大正八年に至りまして縱貫線の輸送能力の關係から中部海岸線を公債財源に依つて施行することになりました。其の金額が千五十五萬圓でありますが、多少其の間に水利事業を八、九年度二箇年間普通財源を以て支辨にすることに致しました爲に、法定金額を九千二百五十萬圓に改正致しました。更に大正九年度に至り基隆築港の第三期計畫を實行する爲め之に要する金額千二百八十九萬、大甲溪、大安溪及後壠溪の鐵道橋に道路橋基礎工事を添架する爲に七十六萬餘圓、合計千三百七十萬圓を新たに議會の協贊を得まして法を改正し、法定金額が一億六百萬圓となりました。進んで大正十年度には玉里、里壠間に臺東鐵道を延長する爲め二百十萬圓、鐵道建設費に於て物價騰貴に因り增額を要する爲め百萬圓、夫れから鐵道改良の爲に六百二十五萬圓を割り充てました。此の鐵道改良事業の內容は主として線路の改良と車輛の增設であります。當初の計畫としては百分一以上の急勾配の個所を其の勾配を緩くし、更に進んで基隆、高雄間を複線とし、又た當時の滯貨に對し之に應ずる車輛を增設し、延ゐて將來の貨客の增加に對應する計畫を立てたのでありますが、結局年々必要なる改良費を豫算に計上することに致しまして、十年度には六百二十五萬圓を以て八堵、基隆間及鶯歌石附近の線路の改良と各種車輛の增設をする事に決したのであります。そこで以上合計九百四十萬圓を增加し、法定額を改正して一億一千五百六十萬圓と致しました。夫から續いて大正十一年度に於ては物價騰貴の爲め鐵道建設費に百七十五萬圓、鐵道改良に新たに三百四十萬圓を支出し、之を以て基隆、八堵間線路の殘り、彰化、大肚間の複線の一部、それから車輛の增設、制動機、連結器等の改良に充てました。其の他臺東、新開園間鐵道買收の爲め百十五萬圓、之れで花蓮港、臺東間に官設鐵道が全通することになるのであります。それから十一年の七月より酒專賣を實施するに就て禁業交付金、建物、敷地、器具、機械買

收費を要する爲め四百四十萬圓、合計千七十萬圓を增加して、事業公債法の法定金額を改正して一億二千六百三十萬圓と致しました。さて公債の募集總額は、十一年度に豫算通り募集するものと假定して、十一年度末迄に八千九百十八萬圓になります。其の內既に償還いたしました額が千八萬圓であります。故に十一年度末に於ける公債現在高は七千九百十萬圓であります。公債を千萬圓募集しますれば其の利子年額が五十萬圓になります。此の數字から考へましても公債の募集は愼重にせねばならぬことゝ存じます。公債の償還は從來年に依り或は五十萬圓、或は八十萬圓、最高百五十萬圓を償還致しましたが、大正七年度以降は全く償還を中止致して居ります。

一〇　臺灣財政の不安定

以上を以て大體臺灣財政の過去に就てお話を申上げたのでありますが、此の際臺灣の財政が甚だしく「スタビリテイー」を缺いて居ると云ふことに就て一言したいと思ひます。其の原因の一は暴風雨の被害であります。暴風雨は本島に於て內地で想像し得ざる程の慘害を與へます。總督府の財政も亦其の影響を避くることが出來ませぬ。先づ收入に於て直接には鐵道收入、森林作業收入等の減少となり、間接には所得稅の收入の減收となります。更に支出の方面に於ては災害復舊費の豫測すべからざる支出を餘儀なくされます。明治四十四年より大正二年に至る三年間の災害費に付ては先に申上げました。最近大正九年度に於ても二百五十萬圓を支出したのであります。將來に就て考ふるに寧ろ工作物の少なかりし過去に比較しましすれば、河川工事とか家屋とか各種の工作物の增すに從つて、將來益々風水害に因る支出が多くなるのであります。次に不安定の原因の第二、而して最も重大なる原因は、官業收入殊に專賣收入が歲入の主要部分を占むる事で

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

おります。改隷日尚淺き時に於て、時の當局者が各種の專賣事業を起す等、主要なる財源を官業收入に求めましたことは當時の事情としまして非常に賢明なる處置として敬服する所であります。何となれば直接税の負擔が困難で、從つて苦情の多きに反し、間接税、消費税に就ては多少の增税を行つても苦痛苦情が少ない。選擇の餘地あるだけ負擔し易いと云ふことは爭はれざる理屈であり、又た事實も之を證明して居ります。內地に於て地租增徵又は地價修正の容易に行はれざるに反し、造石税又は砂糖消費税等の間接税が屢々增率されました事實に徵しましても、間接税の負擔し易く直接税の負擔し難きことは爭ふべからざる事實であります。專賣は即ち消費税の變態と申しても差支ないものであります。此の意味から申すと改隷日尚ほ淺き時代に於て、直接税よりも間接税に財源を求め、專賣收入を以て歲入の大宗と致しましたことは最も當を得たる處置であると考へます。尚更に他の方面より觀察するに利益ある事業を少數の人々に獨占せしめず、之を官營として其の利益を公益の爲に用ふると云ふことは現今の思想にも適應して居ると考へます。併し乍ら、凡そ其の長所がありますると共に亦た短所缺點もあるのであります。官業殊に專賣事業の財政上の缺點は「フラクチユエーション」の多い事であります。殊に樟腦の如き世界を市場とし、而かも絕對の「モノポリー、プライス」を有せざるものにありましては、需給關係以外、商買上の掛引に由つて收入に影響を來すのであります。其の他官業收入は程度こそあれ財界の景氣に左右せらるゝ事が甚しいのであります。即ち好況時代には歲入は非常なる膨脹を來たしますが、一旦不況時代に入れば收入は俄然として減ずる。其の變動の甚しきことは恐らく直接税は勿論總ての租税に較べて非常の差異があるのであります。以上お話いたしました二つの點が內地の一般會計等に比し、特に臺灣の財政を不安定ならしむるのでありまして、其の上所帶の小さいといふことが此の變動に對する調節を困難ならしめ、非常の苦心を要する次第であります。

大分長い時間を費しましたが以上は前置でありまして、之からが今日のお話の要點に入るのであります。

一　財界好況の反動時代

大正九年の三月に、それ迄上りつめて參りました財界の景氣が俄然として一變し、所謂反動時代に這入りました。財界の狀況は好況に續いて不況あり、不況に續いて好況の來りますのは常に繰り返さるゝことであります。殊に戰後一時非常に景氣附きまして、次で反動時代の來ることは、明治二十七八年及三十七八年の兩戰役に於て經驗して居りましたのにも拘はらず、今回も亦た之を繰り返すことを免れなかつたのであります。大正七八年頃に歐米諸國を視察して歸られた朝野の名士にして、當時生產制限其の他反動に對する警戒を高唱せられた人は、殆ど無かつた樣に記臆致して居ります。併し財界の內面に於ては、既に大正八年の秋頃よりソロ〳〵反動時期に入るべき徵候を呈したのであり ますが、之が事實に現れたのは大正九年の三月であります。然るに財界の變動が財政上に影響を及ぼしまするのは多少時がかゝるのであります。それで大正九年の三月以後、尙ほ內地の財政に於ても臺灣の財政に於ても、其の歲入は尙ほ增收を續けました。卽ち大正九年度は寧ろ尙ほ好況時代でありまして、實際に不況の渦中に投せられなかつたのであります。然るに大正十年度に至りましては、俄然として歲入の減少を來たすことになりました。而かも減收の甚だしくなりしにも拘はらず、他面物價勞銀は餘り下落いたしません爲に、支出の節約が甚た困難でありまして、隨て收支の「バランス」を取るに非常なる苦心を要することになりました。

二　大正十年の豫算編成＝其の歲入

然し大正九年の夏に十年度の豫算を編成する時分にはまだ財政上にあれ程の打撃を受くべきものとは豫測されなかつたのであります。隨つて大正十年度の豫算は一億千五百萬圓を見込みました。之を前年度に比較しますと二千六十萬圓の増加となつたのであります。併しながら此の中に公債財源に依る増額九百萬圓を含んで居りますから、普通財源に依る歳出の増加は一千百萬圓であります。而かも此の増加の内容を見ますると、或は地方制度の改正に際し、警察費を國庫負擔とし、或は俸給給料等の増加の月足らずを計上する等已むを得ざるに出でた歳出が多かつたのであります。

十年度豫算に歳入の増加を計上致しました重なるものを申上げますと、酒税に於て百四十萬圓、之れは主として増率に因るものであります。夫から新たに個人所得税を施行し、又た法人所得税の増收を見込みまして所得税に於て三百四十九萬圓を増加計上致しました。個人所得税に就ては茲に一言申上ぐる必要があります。所得税が租税制度の中樞をなすと云ふことは何れの國の財政に於ても殆んど例外のない點であります。勿論之に配合する各種の直接税、間接税に就ては各國其の趣を異に致しますけれども、所得税が税制の中樞をなすと云ふことは殆んど例外がないのであります。恰も戰時より戰後に亙り物價騰貴に伴うて歳出の増加を來し、恒久的支出も非常に増加したのであります。例へば法令の規定に基く人件費又は人件費に準ずべきものの増加は一千萬圓を超えて居る次第であります。是等の増加に對し一二年間は好況時代の増收に因つて生じたる剩餘金を以て充當し得たのであります。併しながら此の如きことは一時的でありまして永久に望み得べきことではありませぬ。畢竟此の恒久的支出には何等か恒久的の財源を必要とするのであります。個人所得税の新課は制度の上から申しましても、負擔の公平を期する上から申しましても最も適當なる財源の一なりと信ずるものであります。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

次に關稅に於て輸入貨物多き見込の爲め九十萬圓、通信收入に於て事業增進に因る九十七萬圓、食鹽收入に於て主として內地の需要に應ずる爲め新たに煎熬鹽を製造し、其他需給關係で八十八萬圓、事業增進に因る煙草收入七十一萬圓、又た鐵道收入に於て二百萬圓、是は乘客賃率の値上と事業增進とに因るのであります。森林作業收入に於て值上に因る五十三萬圓、官有地小作料に於て小作料の引上に因る三十四萬圓を見込んたのであります。

一三　同上豫算編成=其の歲出

次に此の年度に於て歲出の增加を計上いたしました重なるものは、地方制度の改正に因り地方廳に於て七十八萬圓、警察費全額を國庫負擔といたしました爲め千五十五萬圓、中等學校の職員俸給を國庫負擔とせる爲に六十九萬圓を增しました。併しながら一方地方費補足七百二十一萬圓を減じました爲め差引四百七十一萬圓の增加であります。其他俸給、給料、旅費に於て四百萬圓の增加を來たして居ります。是等は先づ必然的の支出であります。もう一つ所得稅の賦課に要する經費三十一萬圓を計上いたしました。以上の增額を除きまするど新たに施設した仕事としては極めて少ないのであります。卽ち高等學校の新設に七萬圓、笞刑廢止に二十四萬圓、臺北橋架設費五十萬圓、蘇澳漁港工事に二十三萬圓、海口船溜工事に十二萬圓、海防航路を新たに開始の爲め其の補助金十二萬圓、夫から警察費が全部國庫負擔となりたる結果、蕃地警備の爲め等に第二豫備金五十萬圓を增しました。是等が其の重なるものでありまして、其他は各作業に於ける事業增進の爲の支出增加を見積つたものであります。斯樣な譯で、歲出增加の內容を檢べて見ますれば實際內端の豫算であると言はざるを得ませぬ。

一四　豫算編成後財界不況の影響

然るに此の豫算編成後、財界不況の影響が一年近く遲くれて現はれたのであります。十年度の豫算が議會の協贊を經つゝある間、卽ち九年度末に於て十年度に於て豫定の歳入を擧げ得ざることが明かになりました。そこで十年度の年度開始後、直ちに各關係部局を煩はしまして收入見込を調べて戴いたのであります。其の結果、豫算額に對して減收見込が千五百五十四萬圓の多額に上つたのであります。其の中の重なるものは酒税に於て五十二萬圓、所得税に於て百二萬圓、食鹽收入に於て百萬圓、樟腦收入に於て千二百萬圓、鐵道收入に於て二十三萬圓であります。鐵道收入は其後十月に於ける調査には約二百萬圓の減收となりました。それから地所拂下代に於て四十八萬圓、公債に於て百十五萬圓の減額であります。公債の減額は額面と募集價格との差額であります。そこでこの減收に對應する爲に直ちに歳出の豫算の使用停止を行つたのであります。其の金額が千四百三十萬圓で、減收に對しては尙ほ百二十餘萬圓の不足であります。此の不足は剩餘金を以て補ふことに豫定いたしました。使用停止額の內譯は、公債支辨事業に於て百一萬圓、其の他の歳出に於て千三百二十九萬圓であります。先づ經常部各款の俸給、廳費、修繕費、旅費、雜給、雜費及び公債支辨事業以外の臨時部各款に於て之れと同一性質を有する支出に對し、大體に於て俸給、旅費及雜給は五分、廳費、修繕費は一割減額いたしました外、或る事業に對しては別に特別の減額を致しました。その重なるものは緬羊試育の縮小、鐵道に於て車輛費五十二萬圓、專賣局に於て專賣品の補償購買費其他を通じ七百萬圓、打狗築港費は豫算二百八十萬圓に對し百七萬圓、營繕費に於て四十六萬圓、公債支辨事業を通じて百十五萬圓、是等を重なるものとして、其の他にも使用停止を行ひ、漸く收支の權衡を得せしめたのであります。其の後

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十年度末卽ち三月末日の調査に依りますれば、歳入見込額は九千九百九萬圓となり、歳入の不足が千五百九十萬圓になりました。此の見込に依れば鐵道の收入は更に非常の減收となり、又た地所拂下代も多大の收入不足を生じたのであります。茲に尙一つ困難なる問題は會計法の改正に伴つて整理期間の短縮されることであつたのであります。從來歳入の整理期間は六月末日でありまして、年度終了後三箇月の餘裕があつたのであります。然るに新會計法に於ては整理期間を四月一杯と致しました爲め從來に比して二箇月短縮されたのであります。此の結果延納になつて居る關係であります。各種專賣品、及び木材の賣下代、或る種類の消費税に就ては從來延納制度を採り、長きは一年、普通六箇月又は四箇月の延納期間であります。會計法改正の結果五、六の兩月中に納入すべき延納代金を十年度の歳入とすることが出來なくなるのであります。之が爲めその年度の歳計に大なる影響を來たすことは申す迄もありません。旣に多大の減收に苦んで居る際でありますが故に、更に之を實行するときは何としても收支の「バランス」を合することが出來ないのであります。そこで拓殖局並に大藏當局に對し數回交渉を重ねまして、漸く十年度だけは整理期間を六月十五日迄とすることになりました、主計簿締切の關係上從前通り六月三十日迄とすることは出來なかつたのであります。斯樣に特に整理期間の延長をいたしまして收支の「バランス」を合はすことを得ましたけれども、それでも尙ほ從來通りの整理期間ならば十年度の歳入となるべきもので、實際翌十一年度の歳入になりました額が、專賣收入に於て四百九十萬圓、森林收入に於て七十萬圓、合計五百六七十萬圓に上ることになるのであります。尙ほ詳細は後段剩餘金のお話を申上ぐる際に讓ります。

一五　十一年度の豫算＝其の歳入

次に十一年度の豫算に就ては、其の編成に當り思ひ切つた緊縮方針を採りました。豫算額は歳入歳出各々一億六百萬圓でありまして、前年に比し約九百萬圓の減少であります。併し酒專賣實施に就き其の收支を見込みました爲め豫算面が膨れて居ります。若し從前通り酒造稅の關係でありますれば豫算額は九千七百萬圓となりまして、前年度に比し約千八百萬圓を減少するのであります。さて歳入の各目に就き前年度に比し增減しました重なるものを擧げますれば、樟腦收入に於て八百六十五萬圓、所得稅に於て二百六十三萬圓、關稅受入金に於て百七十四萬圓、酒稅に於て百四十九萬圓、鐵道收入に於て八十七萬圓、地所拂下代に於て七十七萬圓、阿片收入に於て七十一萬圓、砂糖消費稅に於て三十二萬圓、印紙收入に於て十八萬圓、其他十七萬圓、合計二千三十一萬圓の減收を見込ましたが、關稅に於て三十四萬圓、酒專賣收入に於て千二十七萬圓、其の他六十四萬圓、合計千百二十六萬圓を增加計上いたし、差引約九百萬圓の減收と云ふことになるのであります。酒專賣に就ては今更申す迄もありませぬが、要するに其の主なる理由は財政上の理由でなければならぬのであります。此の問題は專賣局に於て數年前より研究せられ、當局も其の時に御相談を受けましたが、其の當時財政の狀態が今日の如く窮迫して居りませぬ、寧ろ餘裕ありし時代でありました爲め、財政上の見地から酒專賣の施行の必要を認めなかつたのであります。然るに今日は全く事情が變りまして財政上其の必要を認むるのであります。一は現在に於ける歳入の缺陷を補ふ爲に、又將來の問題としては同じ專賣中でも阿片の收入は總督府の執り來つた方針に依り年々其の收入を減じ結局は無くなるのであります。而かも全滅すべき時期は決して遠き將來ではないのであります。故に之に代るべき財源も攻究する必要があります。卽ち財政の現狀を思ひ又其の將來を考ふれば酒專賣の施行は最も宜しきを得たるものと云はざるを得ません。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

一六　同上豫算＝其の歳出

次に歳出に就ては殆んど各款を通じて整理を加へまして減額を致しました。一般的の整理としては、俸給に於ては原則として一割、總督府は二割、現業官廳は五分を減じ、唯裁判官、敎員及地方廳庶務系統の職員は減員いたしませぬ。廳費、修繕費に三割、旅費、雜給及雜費に壹割五分を減じ、現業官廳の事業費に就ては幾分其割合を低くいたしました。この一般的整理に依る節約額は合計五百八十八萬圓であります。其の他特に減額いたしましたものは專賣局に於て二百九十六萬圓、鐵道改良費に於て二百八十五萬圓、鐵道作業費中補充費に於て百二十四萬圓、打狗築港費九十六萬圓、河川修繕費六十七萬圓、鐵道建設費六十六萬圓、道路橋梁費六十一萬圓、電信電話建設費四十萬圓、臺南水道費で三十五萬圓、諸支出金三十一萬圓、博覽會共進會出品費十六萬圓、地租調査十四萬圓、海口船溜工事十三萬圓、臺北橋架橋費十萬圓、其他六十七萬圓、之に一般整理節約額を加へまして總計千九百十萬圓を減じました。之に反し歳出の增加は、新たに財源を得る爲の酒專賣費七百七十八萬圓、同創業費四十二萬圓を除けば新たなる事業は幾らもありませぬ。其の重なるものを拾つて見ますれば、移民補助に於て二十一萬圓、造林に八萬圓、私設鐵道費二萬五千圓、蘇澳漁港工事費二十萬圓、嘉南大圳補助二十萬圓、直航船を二艘增した爲め航路補助十五萬圓、中等學校新設等の爲め十四萬圓、臺中師範學校、農林專門學校、商業專門學校新營費四十萬圓、造船業補助八萬圓、私設鐵道補助二萬五千圓、其他四十四萬圓、合計千四萬圓を增し、增減差引結局約九百萬圓の減額になるのであります。

財界好況の時分には各種の收入は多く豫算を超過致します。然るに不景氣になりますと過少と思ふ程度に見積つて置きましても兎角切り込み勝のものであります。各部局よりの豫算提出は前年の六月であります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府に於て豫算を編成して中央政府に提出するのが九月頃であります。即ち半年以上一年半も未來の見込を立てなければならないであります。今回の如き財界の變動甚しき時に於ては見積の正確を期することは特に困難であります。昨年の夏、十一年度の豫算編成に際しては、特に十分の注意を拂つたのでありますが、其の後財界の沈衰益々甚しくなりまする狀況より察しまして、先月關係部局を煩はし、又當局に於ても十一年度の實收見込を調べましたところ、整理期間短縮の關係は別に致しまして豫算に比し百八十一萬圓の不足であります。其の重なるものは各種專賣收入に於て增減差引百六十五萬圓を減じ、所得稅に於て四十八萬圓森林作業收入に於て四十二萬圓、公債に於て九十六萬圓を減じますが、一方印紙收入に於て百二萬圓、酒稅に於て九十六萬圓を增加し、其他にも多少の增減がありまして、之を差引きまして百八十一萬圓の減收見込となるのであります。尙は此の他に整理期間の短縮に因る延納關係の收入を本年度の收入とすべきや否やの問題があります。其の金額は主務局の調査に依りますれば、煙草二百十九萬圓、酒二百二十八萬圓、樟腦七十五萬圓、阿片九十二萬圓、鹽四十四萬圓、計六百五十九萬圓であります。

一七　剩餘金の關係

以上お話申上げました丈では未だ充分に御諒解を得ることは出來ないのであります。之に加ふるに剩餘金の關係を申上げて初めて今日の財政狀態の眞相に就き御諒解を願うことが出來るのであります。溯つて大正八年度より申上げます。八年度に於ける歲入の收入濟額は一億十七萬圓でありまして、歲出の支出濟額は七千二百三十二萬圓であります。即ち差引二千七百八十四萬圓の剩餘でありますが、其の內工事の繰越其の他會計法の定むる所に從ひ後年度に繰越したる金額が五百四十八萬圓、前年度剩餘金として九年度の歲入豫

に組入れられました金額が九百二十四萬圓、災害費の財源として九年度中に支出しました金額が百三十二萬圓、合計千六百五萬圓、これを二千七百四十八萬圓から控除しますれば千百七十九萬圓ありました。九年度の收入濟額は一億二千二十八萬圓、支出濟額は九千五百三十三萬圓、即ち剩餘金は二千四百九十四萬圓でありますが、其の內工事等に伴ひ十年度に繰越したる金額が四百六十三萬圓、十年度歲入豫算に繰入れられたる金額が七百九十三萬圓、合計千二百五十六萬圓であります。故に之を控除致しますと純剩餘として殘る金額は千二百三十八萬圓であります。次に十年の收入濟額は一億一千四十三萬圓、支出濟額は九千五百六十二萬圓、差引剩餘金千四百八十二萬圓でありますが、其の內工事等に伴ひ十一年度に繰越さるべき金額が六百六十三萬圓、十一年度歲入豫算に繰入れられたる金額が八百十萬圓、合計千四百七十二萬圓でありまして、之を控除するときは純剩餘額は僅かに九萬圓に過ぎない事となります。この十年度の數字は最近の調査に係るものでありまして、決算に至るも大差なき數字であります。此の外に整理期間短縮の爲め十年の歲入豫算に見込まれたるも、收入する能はずして十一年度の歲入となる金額が五百六十七萬圓であります。假りに之を十年度の收入と看做しましても、尙且つ純剩餘は五百七十六萬圓に過ぎないのであります。萬一大なる風水害がありますれば之を以て其の復舊費にも充て、又十二年度歲入豫算に財源として繰入れなければならないのであります。八年度の純剩餘は千百七十九萬圓、九年度は千二百三十八萬圓、十年度は前に申しました樣な無理な勘定を致しましても五百七十六萬圓に過ぎませぬ。是に由つて觀ましても十二年度の豫算編成の如何に困難なるかは察するに餘りあるのであります。

一八　今後の豫算編成に對する考量

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

尙茲に一つの問題があります、それは前にも申しました通り、十一年度の收入見込が豫算に比較して百八十一萬圓の不足を生ずることであります。此の不足を補ふ爲め公債支辨の事業に對し八十萬圓を天引したのであります。それでも尙ほ百萬圓の不足であります。此の不足は純剩餘を以て補はなければなりませぬ。それで剩餘金は四百七十六萬圓となります。尙其の上に財界不況の現狀より考へますれば十一年度の收入見込が更に減少するの虞れがあります。之も考へなければなりませぬ。又風水害復舊のことも考へなければなりませぬ。今是等を顧みずして純剩餘四百七十六萬圓全部を十二年度の財源と致しましても、十一年度の前年度繰入金八百十萬圓に比べますれば尙ほ三百三十四萬圓少ないことになります。隨つて十三年度以降のことは考慮に置かないとして、十二年度の豫算は本年度より更に三百三十四萬圓の歲入の增加又は歲出の減少を計らなければなりませぬ。然らば歲入に於て增加の見込ありやといふに減少こそすれ增加の見込はないのであります。唯ゝ酒收入のみは本年度よりは增加致しますれど、他の減收を補ひ得て餘りありや疑はしいのであります。然らば新たに財源を作るべきか、將來財界恢復の時期は國民の覺悟と政府の施設如何によりて決せらるべきものであります。今日何人と雖も容易に斷言し得ないことゝ考へますが、財界の現狀より察しますれば當分は更に一層不景氣の底に沈み、明年は勿論明後年も恢復の曙光を認め得べきは疑はしいのであります。さて十四年に恢復の途に就きますといたしましても、其の影響を財政上に及ぼすは更に一年遲れて十五年度よりと見るが穩當の觀察であります。さう致しますれば十二、十三、十四年度は尙ほ反動時代といふべきであります。かゝる時に於て新稅、增稅其の他一般の負擔を增加すべき新財源を求むることは不可なりと信じます。財界の不況が續けば續く程、一年は一年より生活は困難になり、租稅は所得の一部を徵せずして財產そのものを徵する結果を生じます。隨つて不況の程度及持續期間の如何に因りては將來或は減稅其の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

他負擔の輕減を圖る必要はありましても、此の際負擔を増す如き方策を採ることは絶對に避くべきでありま す。或は又從來普通歳入を以てやり來つた事業に對し、公債を振り向けて財源の緩和を計るべしと云ふ議論もありませう、併し是は實際現狀に於て出來ない相談であります。減債基金復活の問題は一般の輿論になつて居ります。實際の狀況よりすれば此の際公債募集額を減少し、又は減債基金を復活することは妥當の方策なりと思ひます。隨て此際改めて財源を公債に求むるが如きは思ひも寄らぬことであります。

一九　結言＝節減の時期

玆に附け加へて申上げたいことは公債償還のことであります。公債償還は先程も申しました通り六年度を以て打切り、其後は全く償還いたして居りませんが、若し減債基金の復活を見ますれば、之に充つべき財源として公債償還の必要を生ずるやも計られません。之も相當考慮して置くべき問題であります。

此の如く新財源を租税其の他に求むることも亦公債に求むることも何れも不可なりと致しますれば、而して從來の歳入には増收の見込なく、剰餘金も亦缺乏を告げたりといたしますれば、收支を適合せしむる唯一の方法は卽ち歳出の節減であります。經費の節約は財政に餘裕ある時に於ては容易に行はるゝものでは御座いませぬ。かく考へますれば、今日は經費を省くに最も適當の時期なりとも云ひ得るのであります。兎に角此の如き消極的方針を採りまするとも世界の大勢上已むを得ざるところであります。併し乍ら徒らに退嬰萎縮するが如きは斷じて不可なり。尺蠖の屈するは伸びんが爲であります。吾々も今日より一陽來復の秋に於て大いに伸ぶるの準備をなさなければなりませぬ。

以上を以て臺灣財政の現況に關するお話を終りました。十二年豫算要求に就ても、この現況をお考へ下さ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

いまして、新規の事業は緊急差措き難きもの丶外之を見合せ、從來の經費も省き得べきものは之を省き、所謂緊縮方針に基いて御編成あらんことを切に御願ひ致して置きます。

終りに臨み長時間御清聽を汚しましたことを深謝致します。(完)

都市計劃と山林都市

内務局地理課長　野呂寧

近年我國都市の發展は著明の事實である。而して其の發展が或は平面に於て、或は立體に於て、許多の事業、多數の住民が地方田園よりして都市に集中する勢が激甚であるのを見る。殊に最近ビルデング式の高大なる建物が小地域内に密接して建設せられ、多數の從業者を集合することが行はれ、東京市の丸の内の如き、一家屋内に二萬人以上を收容するものさへありて、夫れには大小廣狹あるも、其の大建物の幾十棟が密集して數十萬人を一小區域内に集合せしめるのを見る。又た市の外側には盛んに各種の工場が設立せられて、此處には大多數の事務員や職工其の他の勞役者が集中する。從つて夫等の人々の住宅が何れにか建てられ、其の通勤には相當の交通機關を要し、道路の擴張、電車自働車等の施設に大混亂を生じつゝあり、ビルヂングを建てることや工場を設けることは、其の一箇々々に付ては夫々利益の計算もありて、左程の大事業でもないが、此のビルヂングや工場に集散吞吐する人や物の數等は大なるものであつて、其の始末は甚だ困難なる大

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

々的公共事業で、忽にすることの出來ないものである。殊に此の都市集中の勢よりして、平面に大擴張せられたる都市に於ては益々困難を見るのである。

都市の新發展、卽ち其の地域の擴張は勿論、舊地域の整理に付ても豫め適確なる計畫を立て、其の新設改造に付て十全の策を定めねばならぬ。東京・大阪・京都・横濱・神戸・名古屋の六大都市に對し、旣に都市計畫を實行せられ、近く又三十餘都市にも實行せられんとし、本年新たに都市計畫局を置かれた如き、旣に／＼時勢の進運に後れ、其の實行の遲緩なりしを遺憾とするも、愈々實行を見るに至れるは慶賀すべきである。

我臺灣に於ても亦た大いに世の進運に後れ之と追隨して相當の施設を行ふ能はざるは遺憾の至りである。一日も早く都市計畫の實行を促進せざるべからざるに、只僅に市區計畫委員會あり旣定の計畫に對する改廢を審議する止まり、進んで都市百年の計畫を定め、都市の整備を策するに至らないのは殘念至極である。一日も早く相當機關の實現を切望して止まないのである。

都市計畫に就て忘るべからざるは社會の秩序、公共の福利、事業の進展、住民の保健等を基礎とし、公共區、商業區、工業區、住宅區等の區劃を適當に定め、其の連絡交通を圓滑ならしめ、都市の幸福なる繁榮を計る等に付最複雜なる考慮を要するにある。而して又た都市の集中は、其の餘りに大なるは幾多の不便不利を來たし、寧ろ都市を破壞することゝなる。卽ち其の集中も亦た適當に制限せねばならぬのである。卽ち田園都市の建設の如きも大いに講究すべき問題である。余の親友黒谷了太郎氏は、熱心なる都市研究家で、歐米諸都市の沿革現狀及び將來の企畫にも精通し、現に都市計畫名古屋地方委員會幹事として、專ら其の研究調査實行に沒頭して居る。殊に氏か旺盛なる氣力は、卓越せる讀書力と相待つて、屢々有益なる論議を提唱せらるゝは、余の常に大に敬服する處であるが、頃日「山林都市」なる一著述を公にせられ、知友間に配付せ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

られ、余にも亦其一本の恵贈を辱ふした。再讀三讀、大いに警醒する處あり、我臺灣の如き特に大いに學ぶべきものあるを思ひ、特に氏に乞ふて之を臺灣時報に登載するの承認を得、之を本號に掲ぐること〻した。而して余が其の登載承認を乞ふの書簡に對して答へられた氏の返簡は、都市計畫に就て其抱負の一端を洩らされたるものがあるから、之も亦た本論の前に掲ぐる事とした。願くは以て都市研究の參考に資せられたいのである。

都市の「社會的中心」に關する黑谷氏の書簡

去る十三日附御端書も十五日御認めの御手紙も難有拜見致しました。御申越の件即ち拙稿「山林都市」の臺灣時報に掲載の御企畫は大いに歡迎する處で御座います。あの印刷は自腹を切つてやりましたので五百部しか刷らなかつたのであります。されば他の新聞雜誌で宣傳して頂くことは大いに悦ぶ處で御座います。つい此の間も溯通信社の雜誌に掲載さしてくれと云はれましたから悦んで承諾致しました。大阪の關一博士も此の思想に是非とも廣く宣傳し度いものだと云つてよこしましたので私も機會だにあらば益々宣傳し度と思つて居る際でありますから、御企圖は最も本懷とする處であります。

實は此の思想は私の貴地在職時代に胚胎したものであります。今日より約二十年程前、中村純九郎氏より熱帶殖民地のサナトリウムの話を聞き、臺灣に於ても是非斯樣なものを欲しいと思ひ始めましたが、段々殖民政策を研究するに及びまして、臺東や山岳地方は是非其處にマセドニヤや羅馬の採用した Colonial を作り、純日本式のサンマー、タウンを築造したら宜からふと思ひ、暇があつたら夢物語として書いて見ようと思ひつ〻、御承知の如く多忙であつた爲めにツイ果さなかつたのであります。當地に來り、都市計畫事務に從事

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

する樣になりましてから、私は主として人道主義から出立した英國の都市計畫を研究致しまして、田園都市の精神が最も面白く感じましたので、年來懷抱する希望や思想等に結び付けて此の「山林都市」を書いた譯でありますが、之れが幸に尊臺によりて貴地に於て宣傳せられまして若しも實現する樣なことゝも相成らば、私の臺灣に對する報恩の一ともなり、非常に嬉しいことだと思ふのであります。されば精々御宣傳願ひ度と祈つて居る次第であります。

然るに其の「山林都市」は急いでまとめましたので、肝腎な處を落して居る樣に思ひます。其の中に田園都市の精神に從つて云々と書いてありますが、さて其の田園都市なるものは如何なるものなりやと云ふことを説明して居ないのであります。其れは田園都市なるものは知られて居るものと諒解して書いたからでありますが、後になつて考へて見ると、之れは一應の説明を加へて置いた方が宜かつたと思ひました。何となれば英國の所謂「田園都市」と云ふのは日本の想像して居るものとは非常に異つて居るからであります。立派な都市計畫技師でも丸つ切り取違へて居ることがあるのでありますから、之れは矢つ張り説明を加へて置いた方が宜かつたと思ひます。

次に私の所謂「都市」なるものも説明して置くことを忘れたのであります。之れは田園都市を説明すれば大體分ることでありますけれども、兎も角一應私の理想する都市をエンフアサイズして置きたかつたのであります。都市は昔の都市の樣に一定の精神を以てまとまつたものでなければならない。今日の樣に烏合では眞の都市ではない。寄合世帶では形は都市であつても精神的には都市でないと思ひます。都市は元と〳〵co-operationを基礎として成立つたものである以上、飽迄此の精神で行かねばならぬことと思ひます。私は都市は大きな家庭でなければならぬと思つて居るのであります。雅典はアテナの神殿を中心として有意義なる都市

生活を營んだ如く、我邦の村落が八幡樣や太神宮樣を鎮守として社會生活を營んで來た如く、何等か社會的中心を置いて社會的交渉をなし共働共樂しなければならぬものと思つて居るのであります。吳越同舟では何等の意味をなさない。今日の都市の樣に罪人の隱れ場、貧民の流落場では全く無意味なことにて、善も惡も悉くコンセントレートすると云ふことは甚だ面白くないこと、思ひます。

實に吾人の生活を有意義ならしむる爲めには學校や圖書館や劇場の樣な文化機關が備つて然かも落伍者の落込む余地のない小都市(田園都市人口五萬を標準と致して居ります)を作ることが尤も得策と思ふのであります。之れは社會政策から見れば勿論のこと、産業政策から見ても經濟的であらうと思ふのであります。

都市の社會的中心として天照皇大神宮を祭るべきことをも落したのは殘念に思つて居ります。豫て尊臺より花蓮港の移民村の鎮守に就ての御話を承り、非常に面白く感じて居りますが、大神宮は我々の祖先として崇拜しなければならぬと云ふ義務的觀念の外に、社會的中心として最も適當なることが日本の神話中に發見せられるのであります。天照大御神は我々國民が其の御前に於て如何に樂しみ興ずるも御叱りにはならぬ極めて社會的の大神であると私は信ずるのであります。私は此の御宮を中心として淸らかな社會的娛樂機關を備へねばならぬと思つて居るので御座います。

學校や運動場の配置に就ても澤山書き度いことがあつたのですが落してしまいました。いづれ又暇があつたら追加して完成を期し度いと思つて居ります。實は今少し大都市の弊害を論じて今日の都市計畫家を罵倒し度かつたけれど少しく遠慮した譯であります。

叙上の事御含みの上で御閲讀下さらば小生の所謂「山林都市」の精神も一層能く御了解下さることが出來樣かと思ひます。尙申上度い事は山々ありますが餘り長くなりますから之れ丈けに致します。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

黒谷了太郎氏の「山林都市（フォレスト・シティー）」一名林間都市論

從來の大都市は恰も誘蛾燈の樣なものであつて、人を四方から引き付けて、而して之れを殺して仕舞ふのであるが、多くの人は之を知らずに、淸らかな農村を見捨て丶、都市へ都市へと集つて來て、窮屈な住宅に入つて、汚い空氣を吸つて、惡い病氣に罹つて、代る代る消へて行くのは、誠に氣の毒な事である。

我が國民死亡者平均年齡は、明治十九年には男が三十八歲一三で女は三十八歲九一であつたが、其の後國民の都市集中が烈しくなつたので、其の年齡が段々短くなつて、大正六年には男が三十一歲七二、女は三十二歲二、平均三十一歲九六と云ふことになつた、而して名古屋は男二十九歲九四、女三十一歲一九、平均三十歲九六で、神戶にては男二十七歲一九、女が二十五歲九二、平均二十六歲五六で、大阪にては男が二十五歲六六、女が二十六歲〇四、平均二十五歲八四であると云ふ樣な譯で、我が國民は都市に集中するに從つて、壽命の幅卽ち健康が衰へると共に壽命の長さが短縮して國民としては羸弱となり、社會としては不健全となるので、國家の利害から見れば實に寒心に堪へない次第である。

此の都市集中と云ふことは世界の社會史を繙くまでもなく、西洋では十六紀に於ける Land enclosure 卽ち土地私有制度の認定以後から著しくなつて、小作人は地主の請求に堪へ兼ねて、農園を捨て丶都市に彷ふと云ふことになつた、當時の有樣を書いたものを見ると、大道には憐はれなる貧民や、逐ひ出された乞食で充ちて居り、債主に土地を取り揚げられた數千の農民は、飢餓に逼つて居る子供を連れて、裁判所の戶口に立つて土地の回復を訴へるけれども駄目であつて、其の儘乞食をして倫敦の中を彷徨して居るとある、其の結

果として田園は荒廢して、都市は矢鱈に膨脹する、細民は益々增加して社會上誠に忌はしき狀態となつた、當時の俗謠を見れば

The towns go down, the land decays,
Great men maketh now-a-days,
A sheep-cote in the church.

と云つて悲慘なる產業萬能の社會狀態を諷刺して居る、如此形勢は十八世紀末の產業革命以來、一層甚だしくなり村落の人民は年々歲々都市に吸收せられることゝなつて農園は殆んどなくなつて、茫々たる牧場と變つて仕舞ひ、都市は不規則に益々膨脹して、家屋は建込む、其處彼處に工場が出來て、交通が頻繁となり、黑烟が天に漲つて塵埃が空を覆ひ、喧しき音や不愉快な響が絕えず神經を刺激して生活の安全を脅かすことゝなり、文明に赴くと共に文明の意義が分らないことになつた、實に相當資產のあるものは所謂「ミルリヨナース、サバーブ」に廣大な邸宅を設けたり、奇麗な庭園を築きて、慰藉も快樂も充分に得られる譯であるが、多くの人間は市中の裏棚に窟居して、日光さへも拜むことが出來ず燻つて居ると云ふ有樣、如此生活には決して文化も幸福もなく日中は工場の烟と塵埃の中に働いて夜は汚い陋屋に寢て居つては何の慰藉も快樂も得られない、其處には犯罪の卵や結核の黴菌が養成せられて自ら滅び行くのみならず其の害毒を社會に流布して各人の幸福や國家の安寧を損ふことゝなるのであるが我が國に於ても戊辰以後社會狀態が一變して都市集中の弊害を蒙りつゝあるのである、我が國に於ては英國に於けるが如き「インクロジユア」の弊害を受くることは少ないけれども、侍級が秩祿を奪はれて大都市に集つたり、教育を受けた青年が鄉里に於て衣食するに足らざるを以て、職を求めて商工都市に集中せらるゝことは爭はれぬ事實である、戊辰以後は我が國に於

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ても産業革命の餘波を受けて工場工業が沸々勃興すること、なつたが、我が國は西洋各國と異つて天然資源の蓄積が極めて貧しいのみならず石炭の分布が兩極端に偏して居るために工業の分布も極めて惡しく、多くは六大都市及洞海灣附近に集中せられて、だらしなく發達して居る、其の結果として人口も其處に集中せられて、黑煙や塵埃や小動物や黴菌と同居して居る、心なき人は此の狀態を見て都市が大きくなつたと云つて悅んで居るが、焉んぞ知らん其の細胞たる市民の多くは九尺二間に窟居して僅かに家族を臥かすに足る丈けである、殊に今日は住宅が拂底して家賃は目の飛び出る程高くて間借生活をなし居るものも亦尠くない、此等は家に住んで居ると云ふよりも寧ろ收められて居るも同然にて生活して居ると云ふよりも寧ろ棲息して居る丈けで其處には文明の光も文化の風も入らんのである。

此んな處に住んで居る人には青空さへも望み見ることが出來ない、況んや自然の綠や四季の美くしき色彩を見ることは出來ない。故に其の感情は自ら荒み果て犯罪の起るのは少しも怪しむに足らない、六大都市の存在する三府三縣の犯罪件數が全國の其れの約三分の一に達するのも決して不思議はない、其處には輝々たる日光も入らない、其處には新鮮なる空氣も入らない、故に黴菌は悅んで繁殖して全部に蔓延する、病人や死人の多いのは當然である、病院や墓地が幾ら多くとも足る可き筈はない、如此は都市の悲慘と云はずして何と申しませう、實に如此悲慘より都市を救濟し樣と云ふのが英國の都市計畫であるが日本の都市計畫は果して同樣であるや否や甚だ疑問である。

英國の都市計畫の精神は社會改良家たるロバート、オーエンやジエームス、シルク、バッギンガムやエドキン、チャッドキックの社會政策から發足したものと云ふことが出來る、オーエン氏とバッキンガム氏とは社會救濟の見地から自個の資本を投じたり株式を募集して新都市の建設に努力した、其の計畫は不幸にして

蹉跌したけれども其の志は決して滅せずして今日の田園都市を產んだものとも云へるのである、チヤウドキックは英國の社會事業の基礎を築いた人であるが、同氏は主として在來都市の改良に努め以て現在の都市計畫法を產み出したものである、實に同氏は社會改良の第一著步は國民の健康に在りとなし、衞生事業に全力を注ぎたるのみならず熱血を振つて工場法や貧民法の改正や社會保險や住宅問題の基礎を築いたのであるが、其の衞生條例から建築條例が產れ、建築條例から更に都市計畫條例が產れて來たのである、されば英國に於ける今日の都市計畫は米國の其れとは異り、全く是れ等の社會改良家の精神に基いて、都市生活の弊害を救はんとする一種の社會事業であると言つて宜しいのである、然るに如此事業はもと〳〵容易の事業でない爲めに都市生活の悲慘は十九世紀末に於ても依然として著しいのでエネベザー、ホワード氏は之を見兼ねて「明日の田園都市」を著はし根本的に都市の悲慘を救治するには矢張りオーエン氏やバッキンガム氏の企ての樣に田園都市を作り、以て人口の分散卽ち「デセントラリゼーション」を計り、而して其處に人間としての意義ある生活を營ましめねばならぬと絕叫したのである。

其の叫は最初は空想家の夢想に過ぎぬと嘲けられたが、豈に圖らん同氏の理想して居る田園都市はボンヴキールのチヨコレート製造會社のジヨーヂ、カッドバリー氏やポートサンライトの石鹼製造工場主のキリヤム、レヴアー君に依りて其の著書の出版前に實現せられて好成績を擧げて居ることを知るに及んで、ホワード氏の理想は初めて眞理であるといふ事が分り現在の都市其の物も田園都市化をしなければならぬと云つて田園サバーブを計畫することになり今日では英國の都市計畫は殆んど此の精神に依りて實行せられて居るものと云つても宜しいのである、然るに日本に於ては如何であらう、法律上都市計畫と稱するは交通、衞生、保安、經濟等に關する重要施設の計畫を謂ふとあり、社會的施設の計畫も其の中に含んで居ないとは云へな

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

いが之に關係して居る人々や之に就ての論議から想像するに、日本の都市計畫は全く實利主義から出發したものであつて迚も社會改良など、云ふことは夢にも考慮してない樣に思はれる、其の證據として孰れの都市に於ても倫敦や紐育や士加古の樣な大々都市を作らうとして居る、倫敦の都市計畫家は都市の大々的膨脹は社會上經濟上忌まはしきことであるから衞生都市を作つて人口の「デセントラリゼーション」を企て、居るのに、日本に於ては恰も其の正反對に都市集中を推奬して何でも、かんでも「コンセントレート」しやうとする傾向を示して居る、之れでは高速度の交通機關が幾ら出來ても混雜を救ふことが出來ず、益々混雜を增す許りであるのみならず、社會上經濟上甚だ面白からざることゝなるのである、尤も日本の都市計畫に於ても衞生と云ふことは多少考慮せられて建築物法には建物面積の制限はないでもないが、事實此の規定に依つて人間生活に必要なる空地は保證せられない事情がある、日本人の頭には土地を可成集約的に使用するのが經濟であると云ふ穿き違ひの經濟觀が凝り固つて居る、之は澤庵と梅干を喰べて居れば一番經濟であると云ふのと同然である、されば勞働者の如き、高い「アパートメント」を造つて之に收容したら宜しいと云ふ説が隨分有力である人間を積み重ねる位なら先づ以て商品を積み上げて貰ひ度い、日本の都市には到る處に貧弱なる小賣店が土地を領して居る、こんな物こそ大きな「デパートメントストーア」に收容して欲しい、商品なら兎も角、人間を積み重ねることは衞生上、保安上甚だ不良なるのみならず米國都市に於て目下苦んで居る交通上の混雜を來たす基である。

如此日本に於ては往々人間を貨物より安つぽく見て居る處より勞働者の住宅は工業地域內に置けば宜しいと云つて居る人の尠なくないのは毫も怪しむに足らないけれども如此は日本古來の道德を無視して西洋式の「オートクラシイ」から來た思想で人道上甚だ宜しくない許りでなく、衞生上甚だ惡いことは勿論、科學的見

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地より云へば所謂整調（コーオーヂネーション）の原則に背く譯にて經濟上之れより不經濟なものはない工業地域と云へば夫れ夫れ工業に必要なる運河とか鐵道とかを開設しなければならない譯であるが、此等は必ずしも住居に必要なものではない、必要のないものゝ爲めに開設したり延長したりすることは不經濟と云ふよりも寧ろ浪費と云はざるを得ない。

乍去西洋でも十九世紀までは實にこんな風であつた、而し目的とする所は單に人口の增殖と金儲とに止まつて居つた爲め、其の計畫としても唯々産業の發達に資せんがため交通の便利を計るといふことゝ「ヴアニティー」の爲めに都市を美化すると云ふ位が關の山であつた、其の結果として都市に迷ひ込む者は愈々多く、其の弊害を受くる者も益々多きを加ふる所以である、早い話が大阪を見れば甚だ明かである、家屋があんな風に密集して仕舞つたら、都市はお仕舞である、如何にも金のある人は鳴尾でも西の宮からでも通へるであらうが、金のない人は嫌でもおうでも、あの過き込んだ町の中に住んで都市の總ゆる害毒を蒙らなければならぬ、大阪には總ゆる犯罪が行はれて病人や死亡率の多いのは少しも不思議ではない。

如此は獨り大阪許りではなく大都市と云ふ大都市は大阪と同樣な運命を持つて居るのである、何となれば皆都市集中を悅んで、百萬の都市は之を二百萬となし、二百萬の都市は之を四百萬にしやうとして居るのみならず狹い所に人間を押し込んで更に之を積み重ねることを以て經濟的だと考へて居るからである。

されば私共の目から觀れば大都市の周圍には田園サバーブを作つて、此等の弊害を除き度いものであると思ふけれども、叙上の如く勞働者なんかは「アパートメント」に收容するが宜いと云ふ位なれば吾人の理想する田園サバーブは迚も〳〵出來る筈がない、縱令之れを作らうとしても、日本に於ては非常に困難な事情がある、西洋では郊外の土地は非常に安いけれども日本に於ては目玉の飛び出る程高いのである、何故高いか

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と云へば全く土地投機の結果である、米や野菜を植ゑて置けば一反に付き三十圓乃至五十圓の小作料を得るに過ぎないので、之から還元すれば三百圓乃至五百圓しか價値のない土地が、五六千圓は愚か、二三萬圓もすると云ふ有様、此んな高い土地にどうして低廉なる田園住宅を供給することが出來ませうか。

されば人間として人間らしい生活を營ましむる爲めには、ホワード氏に從つて別に都市を築造するより外はないと信ずるのである、此の見地から英國に於けるが如く、大都市を離れて別に田園都市を造ることが出來るならば、極めて便利であるが、日本に於ては中々容易でない、日本では三百町歩や五百町歩の土地を纏めて購入することは殆んど不可能である、而して現行法規に於ては市の計畫を離れて土地收容も出來ない、縱令出來る様になつても、西洋と異り、土地が中々安くはない、英國に於ては都市を離るれば大方牧場なるが故に地價が非常に安いのみならず、新都市の築造に適當なる場所が澤山あるが、日本では田か畑である、而して其の價は縱令思惑が餘り這入つて居らぬにしても決して安くはない、田であつても一反歩七八百圓もする、畑でも五六百圓を拂はねばならぬ、其處に相當の都市的設備をなせば隨分高いものになるのである、故に日本に於ては田園都市を作るにしても、事實容易の事業ではない、唯々田園を有する住宅地を設ける位の事にて、本統に自然に接近して工業の疲勞を農園趣味にて慰藉することは思ひも寄らぬ事である、故に日本に於ては各人平等に人間らしい生活を營むとすれば、山林都市を作るより外之れなきことゝ思ふ。

實に從來の日本人は悟りを開いて居るのか神經が遲緩であるのか知らないが、都市生活の不安を感ずることが薄いのみならず、矢鱈に都市を憧憬する癖があつて裏棚の薄暗い陋屋に住んでも、矢張り東京が愉快だとか、大阪が面白いと云つて、愛兒愛妻が絶えず危險に曝されて居ることを知らんのである、乍去段々教育が進んで各自の理想も自ら高くなり、淺草や道頓堀のどんちやんよりも、眞善美に向つて渴仰し、新橋や新

地の豪遊よりも、家庭の快樂を要求し、眞に日常生活に付て覺醒して來たならば、改良し難き日本の土地生活には愛想の盡くる時が來るであらうと思ふ、陶淵明でなくとも必ずや歸去來を謠つて田園に歸臥し度いと思ふであらう、殊に日本人は本性として天然自然を愛する國民である、日本の某階級の人には支那人の樣に暗い家でなければ金が儲からぬと云つて、態々家屋を不衛生となし、粥を啜つても金儲けが第一、義理を缺かうが恥を搔かうが、お金が大事金は生命、成金を以て立志編中の偉人と謳歌したり、金儲けは人生の目的と信じて居る人もないではないが此の如きは日本人の本性ではない、日本人は九尺二間に蟄居して居つても一輪挿を懸んで居り、一坪に足らぬ空地にも躑躅や南天を植え込んで樂しんで居り、若し出來るなら、相當の庭園も持ち度い、餘裕だにあらば山水の眺めも得度いと思ふ心は何人にも潛んで居ると私は信ずるのである。

乍去一旦教育せられて文化を味つた者は在來の農夫や樵夫の樣に單に土を掘ぢくつたり、木を切つたりする事のみを以て滿足出來ない、矢張り他面に於ては都市特有の文化施設を要求するのである、されば農村は都市的に設備し、都市は農村的に調理することは社會上最も必要なことであるが、從來だらしなく出來上つたものを繕らふ事は容易のことでない、殊に日本の都市計畫は小都市の改良や農村の都市化を豫想して居らないので、我々の理想の實現には不便である、されば我々の理想を實現するには別に新らしい町即ち理想都市を作るより外ないのである、之れが爲めに英國に於けるが如く容易に田園都市を築造することが出來るならば甚だ結構であるが、之れは叙上の通り平地に於ては土地が貴いため所謂田園都市を築くことは困難なるが故に寧ろ山林を開拓して、理想都市を造つた方が得策であらうと想ふ。

日本に於ては目下山林を利用して國立公園を設立し樣と云ふ說が喧しく宣傳せられて居る、米國の如く「ミ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ルリヨナー」の多い國には這種の貴族的計畫も或は必要かも知れないが、日本に於ては如此計畫よりも山林都市の開拓が緊要であらうと思ふ、上高地にヨセミテが出來、十和田湖にイエロウストンが出來ても、我々貧乏人は其の恩典に浴することが出來ない、兎も角、之れに依りて一日の歡を樂み得る人は極少數であらうと思はれる、併し之れも特殊の人には必要であり一種の文化運動なれば無いよりは有つた方が宜からうけれども、苟くも社會全般の利害に顧みれば、山林都市の建設の方が緊急であらうと思ふ。

我が國は他國に比すれば平地が極めて尠い故に、日本人は土地を惜んで生活に必要なる土地さへも儉約して居るが、其の代り日本には山林は澤山ある、全面積の約七割は山林と云つても宜しいのである、之を有効に利用して文化を移入することが、刻下の急務ではないであらうか、平地は叙上の如く尠い爲めに、其の價は非常に高いけれども、山林は之れに反して極めて豐富であるために、一括して廣い地面を得るに便利なるのみならず、其の價も亦甚だ低廉である、加ふるに山林に於ては風景も善く、自然の聲色を味ひ得る所が頗る多く其處には谷の戸出づる鶯の美しき聲も聞え、緑り色濃き森の茂りも見られ其處には又唐紅にくゝられた紅葉の錦も眺められ、涓々たる清き流の音も聞えるのである、此處に都市の敷地を需むることは經濟的でもあり、衛生的でもあり文化と天然とを樂しむ上に於ても最も得策であらうと思ふ。

然るに論者或は日本の山林は丘陵ではなく、多くは山岳の急傾斜地であるので都市を作るには不便であると云ふかも知れない、實に山間に於ては都市を作るに便利ではないけれども、印度其の他の熱帶地に於ては「サナトリユーム」とか「夏の都市（サンマータウン）」とか云つて、山上にすら都會を築造して居るのである、我が國に於ても從來溫泉場の如きは山間に築かれてある、然も日本の溫泉場は殆んど都市計畫的の注意を拂つてないために山間都市としては一向に價値はないけれども若し之を「ランヅケープアーキテクト」の手を借りて、巧く道路や

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

家屋を配置したならば、平地都市よりも、却つて趣ある都市を築造することが、出來るであらうと思ふ。

元來都市の食料は工業であるが山林に於ては工業の動力を得ることが極めて容易である、日本在來の都市は概して石炭を得ること容易でない、假令得らるゝにしても其の價格が不廉である、假令今は不廉でないにしても將來は騰貴するのみならず、今に拂底するに違いない、今日の採炭増加率で行けば七十五億の炭量は百年も經たぬ内に盡きて仕舞ふ、將來の動力は可成石炭を節約して水力に依らねばならぬ、水力の淵源は山林である、其處には電力に「コンヴアート」するまでもなく豐富な動力を得ることが出來る、之に依りて林產物を原料とする工業は勿論、生絲や絹織物や時計や細貨等の製造工業を起せば、其の都市を養ふ丈けの要素は立派に備はることゝ思ふ更に之を電力に變形すれば電燈も點けられ、電車も廻され、ケーブルカーも動かされ谷間〳〵に電力の分配も出來、非常な便利な譯である。

乍去外界との交通が不便であつては都市は成立しない、其れ故山林都市の敷地は鐵道又は軌道の沿線を選ぶか、將た舟楫の便ある海邊に需むるの要あることは勿論である、若し夫れ其の敷地が舟楫の便ある海邊に需むることが出來るならば、其の工業は輕量品に限らず重量品の製造にも適し、非常に便利な譯である、要するに這種の交通機關を有する所又は有し得べき所に敷地を選み相當の土地を求むることが必要である、其の面積は一千五百町歩乃至二千町歩もあれば結構である、英國の模範的田園都市たるエルキンは九百七十二町歩でレツチヲースは一千八百町歩であるが山林都市は田園都市よりも稍廣きを要することゝ思ふ。

如此にして土地を得たならば最も合理的に都市計畫をなさなければならぬは勿論である、先づ以て此等の交通機關と連絡するに最も都合好き地域即ち山間であつたならば停車場附近、海岸であつたならば波止場附近に工業地域を設け引込線を設くるなり運河を掘るなりして其處に前記の工業を纏めることも亦甚だ肝要で

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ある、而して其の工場を科學的に配置すれば其の面積は幾らも要らんのである、其の面積は普通の都市に於てすら總面積の十分の一もあれば澤山であるとせられて居るが故に、田園都市や山林都市に於ては百分の五も要らない位である。

然り而して乘客停車場卽ち交通の中心點とも云ふ可き地點の附近に商業地域を劃し其處に都市的中心を設けるの要あるは勿論である、其の場所は乘客停車場と工業地域との間にても宜しいかも知れないが、工業地域が鐵道線路の東側にあるならば、商業地域は其の反對の西側に置いた方が理想的であらう、其の面積は全面積の百分の一も要らぬ、千分の五もあつたら澤山である、元來都市なるものは支那の都市や我が關西都市の如く商店家屋を以て充たされては堪まつたものではない、其の商業地域の中には都市の中心機關たる市役所や市會議事堂の設置を要することは勿論であるが、其の他に一般市民が何時にても集會を催したり集合したりする公會堂がなければならぬ、其の公會堂は今日の所謂公會堂の如く、演說會や講演會や演藝會場に充てられる許りでなく雨天公園の役目をも勤めねばならぬ、日本の從來の都市は個人〳〵の烏合に過ぎないので社交機關は農村よりも缺乏して、本當に都市的機能を發揮することが出來ないが、將來の都市はこんなことでは無意義である、都市は各種の人間に社會化の機會を與へることに依りて文化を助け、都市其の物の存在を有意義にする譯なれば、這種の公會堂は都市に取りて最も必要なものと思ふ、一度町に出て買物なり、散歩なりした人は一寸其の公會堂に立寄り多くの人に邂逅する機會を作ることは甚だ肝要である、其處には無論音樂堂もなければならぬ、ロハ臺（フリーベンチ）もなければならぬ、喫茶の設備もあれば尙更結構である、大勢の間に座を占めて音樂を聽き乍ら知己と談笑する機會を得ることは社會人としての人間の性格を研磨（ポリシ）して文化を向上するための第一要件である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其處には又「デパートメンストーア」や「バザー」の設備も是非とも必要である、此等は各階級の需要を充たすものでなければならぬ、日本の百貨店は概して貴族的のものであつて公衆的でない嫌がある、如此も流行の中心として都市には必要でないことはないが、今少し公衆的のものもなくてはならぬ、其の他の各種の商店を要することは勿論であるが、交通運輸に關する商業は停車場附近に纏めねばならぬ、小賣商店と雜居することは甚だ好ましくない。

山林都市には別に「ビズィネスクォーター」と稱す可き事務所專用の地區は要しないだらうと思ふ、然かも此等の事務所も小賣店と混在して菓子屋の隣が保險會社で唐物屋の隣が銀行で小間物屋の隣は何々會社の事務所だと云ふことは町の體裁も惡いのみならず非常に不經濟である、不規律(ディスオルダー)は不經濟(アンエコノミック)の基であればである故に一階は原則として小賣店舗に用ひ、事務所は可成二階以上に上げる方が宜しからうと思ふ。

商業地域の中には又娛樂の中心を置かねばならぬ、其處には劇場や活動寫眞館や寄席其の他の觀物場を設くるの要あることは論を俟たない、乍去這種の興行は在來式の如く餘りに營利化(コンマーシアライズ)した俗惡のものは好ましくはないのみならず、却つて有害である、營利と文化とは沒交渉の場合が多い、娛樂の如き重要なるものを、營利を目的とする興行者に委したと云ふことは大なる間違であつて先進國の都市改造者の後悔して居る所である、故に山林都市の興行物は文化や教育を旨としたものでなくてはならぬ、市民の素人芝居や演藝會等を社會化して一般市民に觀せること等は最も歡迎する所である。

元來人間は一種の向光動物であるが故に晩食後散歩をするにも餘り暗い處や寂しい所を好まない、可成明るくて賑やかな處を選ぶのである、故に山林都市に於ても是非とも如此場所を要する、商業地域は買物(ショッピング)や見物のためのみならず、夕刻の散歩のためにも相當の設備を要することゝ思ふ、「バー」などは必要ないかも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

知れないが、最も平民的な喫茶店を設けて音樂を聞き乍ら茶やラムネ位を飮み、晝の疲れを囘復する場所も必要であらうと思ふ。

而して其の周圍は大體に於て住居地域となさねばならぬが、谷間〳〵に副中心を置き其處には日常品を販賣する市場を配置すると同時に方面の集會に充つべき倶樂部位はなくてはならぬ、「スケートリンク」の樣な室内運動場も欲しいものである。

中心と副中心とを連絡する主要道路は地形にして許すならば其の兩側に限り商業地域として小賣店を竝べて其の道路に明るみを與へることも無用ではない、併し之を商業地域とするならば其の間に住宅は介在しない樣にしなければならぬ、法律に於ては住宅と商店と混在することは禁じてないけれど之は決し宜しいことではない、何事も科學的に且つ經濟的に處理するには整格(コオルヂネート)することが最も必要である、住居地域の内に商店の介在することは餘り好ましくないが如く商業地域の中に住宅の散在することは互に其の効果を妨ぐる所以で宜しくない。

而して其の外廓の住居地域の中には文化を目的とする中心がなければならぬ、其處には是非とも圖書館がなくてはならない、若し市の財力が許すならば藝術館や博物館等も欲しいものである。市として一つしかない學校は矢張り其處に纏めた方が宜しい、小學校や運動場は適當の距離を保ちて所々に配置す可きである。

而して最も恰好な谷間を利用しては其處に野外集會場を作ることも必要である、之を野外劇場や野外競技場に充つれば至極結構であらうと思ふ、山林都市に於ては四圍が悉く公園的になつて居るので特に公園を設くる必要はない位であるが、併し天然自然も人工と相待つて一層其の美觀を發揮す可きが故に、山林を開拓しては所々に公園的施設を施すの要あることは勿論である。若し平地にして充分あるならば其處に整形的(フオーマル)な公

園を作ることも必ずしも不必要ではない。

而して住居地域に於ては地形に應じ合理的の宅地割をなし其處に宅地に相當する住宅を設けしめねばならぬ、此の場合に於ても整格(コーディネーション)が必要である、地區に依りて一定面積に建築す可き家屋の一定數を定め家屋の大小、竝に建築の體裁を整へねばならぬ、而して社會的交際を密接ならしめんがため、可成社會的階層を縮むるの要がある、而してレッチヨーズやエルキンに於けるが如く工場に通ふ人のためには工場に接近する住居地域を割愛しなければならぬことは勿論である。

住宅の敷地は六十坪を最小とし百坪を標準としなければなるまいと思ふ、而して空地の面積は建物面積の二倍を最小とし三倍を標準としなければならぬ、其の空地に於ては各々庭園を作りて花卉を樂しむなり、野菜を作りて新鮮の食料を得ると共に、天然に近づいて、土壤に親しむ樣にしなければならぬ。

而して住居地域の周圍に相當の平地か緩傾斜地があるならば、英國式田園都市の樣に、其處に農業地帶を設定することが最も理想的である、若し如此農業地帶が得られるならば、ボンヴキールやレッチヲーズに於けるが如く、之を市民に貸付けて農耕趣味を養ふの必要がある、乍去日本の山間地方に於ては平地も緩傾斜地も割合に少いので、如此農業地帶を設定するの餘裕はないかも知れぬ、宅地割を犠牲に供してまでも、農業地帶を設くるの必要はない、又急傾斜地を耕作することは、國土保存上好ましからざるが故に、強て農業地帶を求むるの要はない。

併し其の代り山林都市の外廓には是非とも山林地帶を設定して山林の經營を樂しましむる樣にしなければならぬ、地形の如何に依りては果樹の栽培の如きは最も奬勵すべきである、又日本としては山地を利用して食物を得ることが最も必要なるが故に其處に薇、蕨、筍、茸、葛、片栗、山芋等を作るのも必要である。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兎にも角には工場や事務所より歸宅すれは、鍬を取りて土地を耕したり花卉や菓果を培養したりするのみならず、山に薪を拾つたり林に茸を採つたりして天然自然と交つて、工業や事務の疲勞を醫すると共に、山や川の慰藉を受けさしたならば、勞力の能率も自ら增進して工業の發展も如何に多大であらうかと思ふ。

如此配置は悉く適當の步行距離の範圍內に於てするを、原則としなければならない、而して市內には電車の如き不經濟なものを要しない樣にしなければならぬ、世には市內に電車を有する事を以て名譽と考へて居るものもあるが、之れは飛んでもない間違である、都市が不經濟なる電車を要する所以のものは都市の不秩序を説明するもので總て配置が科學的に整列せられたならば、如此危險物は必要がないのである、總てが適當の步行距離に配置せられて、日々工場に通ふにも事務所に行くにも十五分か二十分位外氣を呼吸して、步て行く樣にしたならば、衝突の虞もなく病氣傳染の憂もなく、衞生的で保安的で且つ經濟的である。

而して其處に建てらる可き建築物は從來の日本都市に於けるが如く雜駁なものでは甚だ困る、不同(ヴイヴアーレテイー)は進步の母と云ふけれども意義なき不同は却つて進步を妨げ美觀を損するのみならず、頗る不經濟である、其の中特殊建築物は一定の規定を超えて、之を覊束することは甚だ面白くないけれども、普通の住宅及び商店は格を整へて等級每に標準を設け之に準據(スタンダーダイズ)せしめねばならぬ、銘々思ひ思ひに建築するときは費用が嵩む許りで決して近代的ではない、昔の樣に餘裕を以て家屋を建てた時代は個人的趣味に基いて、勝手に設計して建てゝも文句はなく、やれ石搗きだ、やれ棟上げだと云つて一生一代の祝儀の樣に大騷ぎして、無駄に金を使つても構まつたことはなく、今日に於ても富豪階級は昔の樣に勝手に數奇を凝らしても、差閊へはなからうけれども、家屋の大多數は人間生活の必需品であつて贅澤品ではない、如何なる貧民と雖も家族五人あれば十坪の居室は要るのである、之れに臺所其の他の附屬室を加ふれば十五六坪は何んとしても必要であ

る、此の坪數は文化も向上も意味しない最小限度なので苟も人間として意義ある生活を營まんとするならば少なくとも二十坪は必要であらうと思ふ、更に人間として人間らしい生活をするには一人に付三坪乃至四坪は必要なのである、而して家族として生活するには其の數に依りて所要室數に於て多少の差異ある譯であるが、其れにしても是非とも必要な室數は自ら決定して居る譯である、實に家庭としては茶の間、食堂、客間、書齋等のために何んと儉約しても二室は要する、其の外に夫婦限りの家族ならば寢室として更に一室を要する、子供があれば二室を要し、更に舅姑があれば三室を要し其の上空室(スペアルーム)が今一室あれば誠に好都合である、兎も角勞働者であらうが俸給生活者であらうが、人間が人間として人間相當の家庭を作り人間として意義ある生活をなさんとすれば五六室は必要であると認められてゐるのである、ポートサンライトやボンヴヰールの職工宿舍の如きも皆此の標準に從つて作られて居るのである。

各室の面積も區々にては困る、自ら最小限度もあり、標準もなければならぬ、西洋に於ては夫々研究せられて居るが日本にてもちやんと其の標準を決定すべきである。

斯くて其の標準に從つて家屋も機械にて製造すれば、うんと安く出來るだらうと思ふ、今日の家屋の建築は印度人の寶石細工の樣なもので、手にてこつ〳〵作られるのみならず、注文主に依りて價が異つて引受け得る最高價格で建てられて居るので、安く出來る筈はない人間生活の必要物件が猶太人の中古商買や緣日の植木賣買の樣に取扱はれて堪まつたものではない。

殊に住宅は同じ必要物件でも食料や衣服などとは趣を異にして肉體よりも精神に影響を與ふること非常に多く、德義、品性、趣味の如きは家屋の感化を受くること尠くはなく、勉强、整理、淸潔、經濟的觀念の如きは家屋の構造に依りて一大影響を受け、其の設計が惡るければ勉强も出來ず、整理も付かず、淸潔も保て

ず、自然に不衞生、不經濟となり、家屋が宜しければ其の精神も自ら敎化せられて文化的になることは今更吾人の喋々を待たぬ所である。

家屋は實に如此人間生活に取りては必要にして且つ重要のものなれば昔の大名は家を建て、我々に貸して與れた、今でも殖民地に於ては官舍制度や社宅制度があつて使用人のために便宜を與へて居るが、山林都市の事業家も須く此の方法を採るべきである、然かも在來の組織で、こつ〳〵細工をして居つては低廉なる家屋を得ること困難なるが故に、之れは山林都市を經營するものが、其の副業として建築事業を營むか、將た別の建物會社を立て、機械を以て煉瓦其の他の建築材料を造り、機械的に家屋を建築せしむるの方法を採らなければならぬことゝ思ふ。

如此設想の下に各地區の土地の利用法が定まつたならば、道路系統を計畫して道路を築造しなければならぬことは勿論である、從來の自由放任主義の都市計畫に於ては土地の利用法も何も定めずに、矢鱈に道路を計畫した時代もあり、今日に於ても尙ほ何等の目的なしに用器畫を描くが如き心持にて、道路計畫をなしつつあるものもある樣に見受けられるが、之は目論見なしに家を建て、家が出來てから、座敷や臺所を定める樣なものにして、飛んでもない間違ひである近代的都市計畫に於ては先づ土地の利用法を定めて、然る後に道路計畫に取り掛るを原則とする、山林都市に於ては特に其の必要を認めるのである、此の原則を知らぬ人は道路計畫のみを急ぎ、道路計畫が卽ち都市計畫だと思つて居る傾がある、之れ土地の利用は所有者の自由である、道路計畫だけが國家なり公共團體のすべき事業であると云ふ「レザーフエーア」の思想から胚胎したものにて、近代の都市生活卽ち協同生活の意義を解せないために起つた結果であらうが、斯くては土地の利用計畫と道路計畫とは常に調和せず、不經濟之れより甚だしいものはない、山林都市に於ては決して如此不

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調和も不經濟も許さぬのである。

山林都市に於て道路系統を立つるには、先づ以て其の地形に基き其の高低に従つて、適當の計畫を立てねばならぬ、平地都市の道路を畫する樣な態度で立案せられては、折角の天然自然も臺なしである、若し夫れ吾人の所謂山林都市に於て海濱又は谷間に沿ひて多少の平地が得られる樣ならば、其の平地を限り格子形式(グリデロンタイプ)の道路を作ることは惡くはないけれども、四圍の山容を顧みずして強て此の式を徹底せしめて、不調和を來たすことは決して宜しくはない、若し格子形とするならば各「ブロック」は可成東西に長く南北に短かくして、孰れも家屋も能く日光に當たる樣にしなければならぬのは勿論である、乍併紐育や京都の如く道路も「ブロック」も餘りに單調で差等のないのは、周圍其物が藝術的な山林都市に於ては最も厭ふべきことゝ思ふ、而して平地以外は何んとしても集中式(コンセントリックタイプ)となるであらうが二式の接合點には圓形又は楕圓廣場を配置して竹に木を接いだ樣な不自然のない樣にしなければならぬことゝ思ふ、傾斜地に於ては格子形式は餘り感服出來ぬ、如此地形に於ては大體集中式を採るべきであらうと思ふ、處に依りて斜線式を採るも已むを得ないが、矢鱈に此の式を採るのは戒しむ可きである、道路計畫をなすものは往々にして巴里式に倣ひ無暗に對角道路を畫いたり、放光道路を作りたがるが、之れは西洋に於ては兎も角日本に於ては甚だ宜しくないことゝ思ふ、這種の道路は稀には必要である、平地に於て中心を作つたり中心と中心とを連絡する場合には必要であるけれども、之を濫用されては堪つたものではない、這種の道路は主として交通の便利と云ふ所から出來たものであらうが、都市は交通の便利に依つてのみ計畫せらるべきものでない、交通の便利のみを考へて、都市を計畫した時代は最早過ぎ去つて仕舞つた、之れは十九世紀の功利主義萬能時代のことにて二十世紀以後の都市は人道の上から活動(ヴアイタリテイー)の保存や生活の安全と云ふ所から、計畫せられなければならない、殊に山林

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

都市の如きは之れを主要の目的としなければならないので、交通の便利の如きは二の次である。

されば山林都市に於ては這種の道路のために家屋が變な方角に向ひて日當りが惡くなつたり、三角形の家屋が出來て住ひにくゝなることは決して望ましくない、西洋人は其の三角形をも巧く利用する方法を講じて居るが、日本人は之が不可能である、日本人の性格としては大體に於て三角形殊に鋭角を好まない、三角の室は物置にも適しない、我々の所持品に三角な物は定規位なものにて其の外は圓いものでなければ大方四角である、細胞を顧みずして妄りに骨格を仕組まれては堪つたものではない、さりとて這種の道路に沿ひ數多の三角形の「プロット」が利用せられずに殘つて居るのを見るのも餘り氣色の宜いことではない、要するに如此無用の眞似事はしない方が増しである。

惟ふに山林都市の道路計劃は「ランズケープアーキテクチユア」の範圍に屬し私には能く分らないけれども、大體其の系統は高低に從ひ楓葉の葉脈狀に計劃しなければならぬことゝ思ふ、而して可成堀割つたり切崩したりしない樣にし度いものである、假令之れを行つても餘り不自然でない樣に天然の美形を損はない樣にすることが肝要である。

而して山間に於ては原則として中央に溪川が流れて居るであらうが若し之れに沿ひて道路が開かれるものとすれば主要道路に限り、複線式を採つて、溪川の一方に主要の道路があるならば他方に於ても之れと同格の道路があつた方が宜しからうと思ふ、而して其の二道路が谷間谷間の副中心に於て會合する樣に花輪狀に計劃したら宜しからうと思ふ、之れも他形を顧慮せずに强てやることは宜しくないが、若し出來るものなら「シムメトリツク」になつた方が萬事都合好くはないかと思ふ、若し夫れ斯くの如く市民の多く集合する所から複線式を採つたならば交通を整理する上に於ても便利であり混雜と單調からも免かれることが出來ん。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人口が幾萬あつても主要道路が單線の場合は市街が單調で薄つぺらな樣に感ぜられる、而して多くの場合は路幅が郊外も市中も同一なために時として非常に混雜を來たすのみならず連日往復する者に採りては退屈を覺えしむることが多いのである、町に出ても同じ道を往復することは氣の利かぬ一つである、散歩に出ても、同じ道を逆戻りすることは愉快を冷却する傾がある、今日の學問は何んでも心理學的色彩を帶びて來たが、都市計畫の如きも之れを考慮せずに完全に出來るものでなからうと思ふ、殊に山林都市を作るには道路を計畫するにも能く人間の心理を基礎として計畫しなければならぬことゝ思ふ。

二等三等の道路は此の主要道路より葉脈狀に分岐せしめて夫れ夫れ連絡する樣にしなければならぬが、之れは地形や高低に應じ、千差萬別でなければならぬ、其れにしても各道路は孰れも車の通れる樣に緩勾配にしなければならぬことは勿論である、併し之れがために迂路を辿らねばならぬことが多い之れを防ぐには所々に細く階段道路を造りて、上下道の連絡を講ずることも不必要ではない。

而して市街地の外廓にある山林地帶に於ては全體を周遊し得る樣に是非とも輪環道路を設けなければならぬ、之れも内輪と外輪と二重なれば一番宜しいだらうと思ふ。

是等の道路は山林都市に相當する標準を定めなければならぬことは勿論である、道路は山林都市に於ても原則として步道車道の區別はなくてはならぬ、車道は主要道路に在りては片側三線を單位とし全體にて六線としなければなるまいと思ふ、速力の等しからざる車輛が同一道路を通行することは宜しくないかも知れないが同じ高速度の車でも時として追ひ越す必要のあることがある、故に二線はどうしても必要である、其の上交通の頻繁なる處には停車に備ふるために、もう一線を保留するの要がある、最も山林都市には電車はないが電氣自働車はあるものと見なければならぬ、電氣自働車は燃料節約上我が國に於て最も必要であるのみ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ならず、山林都市には最も適當なものなればである、乍去二等道路の車道は片側二線合計四線にて事足るべく、三等道路の夫れは回轉の出來る程度又は一線づゝ二線にても宜しいだらうと思ふ。

歩道は主要道路に於ては並樹やポール地帶を除き、矢張り三線づゝ六線を要するものと思ふ、歩道二條あれば十二線になる譯である二等道路に於ては二線づゝ四線、三等道路に於ては少なくとも合計三線を必要とする、六尺以下の歩道は傘を差せば二人並んで歩くことも出來ず、他人に出會つたら車道に降りなければならず、全く無意義なればである、此の計算は車の一線を八尺乃至九尺、人の一線を二人とする標準を前提とするものにて其の路幅は有効幅員のみを意味するものなるが故に、地上架設物があるとすれば其の幅員は更に增加せざるべからざることは勿論である、要するに市街の中には地域地區の狀態に應じ車の多く通る道路と、人の多く歩く道路とがあるので、車道は二等道路の規準に依るも、歩道は三等道路の標準に從ふべきものもあり、車道として三等道路でも、歩道として二等道路たるべきものがある、されば標準を定めなければならぬことは勿論である、而して其の道路は「プロット」の面積に鑑みて甘く整調（コーヂネート）して「プロット」が小さいのに大きな通路を作つたり「プロット」が大きいのに道路が狹かつたりする樣なことのない樣にしたいものである。

而して道路は原則として舖裝を要するものと思ふが、全體に亘りて舖裝が叶はなければ、せめて主要道路なりとも舖裝を施したら宜しからうと思ふ。

要するに山林都市は人道や社會改良の見地から、最も衞生的に、最も安全に、最も便利に、最も愉快に、最も經濟的に、最も文化的ならしむるため最も合理的に建設しなければならぬことゝ思ふ、然らば之れを如何にして造るかと云ふ質問も出るであらう、其の方法としては英國に於て田園都市を作つて居るが如く、信

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

託會社を興して建設することも一策であるが、日本に於ては單に此の目的丈けにては容易に實行し難い所であらうと思ふ。

惟ふに都市は工業を離れて生存し難きが如く、山林都市の建設も工業家を離れては成立すまいと思ふ、我觀を以てせば工業家を中心として、此の計畫を進めるのが一番捷徑であらうと思ふ、職工を五六千人も使用する工場ならば一工場にても人口四五萬を抱擁する都市が必要なのである、一千人づゝ使用する工場が五つもあらば、矢張り同樣である、されば大工業會社を中心として、這種の新市街を造ることは必ずしも困難ではあるまいと思ふ、臺灣其の他の殖民地に於ては大會社は原則として、社員や勞働者のために社宅なるものを供給して居る、內地に於ても都市を離れて事業を經營するときは社宅を供給してゐるものもある、鑛山の如きは其の最も顯著なる例である、之れは工業の科學的經營の見地から來たものでもなく、幸福增進策から來たものでもなく、唯單に事業上已むべからざるより出でたるものには相違ないけれども、如此は事業上最も必要なるものである、將來の工業家は在來式經營法に依賴して居つては甘く工業の發展を期待することは出來ない、科學的經營法を採用して先進國に於けるが如く、勞働「コロニー」を作ると同時に工業都市を作るの覺悟を持たねばならぬ、近時歐米に於ては工業の「エキゾーダス」とか「エスケープ」とか云つてイスラエル人が埃及より脫出したるが如く、大都市から逃出す傾向がある、今日の如く所謂大都市なるものが、膨脹に繼ぐに膨脹を以てし、不秩序、混雜、雜踏を來たし品川の人が本所の工場に通ひ、本所の人が王子の工場に通ひ、千住の人が品川の工場に通ふ樣になつて、無益に時と金とを消費して居たならば、何もかも高くなつて、工業夫れ自身も不經濟になるに極つて居るのである、殊に都市の土地は無制限に暴騰して、工場の侵入を防禦して居るのみならず、地主達は矢鱈に土地投機を行ひ、工業驅逐策を採つて居るので、我が國に於ても早

曉工業は大都市から脱出したり、大都市から遠く離るゝことゝなるのであらうと思ふ、されば將來の大工業家は能く此の趨勢を洞察して、工業經營の爲めの理想都市を築くの覺悟がなければならぬ、之れは工業夫れ自身の爲めに利益なるが故に、工業家自身之れを企てゝも宜しいことであるが然かも之が資本の利用上、本業以外の多大の資本を投下することが出來るならば、社會改良家其の他の人々と協同して別に都市經營の會社か公益法人を設立しても宜い譯である、併し我觀を以てせは工業家を中心として株式を募集し之れに依りて、都市經營會社を興し、營利を主とせず工業從事者の能率增進を目的として、工業的山林都市を建設することにしたならば、最も便宜であらうと思ふ、然らば如此都市を何處に作るかと云ふことが、從て起るべき問題であらうが、之は大都市に關係なく、單獨に建設する場合と大都市の衞生都市として作る場合と自ら多少の相違がある、單獨に建設する場合は比較的に廣く其の地位を選定することが出來るけれども、衞生都市として建設する場合は大都市を距ること二三十哩の圏內に之れを求めねばならぬ、其の地位は前に略述した原則に基いて、選定しなければならぬことゝ思ふが、扨し具體的に何處が適地であるかと云ふことは實地調査をした後でなければ困難である、併し東海道線に沿ひ單獨に這種の都市を建設するとしたならば大磯より山北までの丘陵地方や箱根附近は好適の地方であらう、富士紡績の小山工場の所在地は私の所謂山林都市の建設地として理想的のものである、同會社は同工場を中心として地主組合を作り其處に築庭的都市計畫を行ふと同時に都市的設備を施してくれたならば獨り其の工場の利益のみではなく、一般社會の公益となるであらうと思ふ、御殿場より三島に至るの間にも適地が澤山之れある樣に見受けられる、岩淵附近も宜さそうに思ふ、大井川の下流に在る牧野原の中にも適地を發見することが出來やせぬかと思はれる、濱名湖の沿岸も地形より見れば頗る良好である、蒲郡、大府附近に於ても、なくてはならぬ所と思ふ、東京の衞星都市と

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

しては橫濱、八王子間の丘陵地方、大山界隈より青梅附近に至る山麓地方、靑梅より鴻巢附近に至る丘陵は輪換鐵道だに布設せられたならば、好個の適地となるであらう、習志野と氣賀沼、印幡沼間の丘陵地方に於ても交通機關さへ整へば必ずしも適地を求め難いことはなからうと思ふ、大阪の衛生都市としては武庫川、池田川の上流地方や、泉南の海岸地方や、紀伊川の流域に於て適地を相することが出來るかも知れないが、さなきだに人口過密で功利主義の旺盛なる地方の事とて、如此適地を手に入れ得るや否やは甚だ不確である、其れにしても大々大阪を作り此の上人口を積集して、國民の墓地を擴げるよりは、曲りなりにも這種の計畫に基いて人口の「デセントラリゼイション」を企てた方が國家の爲めにも社會の爲めにも得策であらうと思ふ。

要するに其の地位は更に精密なる調査を遂げた後にあらざれば確定する能はざるは勿論であるが、兎も角如此計畫に基いて、山林都市を作つたならば、山林の中に住んで居つても、自ら文明の恩澤を蒙り、諸種の都市的娛樂も得られ、而して從來の都市の害毒から免かれるのみならず、長へに天地自然の美なる感情をも樂しむことも出來、何人も低廉に文化生活を營むことが出來るであらうと思ふ。

若し夫れ斯くの如く其の市民が各々意義ある生活を營むことが出來たならば頭腦も健康も自ら改善せられ工業の如きも科學的經營の本旨に適ひ、最も圓滿に發達して勞働爭議の如きは決して起らぬであらうと思ふ、如此にして都市の營養たる工業が進めば其の都市としても完全に發達しない理由はない、故に私は現在の都市生活に惱める人や、社會改良家や、工業の科學的經營者に向つて切に山林都市の築造を勸むるのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

獨逸の物價調節と暴利令（中）

田原天南

四　物價調節の關係法規

獨逸に於ける物價調節の關係法規は頗る多方面で、法律萬能の國だけに、用意周到、絲毫も漏らす所なきを略言し、該關係法規を七種に區別して單に該種目別のみを擧げたが、玆に七種に概括された法規各個の名稱を掲げ參考に供しやうと思ふ。

（一）暴利取締法　本項には本來の暴利取締法にして一般刑法の補充に屬する者を收む。

(1)戰時禁制品密賣買取締法（一九一八年三月七日發布）——(2)暴利取締法（一九一八年五月八日發布）——(3)貸間紹介暴利者取締法（一九一九年七月三一日發布）——(4)輸出禁止の生活必需品名告示（一九一九年十一月二十七日發布）

（二）日常必需品の强制管理法　本項には暴利者に對する純然の行政處分法にして補償を要せず商品を沒收し又は强制處分する法規類を收む。

(1)最高物價法（一九一四年八月四日發布は一九一四年十二月十七日、一九一七年三月二日及一九二〇年一月十七日改正）——(2)日常必需品の沒收法（一九一五年七月二十三日發布一九一八年五月八日改正）——(3)一九一九年收穫に對する獨逸穀物法第四三條乃至四十八條（一九一八年六月十八日發布）——(4)食用脂肪告示第三十六條（一九一六年七月廿一日發布）——(5)獸肉の消費及豚賣買取締法第十五條（一九一九年十二月三十一日發布）——(6)馬鈴薯配給法第十七條（一九一八年七月十八日發布一九一九年十一月十一日改正）

（三）物價公示法　本項には商品名の公示及物價公示に關する取締法を收む。

(1)商品の外面表示に就ての告示（一九一六年五月十八日發布）——(2)商品の外面表示に就ての告示（一九一六年五月廿六日發布）猶は之に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

關係の法規は一九一六年六月十一日及一九一六年八月二十五日發布せらる——(3)小賣商店の店頭に物價表を公示すべき告示(一九一五年六月廿四日發布)——(4)物價檢査所設置及配給法に就ての告示第五條(一九一五年九月廿五日發布)

(四)**賣買許可及禁止法**　本項には性質上營業條例の補足と看做すべき法規類を收む。

(1)不信任なる人物の商業禁止告示(一九一五年九月廿三日發布)——(2)食料品及飼料取引法第一條乃至八條(一九一六年六月廿四日發布)——(3)野菜果物及南國果實取引法の第八條及第九條に就て(一九一七年四月三日發布)——(4)藥品賣買告示第一條乃至第八條(一九一七年三月廿二日發布)——(5)煙草賣買告示第一條乃至第八條(一九一七年六月廿八日發布)——(6)葡萄酒法第五條乃至第七條(一九一七年八月三一日發布)——(7)阿片取引法(一九一八年十二月二十五日發布)——(8)肉類及脂肪消費制限告示第八條(一九一五年十月二十八日發布)——(9)外國製牛酪取引告示第二章(一九一五年十二月四日發布)——(10)菓子製造に就ての告示第九條(一九一五年十二月十六日發布)——(11)屠殺豚及豚肉價格告示第十四條(一九一六年二月十四日發布)——(12)乾酪取締第十三條(一九一六年十月二十日發布)——(13)一九一九年收穫に關する穀物條例第七十一條第一項(一九一九年六月十八日發布)——(14)週間市場告示(一九一五年三月二日發布)

(五)**新聞廣告取締法**　本項には新聞條例の補足と看做すべき新聞廣告取締に關する法規を收む。

(1)新聞廣告に就ての告示(一九一五年十二月十六日發布)——(2)食料品及飼料賣買法第十二條及第十三條(一九一六年六月廿四日發布)——(3)藥品賣買告示第十條及第十一條(一九一七年三月廿二日發布)——(4)遠心力機及バタ機械取引告示第六條及第十條(一九一七年三月二十四日發布)——(5)煙草賣買告示第十條及第十一條(一九一七年六月廿八日發布)——(6)貸間紹介暴利者取締法第一條及第二條(一九一九年七月廿一日發布)——(7)金銀及白金賣買取締法第二條及第三條(一九二〇年二月七日發布)

(六)**輸出入取締法**　本項に屬するものは左の如し

(1)輸入取締告示(一九一七年一月十六日發布)——(2)一九一八年九月二日發布殖民地生産品法の施行に關する告示(一九一九年五月十五日發布)——(3)輸出入取締告示(一九一九年九月三日發布)——(4)家畜及家畜生産品輸出禁止法(一九一四年七月卅一日發布)——(5)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

枯草及飼料輸出禁止法（一九一四年七月卅一日發布）——(6)自働車、機械油、石炭テール、及是れより產出の油類輸出禁止法（一九一四年七月三一日發布）——(7)武器、彈丸、火藥及爆發物、軍需品及軍需品製造に要する機械、器具の輸出及運送禁止法（一九一四年七月三一日發布）——(8)各種の鐵道材料、電信及電話器及其の各部分、各種の飛行機機具、汽船及其の各部分の輸出及運送禁止法（一九一四年七月卅一日發布）——(9)軍需品の製造に使用さるべき原料の輸出及運送禁止法（一九一四年七月卅一日發布）——(10)繃帶及藥品、並に醫藥機械及器具の輸出及運送禁止法（一九一四年七月卅一日發布）——(11)鳩の輸出入禁止法（一九一四年七月卅一日發布）——(12)金の輸出及運送禁止告示（一九一五年十一月十三日發布）——(13)金製品の輸出禁止告示（一九一六年七月十三日發布）——(14)一九一八年九月二日發布殖民地生產品法の施行規則に關する告示（一九一九年一月十五日發布）——(15)商品輸出統計作成法（一九一九年一月十五日發布）——(16)外國有價證劵に關する告示（一九一七年三月二十二日、一九一九年三月一日、一九一九年九月二十二日及同年十一月二十五日發布）——(17)露國貨幣取引に關する法律（一九一九年三月十四日發行）——(18)果樹輸出禁止告示（一九一九年三月十四日發布）——(19)美術品輸出禁止法（一九一九年十二月十一日及一九二〇年一月二十七日發布）——(20)外國貿易監督法（一九一九年十二月二十日發布）——(21)外國有價證劵の輸出、賣却又は質入禁止法（一九一九年三月二十六日及一九二〇年一月二十六日發布）

(七)暴利裁判所法等　本項には性質上刑事訴訟法の補足と看るべき法規を收む。

(1)經濟法規違犯者所罰に調する告示（一九一七年一月十八日發布）——(2)財產沒收に關する軍事法を補充し及沒收物件の賣却に關する告示（一九一七年三月二十二日發布）——(3)刑事々件の簡易取扱法（一九一七年十月二十一日發布）——(4)密賣買及暴利者に對する特別裁判所法（暴利裁判所法）（一九一九年十一月二十七日發布）

以上掲載せしが如く、獨逸の物價に關する法規は頗る多端であるが、玆に注意すべきは、右は平時に於ける物價調節を目的としたものでなく、持久戰に於ける物價の需給、封鎖を受けてからの物價の調節に關して制定實施されたものが多い「即ち戰時經濟」强制經濟（Kriegswirtschaft, Zwangswirtschaft）に屬し、戰後の今

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日自然廢止されたるもあり、改正さるるもあり、又最近制定されたるもあれど、少數を除いては大部分今日も實施されて居る有效の法規であるから、繁冗を厭はず列擧したので、平時經濟に於ける物價問題には當て嵌まらぬ嫌もあれど多少の參考とはならうと思ふ。特に注意して置きたいのは、以上の多數な法規が悉く完全に勵行されて、其の法力を發揮し、立法の目的を達したるかと云ふに、酷評者は諸法規中實際に適せず、又は空文に屬し、物價の調節にさしたる價値が無かりしものもあつたと論じて居るが、是れは事實に反した非難で、流石は獨逸國だけあつて、大體に於て孰れの法律も其の効用を發揮し、爲めに獨逸國民は四面包圍の窮狀にありながら、兎も角も物價暴騰の勢を制し得たのであるが、唯慘敗の憂き目に逢つたのと、過重の償金支拂の爲めに、紙幣の濫發、從つて崩落となり、物價の暴騰を來たしたので、是れは物價調節の方法を誤まりたるにあらず、已むを得ざる結果に出で、如何なる政治家財政家出づるも、手の着けやうか無いのである。實は何國でも同様であるが奸商暴利者の征伐は頗る困難で、如何なる法律も之を根絶する事が出來ない、獨逸でも暴利取締令は色々制定したが、行政官廳の取締が兎角緩漫の評があつた、そこでバイエルン國の如きは一九一六年九月十二日バイエルン第一軍團令によつて同軍團司令部が行政官廳に代はり、暴利者處分をどし〳〵勵行して奸商輩の肝膽を寒からしめたと云ふ事である。

五　物價刑法

物價刑法(Preisstrafrecht)とは奸商征伐、暴利者退治の刑罰法を指すのである、獨逸の如き、前揭の如く暴利者征伐の法律が種々發布され、暴利者裁判所まで設置されて居るに拘はらず革命後紀綱德義頽廢して、奸商の跋扈甚しく、當局は其の處分に窮して居る、況んや我日本の如きは今日に至るも具體的の暴利令制定されず、奸商に對する制裁が、實に薄弱緩漫を極めて居るから、彼等が跋扈跳梁して毫も忌憚する所なく、國

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

民が日々夜々物價の騰貴に泣いて居るのは當然の事である。獨逸では奸商征伐に一歩を進めて更に新規の有力な制裁法を制定中で、目下獨逸議會で研究して居る、それは暴利者奸商の判決公示法である、此の暴利裁判所の判決公示は彼等奸商に對する死刑の宣告で、彼等の商業的信用と位置とは忽ち失墜すべく、一般公衆より受くる輕侮と商取引に生ずる障碍とは彼等奸商をして最早社會に公行する事を不可能ならしめ、頗る妙案である。我國に於ても最近眞面目に物價調査に著手し、東京大阪等にては續々驚くべき奸商、驚くべき暴利を暴露して居るが、此等の奸商輩を忌憚遠慮なく新聞紙上抔で公表筆誅、餘力を遺こさぬ事が、物價引下げ奸商征伐に最も大なる效能があらうと思ふが、我國の新聞紙は廣告取りの商略の爲め、寧ろ奸商輩の鼻息を伺ひ、之を筆誅するの勇氣に乏しく、地方新聞に至りては、多く其の姓名の明記を避け、奸商を庇護して、公衆の福利を顧みざるは余の深く遺憾とする所である。

物價刑法は獨逸現行の法規によれば之を三種に區別する事を得べし。

(一)絶對的物價の拘束(最高價格を法律で確定し其の範圍外に出づるを許さず)――(二)適當と認むる物價の公示(此の公定相場を超ゆれば暴利となる)――(三)數字的物價範圍の列擧によれる形式的自由相場(利益を過分に貪ぼれば刑罰に觸る)

(一)絶對的物價の拘束

最高價格法(Hoechstpreisgesetzgebung)は一九一四年八月四日の制定に係り(一九一四年十二月十七日改正、一九一七年三月二日再改正、一九二〇年一月十七日三改正)職權ある國務大臣又は該大臣より指定せられたる官廳は生活必需品の最高價格を確定遵奉せしむるの權利を有す、中央政府の法律で、最高價格を定めない物件に就ては聯邦政府又は其の指定を受けたる官廳は最高價格を決定する事が出來る。普魯西國は人口一萬以

上の都市に於ける小賣に就き市町村長に(市町村會)に最高價格を確定するの權能を與へ、其他は郡長に委任して居る。日常の必需品の範圍を出でたる物品で、最高價格の確定を必要とするものは、獨逸政府が聯邦評議會の諒解を以て之を確定する事を得れども聯邦政府は此の物品に對しては最高價格を確定するを得ない。

最高價格法に對する制裁は實に峻嚴を極めたもので、故意に之に違犯した者は暴利者、物價釣上者として論じ(一九一九年十一月二十七日發希の暴利裁判所法第二章第二條)禁錮の體刑と共に二百萬マルク迄の罰金に處せらるべく、又は此の禁錮又は罰金刑の其一に處せらるるのである。猶ほ物價釣上げの個々の場合に於ては一九一八年五月八日の物價釣上法第四條によりそれぞれ處罰される即ち

(一)何人と雖もより高き價格を要求し、又は自已又は他に約束せしめ又は提供せしめたる者――(二)何人と雖も營業の際故意に暴利を以て賣却の目的を以てより高き價格を以て提供せしめ若くは約束せし者――(三)何人と雖も前上第一、第二の刑罰に當るべき相談又は連絡に參與しるた者――(四)何人と雖も前上第二、第三の刑罰の一に他を要促し、刺激し又は懇請せし者

以上は孰れも故意の最高價格法違犯者であるが、若し輕率若くは過失で最高價格法に違犯した者は其の情狀を酌量して懲役刑は一年迄、罰金刑は五十萬マルク迄に輕減する事を得るのである。此の最高價格法の規定によれば從前の刑罰令と異なり、單純なる購買者にして最高價格法違犯者は處罰されない唯た暴利を以て賣り捌かんとする購買者に限り處罰するのである。此の峻嚴なる最高價格法により多くの購賣者を警戒して暴利者の喰物となる危險を免かれしめ、又購賣者が自から進んで暴利者を告發し及び法廷に證人として、其の犯罪を證明する事をも許されるのである。此外最高價格法違犯者として、各種の許されざる又は過分の報

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

價を附屬條件として約束せしめ、又は最高價格法に從ふべき物品の引渡を同時に他の物品を買ひ取る事と關聯せしむる事等の行爲は、是れ取りも直さず間接の最高價格法違犯者と看做さるゝのである。最高價格法違犯者中最も情狀の重き故意の物價釣上者に對しては一年乃至十五年の懲役刑に處し、罰金の最少限は二萬マルクで、最大限を無制限と爲し、或る場合には全財產をも罰金として沒收し得るのである、情狀の重き犯罪としては一九二〇年十二月十八日の生活必需品の輸出禁止違犯や密賣買及物價釣上行爲に對する加重刑で、不當の利益を貪ぼらんが爲め、國民の經濟的困難に乘じ惡むべき手段で暴利を占めた者を網羅して居る、斯く暴利者處罰が峻嚴でこそ貪婪無恥の奸商も肝膽寒くして、暴利取締りの目的も遂するのであるが、我國の如き緩漫の取締法では到底空文徒法に了るを免かれない。（本項未完）

昨日及明日の航空

番務警視　陸軍工兵少佐　佐藤求已

此の一篇は去る八月三日、總務長官々邸に於ける佐藤少佐講演の速記錄にして同氏の校閲を經たるものなり（編者）

題講を昨日及明日の航空と云ふことに致しましたが、要するに航空の過去現在の狀況並に將來の想像を申上げ、同時に諸外國の狀態と我が國の現況とを比較しまして、外國が今日斯う云ふ事業に就て恰も巨人の歩むか如く進步して居ります其の原因が何に存するかと云ふことを申上げたいと思ひます。話の順序を先づ沿革、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

次に軍事上の航空、之は極めて一般的の事を申上げます、次は交通上の航空、之は航空交通の發達をしました所以から諸外國の主要な國々に於て郵便旅客貨物の運搬等の狀況を申上げやうと思ひます。次に將來の航空であります。今後航空の可能性が果してどの程度迄かと云ふことを申上げて、最後に自分の所見を申上げ各位の御叱正を仰ぎたいと思ひます。

一

航空の沿革に就ては、發達の狀態から先づ之を三期に分ちまして第一期は極めて古い時代から前世紀の中頃迄としてあります。極古い時代から空を飛ぶと云ふことに就ては可なり、多くの希望を持つて居ります。それに應ずる各種の傳說は傳はつて居ります。此の期間には航空の基礎的の研究には這入りましたけども、一番主なる羽根の研究……平面の羽根を研究して、「カアブ」がある曲面の研究に這入つて居りませぬ爲に、總ての計算が失敗に歸して居ります。然し本期間には可なり學者が航空上の研究をされて居ります。「ニュートン」が空氣の抵抗的基礎的法則も此の期間に發見されて居ります。今日では其の法則に就ては今日の實體から出た法則と多少の過ちがあると申して居りますが、大體の基礎的の法則は作られて居ります。要するに此の期間に於ては極めて眞面目で能力のある諸學者迄、人が航空をすると云ふことは是れは不可能のことであつて、鳥が自由に空を飛翔すると云ふことは天の大なる恩惠を受けて居るので、人間の企てることでないと否定をされて居ります。第二期に於ては之は實際の初回に一九〇三年「ライト」兄弟がデイトンに於て飛行をやりました其の時期迄を申します。此の間には澤山な學者が罷出して居ります。さうして飛行機の眞の發明と申しまする平衡安定の法則を與へられて居ります。それに由つて生ずる各種の問題の大半を豫言をすることが出來たのでありますが、但し此の時機には其の動力を與へる所の機械が總て重い爲に、實際に於て飛ぶ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ことが出來なかつたのであるが、漸次自動車の發達に伴ひ重量が輕くして強い馬力を出すガソリン發動機の發達と共に飛行の進歩も實現されました。そこで一九〇三年フイルライトが世界で最初の航空者と云ふ榮譽を荷ひ得たのであります。次の第三期は其後今日迄實際的の時期でありまして、次第に飛び得ると云ふことになりましてから研究を重ねて、一九〇三年から七年—明治四十年にはサンドシモンと云ふ人に依つて二百二十米を一息に飛ばれて居ります。翌年一九〇八年にはフールマン氏は千米、當時では大距離の飛行とされて居ります。所が一九〇九年にブレイリヲ氏に由つて英佛海峽の横斷二百三十四粁……約五十八里が一息の飛行に成功を致しました。斯うなりましてから各國は漸次航空なるものは軍用的のものであらうと云ふことに着目して研究を爲し始めましたが、我が政府當局に於ても其の考が起つて、臨時軍用氣球研究會の官制を置いて、始めて人を歐羅巴に出して研究を始めたのであります。一九一二年即ち大正元年は既に一千十一キロメートルを飛んだ「レコード」を持つて居ります。本島一周、基隆、高雄間だと三回の往復に相當して居りますが、其の時期に日本では始めて飛行機を歐羅巴から購つて代々木の練兵場で飛行試驗を實施した時代であるが、此の時も殆んど飛ぶことが稀れで、多くの見物人が夕方迄待つて夜になつて歸るから、月が上らなければ飛行機が上らぬと言つて歸つた時代で、高く飛ぶことが出來ない爲に立つて居つては飛行機の上るのが見えない、寢て居ると見えると云ふ有樣で、時間も何秒飛んだなど、云ふ時代であります。

獨逸では飛行機の研究に就ては英佛に遜色がなかつた。併し獨逸の理想としては、若し外國と戰爭をするときは、敵國の兵が其の國境を越えない内に獨逸の航空機は敵の首都を襲ふ、と云ふ理想を以て飛行機に對抗して―飛行機の飛ぶ距離が比較的短距離ですから―長距離の航空船即ち「ツエッペリン」の製作に熱中をしました。所が其の效果は歐洲戰爭の初期に於ては大いに倫敦や巴里を襲撃して英佛人をして顔色なからしめ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最初の理想を實現しました。其の一例は一九一五年の一月十九日の夜には不意に倫敦の上空に一大爆音がして參りました。即ちツエッペリンの襲撃でありましたが、老幼男女は周章狽狽殆んど爲す所を知らぬ狀態で、當局も如何にして可きや、其の施す術がなかつたのであります。それで殆んど敵の爲に自由に爲すが儘にされまして、從來何等航空に對する準備がなかつた因果應報として諦めるより外は仕方がなかつたのであります。此の歐羅巴戰役間に於て倫敦は百八回の襲撃を受けて居ります。勿論飛行機の中には飛行船も這入つて居ります。此の間五千六百十二人の死傷者を出し、殊に一週間連續の襲撃には市民の恐怖は其の極度に達し、交通々信は杜絕、政治も商工業も一時停止をする有樣で、又た巴里に於ても前後七百四十六回の襲撃で、八百六十九人の死傷者を出して居ります。殊に戰爭初期に於て一九一四年の八月に佛軍が白耳義から「マルヌ」の線に撤退して獨逸の追擊が急激であつた八月の三十日、巴里の都が危險に瀕したと云ふ時に、巴里の上空には獨逸の航空機が現はれて「巴里人よ獨逸軍は旣に巴里に入れり」と云ふ宣傳びらを投下したことが御座います。其の爲に英國も佛蘭西も國民は何れも上空に對して安閑たる能はず、非常なる混雜をしまして世論は上空防禦に對し非常に沸騰しました。過ぎたるは尙及ばざるが如しで、獨逸の倫敦巴里の襲擊は却つて英佛兩國民に對して空中防禦の必要の自覺をさせました。それが爲に兩國民は最大決心を以て航空の進步を圖ることになりました。隨つて獨の航空船は爾後は絕えず敵の飛行機の爲に墜落をされる狀況で、空中に於ける戰闘武器でないと云ふことを獨逸自身が立證することになつたのであります。大正年代に入つてから諸外國が長足の進步をして、續いて世界の大戰役となりましてから各國共に智力金力のあらん限りを傾注して航空の研究に從事した結果、製作力・製作方法・金屬の使用・航空力學の進步・操縱者の技術等に著しき發展を遂げました。此の世界長足の進步に比して唯々獨り日本のみは遲々として振はぬことは恰も龜の步みの如き狀態

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

であります。然も外國に對しては兎の惰眠を心算することは出來ないのであります。此大戰役が終つて以後は各國とも戰役間に發展整頓をしました所の航空の餘力、寧ろ此の主力を實用方面卽ち運輸交通に振り向けまして、一九一九年以來、巴里倫敦間、巴里ブラッセル、アルゼンチン迄、其他有らゆる方面に歐米各國が飛行機を以て郵便貨物の運搬を開始するやうになつたのであります。其の狀態は後で申します。

二

軍事上の航空に就きましては、英國や佛蘭西の航空は民間航空の發達に促されて大進步をしました。獨り獨逸は最初から航空船を專心研究はしましたが、一面に於て飛行機を軍用に使ふことの研究は英佛を凌駕して居りました。併し一度獨逸軍の空中襲擊に驚いた英佛は忽ちそれを凌駕する情況になりました。戰爭の最初迄は飛行機は偵察をするのが主であるから從つて高い所から總てを瞰下するのが主でありまして、次に爆彈を携行して投げやう、夫れから敵機をして自由に偵察や爆擊をやらせまいとする爲に敵の飛行機を驅逐しなければならぬ、卽ち空中攻擊、斯の如くして偵察、爆擊、驅逐と漸次用務が殖えて參りました。何れにしこも此の三つの用務を完全に確固に遂行をすると云ふことは、戰爭の半ば頃から、始めて飛行機が其の固有に應ずる性能を有する樣になつて出て來ました。最初は一つの飛行機を以て夫等の各種の任務に就かせると云ふことでありました。所が今日では恰も海軍が各の任務に應じて軍艦の種類を變へる如く、飛行機が三種の任務に應じて專門になつて居ります。殊に爆擊を實施する爲には飛行機も搭載量の大きいものでなければならぬ。又た空中戰鬪には昇騰速度に於て非常なる敏度の強い飛行機でなければならぬ。卽ち主として戰鬪飛行機には此の性能が最も必要であります。大正三年に於ては佛蘭西では二千米の高さが標準で、二十五分時間掛つて居ります。今日では二千米の高さに上るには僅かに四分四十秒で、其の高度は九千百米、富士山の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

倍迄上り得るのであります。

我國のは佛蘭西に比すると稍々劣つて居るやうであります。これは戰鬪任務上、早く上空して敵の上位を占めることが緊要である爲に此の性能は極めて必要であります。次に速力に就て言ふと、之も一時間に百十二キロと云ふ大正三年の早さは今日では、一時間に三百十三キロと云ふ速さに進歩して居ります。日本でも今日では大分此の速度も進んで居ります。夫れから重量を携行する情況は、主として爆擊用の飛行機に必要でありますが、大正三年には僅かに百キロの重さの爆彈しか積めなかつたが……三百キロは積めますが人も乘せ油も載せるので爆彈は百キロであります……今日では一噸五百迄は積めます。日本でも今日では大分積載量が增して居ります。扨て又た飛行機の數を申しますると、歐洲戰爭の當初は佛蘭西が百八十八臺で御座います。戰役の終期今日に於ては三千六百五臺、平時に備へる飛行機の倍數だけあります。戰場に於ける飛行機の任務は只今申上げたやうに三つの種類でありますが、空中に於て戰鬪を交へると云ふことは獨り驅逐用の飛行機計りでなく、偵察用でも爆擊用でも、自衛の爲に機關銃を一銃か二銃持つて居りますが、制空權を掌握する爲に純然たる戰鬪任務を爲すのは卽ち驅逐用飛行機であります。又偵察用の飛行機或は爆擊用飛行機が敵狀偵察に參ります際は、敵に對して夫等の飛行機を掩護する爲に。驅逐用飛行機も同行して參るのであります驅逐用飛行機は最も運動の輕快なことが第一で、夫れから前申しました如く昇騰力の大なることが必要で御座います。故に一人乘を原則とします。機關銃を概ね二挺だけ後の方に著けて置いて、之も操縦者が自ら機關銃を打つのではなく、打つ時期に或る所を引張ると發動機の廻轉で機關銃が二銃同時に發射することになつて居ります。以前は前に「プロペラア」がある飛行機は前方に向つて射擊をする爲に「プロペラア」に當る虞れがあつて困りましたが、今日は夫れが改良されました。それで射擊のときには操縦者は敵の

飛行機に向つて方向を定め只或る所を引張れば獨りでに彈丸が出る。それが爲に所謂高等飛行術と申して各種の操作をなし、或は下向横向仰向となつて射擊を爲すべく特殊の操縱が必要になつて、神出鬼沒の行動を要する所以で御座います。それで空中戰鬪では何時でも後ろで上になる飛行機が勝ちであります。所が昇騰力の遲い飛行機は速力が早くとも、昇騰力の大なる飛行機に勝てません。早く高く上り得る方は高い位置を利用して下に向つて墜る勢がありますから速力も追ひ附けます。平素の演習でも昇騰力の遲い飛行機は幾ら速力が早くも何時も昇騰力の大なる飛行機の爲に始終受身の姿勢になつて居ります。是等の驅逐飛行機は主として五臺或は七臺と云ふ風に群を成して飛びます。而して其中の一機が所謂本隊の長となり、一機の行動に伴れて他は行動を致します。只稀れに戰場に於て敵の飛行機を十機以上を打ち落したものは空中の勇者として單獨の航空をさせますが、主として編隊行動であります。高さは概ね五千米突としてあります。是等の飛行機は飛行時間は極めて短いので二時間が普通であります。爆擊用の飛行機はこれは搭載量の大きい特長を要します。特に夜間爆擊機は夜間遠距離迄飛んで爆彈を投げるために晝間爆擊機に較べて一層の搭載量を要します。今日は晝間爆擊の飛行機は先づ五百「キロ」、夜間は千五百「キロ」が爆彈の搭載量としての基準になつて居ります。爆彈は一箇が三十「キロ」五十キロ百「キロ」三百「キロ」と云ふやうな種類に分れて居りまして、投下する目標物に應じて使用します。然し特殊の目的の爲には、例外として重爆彈が有ります。昨年米國は一箇が四千三百封度約二噸の爆彈を作りまして「ヴァジニア」岬沖で押收の獨逸戰鬪艦の爆沈の演習をやつて非常なる好結果を擧げて居ります。さう云ふ爲には斯う云ふ特殊な爆彈も使用されます。爆彈は飛行機の中に竪に容れて置く方法もあります。或ば胴體の腹に著けて置く方法もあります。さうして一發毎に投げるのもあり或は二發毎に投げるのもあり、或は全部同時に投げる等自由で、投げ方は單に操縱者が一の電氣釦の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

押し所に依つて夫れが隨意になります。照準する機械も飛行機の高さ、速力、風の方向、早さ等を修正して照準の出來るものが附いて居ります。是等は一人乘もあります。二人乘もあります。二人乘は一名は敵機の防禦監視が普通で御座います。夜間爆擊の飛行機は三四名の乘組人で、一噸半位の量の爆彈を積載するのであります。斯の如き飛行機は一機が三十「キロ」五十「キロ」の爆彈を數十箇積載して、一群が七機から拾機位で目標物に依つては其の群が二群三群即ち十臺も二十臺も揃つて攻擊に參るのであります。即ち都市・工業地・軍港・要港・航空の原據地・船・鐵道・停車場・道路・橋梁・工場・大倉庫等を目掛けて爆彈を投げたり、或は燒夷彈を投げます。是等の一群の中には必ず寫眞撮映の飛行機も交つて居ります。夫等は先づ目標の上空に達すれば巍然として聳えて居る市街の狀況を撮影します。爆擊の中間には其の大部分が破壞された情況。最後には市街が既に形を失つた情況を撮影して、歸つた際には其の結果は一枚の寫眞で直ちに一言の言葉も添えずとも明瞭な報告となるやうになつて居ります。是等は概ね三千米突位の高さで飛行をするので普通と致します。時には急激に下つて投げることもあります。時間も種類に依つて二時間位から十時間位の間を活動して居ります。私共は大正三年青島の戰役には、日本では飛行機も表に現すことが出來ない七臺と云ふやうな情況でありましたが、此の時には一箇の爆彈の重量が一貫目足らずのものを五箇飛行機に積載すると、飛行機が上らないと云ふ理由で三箇積載して膠州灣内敵の軍艦に爆擊を試みましたが、今日から考へると實に隔世の感が御座います。此の爆擊は主として地上では未だ敵の砲擊を蒙らないやうな所を目標として實施するのが普通であります。又た夫れが志氣上にも大なる影響を與へるのであります。從來の戰爭に於ては縱し戰地で硝煙彈雨流血河を爲すやうな大修羅場が演せられても、内地に居る者迄が直接戰爭の慘害を蒙ることはありませんが、今日は航空の爆擊の爲にさうはゐかなくなつたのであります。我が國の如きも飛行機の襲來に對し

て要如たることは出來ないのであります。次に偵察用の飛行機は敵の情況を視察して報告をするのが主なる任務でありまして、歐洲戰爭の始め迄は視察をしました結果は歸つて來て着陸の上で報告するか、左なくば上から報告文を擲け落す方法でありました。所が地上から飛行機を打つ高射砲が出て參ります。又た敵の飛行機との關係上比較的低い高度即ち千米突位の高さで敵上を悠々飛ぶことは出來ません。それが爲に非常な上空から急激に自分の視察する所に降りて僅かに一瞬の視察を遂げなければなりませぬ。其の間に視ることは見落しも多々あります。縱し一通り見えても悉く記憶することは六ケ敷いのであります。そこで漸次人間の眼を以て單に偵察する計りでなく、一瞬の間の偵察を有利にする爲に寫眞を使用することになりまして、此の寫眞の發達に依つて航空の偵察は全く完全したのであります。其の寫眞は何枚も映します。故に同じ所が何枚にも現はれる、夫れを繼き合せると敵の情況がすつかり判ります。同じ所を一日に二回或は隔日又は毎日と云やうに撮ると刻々變化する敵の陣地の情況が判つて參ります。斯う云ふものが判ると、それを一般の圖の上に印刷をしまして之を戰鬪をして居る各部隊に配布をするのであります。毎日夫等を補修をして居れば、それで日々の變化が判ります。此の中には我が砲擊に依つて壞れた所も出ます。又た翌日は補修せられた情況も現はれます。斯の如くして各隊は敵陣地の情況を詳しく知ることが出來ます。寫眞によりては千米突位で映しても塹濠中に守備兵が這入つて居る人の數迄數へることが出來ます。又た砲兵陣地の敷設も有り〳〵と映つて居ります。寫眞機が善いと映り方も違ふので、佛蘭西で映しました一九一九年六月二十八日に平和條約締結の際に、各委員がヴェルサイユ宮殿から退出する光景などを觀ると、悉く人の數を數へることが出來るやうに映つて居ります。航空寫眞も漸次發達をして參りまして、只上から觀た平面丈ではゐかぬ、今度は高低遠近を明瞭にしたいと云ふ希望から遂に双眼寫眞が出て參りました。此の双眼寫眞も元

來人間の兩眼の間隔は七サンチを普通とします。曲尺で二寸三分です、普通七サンチの間隔の眼で吾々が外を觀ると先づ二百米突の距離迄約六百尺迄物の遠近が分るのであります。けれども最早や夫れ以上の距離の三百米突では吾々の眼では間隔が狹い爲に遠近は實際的には見えないのであります。斯う云ふ双眼寫眞もそれと同じでありまして普通の玩弄になつて居る双眼寫眞は映す機械が七サンチの間隔を置いた「レンズ」が二つで、それで映した寫眞を眼鏡で見ると遠近が實體的に見えますが、飛行機は距離が非常に遠いから普通飛行機で實驗をして見ますと、距離と其の双眼寫眞の眼鏡の間隔は約三%千米突の高さから映すと三十米突の距離を置いて映さぬと旨くゐかない。そんな大間隔の双眼寫眞機を飛行機に備へ附くることは出來ませぬから、矢張り一つの寫眞機でこゝで映して恰度其の寫眞が完成して何分の一かに縮められたときの七サンチ位に相當する丈の實距離を飛んで行つて復た映すので、鏡を二つ使用する代りに飛行機が二箇所で映す。斯樣に双眼寫眞が良く撮れる樣になつて地上の狀況が一層明瞭に見えるやうになりました。尙之が進歩すれば更に便利になると思ひます。又寫眞によつては地圖を作ることもやります。假りに地圖が在つても二日三日の戰鬪になれば殆んど地形が一變すると云ふやうなことがあるので、地圖を新たに調製する必要上、又は補足をする爲に航空寫眞を使用致します。それを尺度に依つて圖に直して堡壘圖として必要な部隊に配布をする。之を作るには實際寫眞に映つたものを繼ぎ合せて道路・森林・村落等には夫れに「インキ」を以て所定の記號を記入した後、或る藥を漂泊すると記入した分だけ殘つて夫れで地圖が作れます。斯の如き寫眞の進歩に依つて偵察が極めて容易になりました。又偵察に出て居りましても飛行して居る間に敵の狀況が變化します。それが重大なる情況の變化であるなれば着陸をせぬ内に一刻も早く司令官に報告を爲し、或は友軍に通報せねばならぬことがあります。又飛行機を出發させた後で更に其の飛行機に任務の追加を命令したいことも起

りきす。斯様の場合には以前は何等の方法も無かつのでありますが現今では無線電信の發達によりまして自由に出來る樣になりました。飛行機上に於ける無線電信の成功は偵察の爲に寫眞と相俟つて非常なる便利になつたのであります。其他敵狀偵察以外に砲兵の射擊觀測にも飛行機と無線電信が必要でありまして、敵の陣地の狀況を明瞭に現はしました地圖を持つて偵察者は空に上る、さうして砲彈の落ちた所に印を附けて、其の彈著點を砲兵陣地へ通信をする。今日では砲兵は自分の陣地も敵に見られない代りに敵の陣地も見えない所で砲戰をしますから、一に地圖と偵察者の砲彈の到達場所の指定に依つて始めて效力ある砲擊が出來るのであります。前の通り敵味方の陣地が地圖になつて居ますから、之を砲兵指揮官も偵察者も持つて居りまして、砲彈が落ちた所に印を附けます。さうして物指しが御座いまして此の線から右に幾何、上に幾何の處に彈著したと云ふことで直ぐに位置が判ります。其の基準線から右の長さだけを無線電信で知らせると、砲兵中隊も落ちた爆彈の到著地點を知る。さうして次の發射の爲に相當の修正をして效力ある砲擊をすることになつて居ります。

戰時飛行機の命數は極めて短いのでありまして、或る定數の飛行機を維持する爲には、毎月飛行機の機體では約四十%、發動機では約七十%の交換を要するのであります。佛蘭西は戰後の終りに西部戰場に約三千二百臺の飛行機を使用して居ります。さうして其の補充には充分なる製作力を持て居つたのみならず、尚は餘力で他國に迄供給をして居りました。假りに今或る一國の戰時の出征の師團數を二十とすれば、其の航空兵力の最少限は戰鬪大隊爆擊大隊等を合して五十八隊卽ち八百二十八臺の飛行機が入るものと致します。さうすると其補充の爲には毎月飛行機を三百二十臺、發動器六百臺の製作能力を持たなければならぬ。只今の狀況では一年懸つても不可能であります。佛蘭西が戰爭の初期より終り迄、飛行機發動機の製作能力の增進

は毎月の數を表に上げると恰も拋物線狀に增加をして居る。一九一八年の七月が一番能力の大きかつた時期で御座いますが、飛行機の機體が一箇月に二千九百臺、發動機は一箇月に四千五百臺の製作力を示して居ります。其の增加の狀況は實に著しいものであります。

以上述べました軍事上の飛行機は我國では性能に於ては歐洲の現況に追及をして居りますが、併し尙ほ其の數と製作能力とに於ては迚も比較にならぬことを申し述べて置きます。此の戰役間に無限に擴張せられました各國の軍事航空は、平和の克復と共に將來の航空國防に遺算の無い方針の下に航空隊の整理を實行したのであります。即ち其の法として民間航空の保護獎勵で戰時の要求を充たさうと云ふのであります。併し佛蘭西の如き對外政策上其の地理的關係は、東隣の中歐諸國に對して空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英政策上も空中威力の强大を圖らんが爲に、民間獎勵には充分の力を盡して居る許りでなく、尙ほ今日平時に於て二百二十六箇中隊の航空兵と千八百十八臺の飛行機と、氣球が二十一箇中隊、空中防禦五箇聯隊を平時に存して居ります。是等に鑑み來れば將來國際關係が破裂したときに、先づ第一に火蓋を切るものは陸海軍でなく恐らく空軍であらうと思ひます。さうなれば制空權の掌握を爭はなければならぬ。若し今日空中武力の不足の爲に敵に制空權を獲得せられたことになると、先程申しましたやうに甘んじて敵の爆擊を受け住宅も工場も兵營も、船でも鐵道でも、何でも破壞され、お負けに人畜は死傷する、それこそ一大事で、迚も動員所の話ではありません。工業も商業も交通運輸も、生產も行政も悉く停止をするのであります。さうなつては最早敵に屈從するより外に策はありますまい。假りに消極的の防禦設備が在つて、辛ふじて防備が出來ても、運送船も沈められ、集中は後れる、民心は動搖して志氣沮喪する、さうすると戰爭は寧ろ銃後より潰滅する。又た戰場に於ても總ての重要任務が航空隊に課せらるゝにも拘はらず、其の活動を爲し得ない

ことになりますれば、詰り空中の劣者となつて如何ともなし得ない。我が國の如き地勢に於ては大いに考へなくてはならない。又た空軍の優越を圖つて之が對策を講せなければ、帝國の危機は正さに上空に在りと云はなければならぬ。

三

次には航空交通のことであります。大戰の要求に基き最近極度に膨脹したる各國の航空力は一九一八年の休戰から全く戰後任務の終りを告げ、爾後其の膨大なる航空界の現況を如何に維持するか、平時航空の目的に如何に使用するか、將來戰場に於て優秀なる機體を使用するには技術の不斷の發達を如何にして促進するか、將來再び戰禍を開く爲に澤山の軍用機體を平時豫め準備し置くの不利を避くる爲に戰事に際して直ちに是等交通用の機體を戰鬪の用に供せんとせば、其の航空行政を如何にするかと云ふ諸問題が研究されて、要するに平時に於て戰時要求を常備することは經濟上の困難でありますから充分民間航空界の發達に期待して、有事の日に航空機、操縱者及び諸機關、就中工場を動員に流用しやうと云ふのであります、即ち民間航空界發達は國防上經濟上極めて肝要と云ふことで、即ち列國は民間航空補助、航空各種奬勵金の附與、航空者待遇の改善等、著々其の歩を進め優良なる多數飛行機工場の促進を圖り、斯くして飛行機の製造會社をして競つて優秀なる飛行機を製作せしめ、或は運輸交通に或は娛樂遊覽に汎らゆる方面に活躍せしめて、官民相謀り航空界の發達に努力して居ることは敬服の外ありません。目下商業の航空だけの線路を擧げると、其の大部分は佛蘭西の經營に係るものであります。元來航空の發達を妨げるに二つの原因があります。一は人が甚だしく航空を危險視すること、一は經費を澤山要することであります。又商業上の航空としては管理上の問題が之にも二つあります。一は一般の信用を高めること即ち確實にやらうと云ふこと、換言すれば人が危

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

險視されないやうにする、もう一つは收益のあるものにしやうとすること、此の二つであります。卽ち信用を高めるには費用を惜まず一切のものを最も優秀な品物にする。又收益を得るには極端なる節約が必要であります。其取捨宜しきを得ることが航空實施上甚だ六箇敷いのであります。人が危險視することに就ては心配はないのであります。所が恰度本月一日の日に陸軍の飛行機が各務ヶ原で二人死し、一昨日は所澤で怪我をしたと云ふ報があつて、聊か矛盾の如き感があります、實際やつて居る統計からは危險は少いのであります。例を擧げると昨年の七月一日から九月三十一日迄の三箇月間に、合衆國の紐育から桑港迄の郵便飛行、其の哩數が四拾四萬六百八十哩、其間に事故が僅に十一回、其中の八回は飛行場內、三回は途中著陸、其中で死んだものが僅かに一人であります。又英國の昨年の統計は三萬三千哩、回數一千四百回中で事故が一回のみであります。倫敦と白耳義のブラッセル間の飛行は一週間に三回出る。昨年の一月から九月末迄の統計は一千二百二十四回、哩數拾六萬一千八百哩、お客が二千百九十九人、輸送貨物拾四噸、事故が四回、其中操縱者の死が二人、負傷が一人、お客は一人負傷で御座います。然るに本年三月に於ける東京市の交通事故は八百八十五件で御座います。其の中死んだ者が七名負傷者が五百十七名、此の双方の統計から云ふと東京の街を歩行くより飛行機に乘る方が安全と云ふことになります。最も幼稚極まる日本の民間航空事業で大正九年の十二月から本年の三月迄、十六箇月の事故は僅に二十五回、其中で十一件約四十四%は操縱術の失策であります。是等は一番故障の多い重なるものでありましやう。夫れすら操縱者の過失でありますから豫防の方法手段も出來ます。要するに飛行の確實と云ふことは一番の上の人から最下級の者迄、人物を選擇することに依つて確實は期し得らるゝのであります。又收益は將來引續き行はれる革新に依つて燃料は節約され積載量が増加し、機體の耐久力が増加卽ち機體の消耗率のパーセンテーヂが極めて小さくなりて收益を得る

ことが出來るのであります。夫から各國の狀況を申上げやうと思ひましたが、時間の都合上、先づ佛蘭西だけに就て申します。佛蘭西では戰爭で極度に膨脹して且つ疲勞の極に達して居りました航空界、就中製作經營者をして戰後の休息的期間をも與へず、直ちに之を以て平和の交通即ち歐洲に於ける航空運輸の渦中に投入せしめました。さうして今日佛蘭西が近頃歐洲航空運輸の中心である地位を占めたことは、一に官民一致協力の結果であると思ひます。從來統一が寔に區々でありましたが、戰後全力を擧げて活動せしむる必要上、一昨年航空統一事務所を設け、そして必要なる官制制度を定めて勞働省內に航空次官局を設け、保護奬勵、製作の監督、學理の研究、試作品の審査等を行ふやうになりました。佛蘭西に於ける本年度の陸軍・海軍・植民省・航空次官局の總豫算は合計四億三千六百萬「フラン」であります。其の中民間航空の賞金が四千三百五十八萬二千フランであります。佛蘭西の經營して居る航空運輸會社は殆んど其の大部でありますが約十幾つあります。殆んど歐洲全體に擴がつて居ります。倫敦と巴里の間でも佛蘭西に六、倫敦に三會社計九つの會社で營業をして居ります。巴里の市街にブールゼーと云ふ飛行場があります。エーアー、ポール即ち航空港として世界一の設備をして居ります。ブールゼーの航空港に於ける去年及一昨年の成績を比較して見ますと、昨年は一萬三千九百六十九名、一昨年は六千八百五十名の乘客、荷物は昨年は十五萬三十「キログラム」、一昨年は拾二萬七千四十五「キロ」郵便物は昨年が三千三百八「キロ」一昨年が千四百七十四「キロ」況で御座います。實施して居る各營業線のことは略しますが、佛蘭西の雜誌を見ますと各會社が各線路の航空發著の時間表竝に賃金を揭げ、其中に市街と飛行場の間は無料自動車を提供すなど書いて頻りに客を引いて居ります。巴里と倫敦の間が二時間半で片路の運賃が、以前は四百「フラン」であつたのが今日は三百「フラン」に下つて居ます。巴里とブラッセル間の如きは汽車で行くと二晝夜の旅行、之が五百「フラン」寢臺料食費を入れる

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と汽車よりも實際は廉い。飛行機は二晝夜に對して僅に六時間で運行して居ります。兎角佛蘭西の航空の實用は非常に盛んなもので御座います。又た政府も是等の營業者に對しては飛行哩に應じて補助金を與へて居ります。それは飛行機の種類で違ひますが一「キロ」につき六「フラン」乃至七「フラン」であります。そこで倫敦と巴里の間は約三百「キロ」の距離で、飛行機は一回飛ぶと二千「フラン」の補助金を貰へます。それで操縦者と機關工の給料と油代に當るので、會社では建築物の維持費、使用人の給料等はお客さんの切符賃で支辨が出來るので、概して各會社とも一割幾らの配當をして居ります。郵便飛行に就ては郵便管理局と會社と郵便物の運搬に關する約款を締結して、郵便の割増料金が會社の收入になることが原則になつて居ります。料金は重量と距離に應じて取定めてあります。斯くして今日殆んど佛蘭西國中到る所飛行機の飛ばぬ所はない佛蘭西國内は飛行機の著陸場其他航空路設備で國全體を覆はれて居ります。今日佛蘭西ではバテーム、ドレール即ち空中の洗禮と申して佛蘭西の名士や紳士や淑女貴婦人連は。空中の洗禮を受けなければ話すに足らぬと云ふ風になつて。競つて飛行機に乘るさうであります。

更に佛蘭西の植民地に於てもアルゼリヤは本年の議會で航空補助金として百萬「フラン」の豫算を議決し、目下巴里とマルセイユ、アルゼリヤ、カザブランカ迄郵便飛行をすると云ふ計畫をやつて居ります。獨逸や和蘭等の狀況も申上げる積りでしたが除きます。英國も巴里倫敦間をやつて居りますが、佛蘭西に壓倒されて居ります、北歐洲の丁抹・瑞典・諾威も相當にやつて居ります。ストックフホルムからリガア、こゝらもやつて居ります。支那は今航空部を置いて内閣に直屬してやつて居ります。二百萬弗出して只今では北京と上海の航空路の一部の地上設備に着手して分ります。既に北京と濟南には試驗飛行が行はれて居ります。意氣込は日本以上の感があります。亞米利加合衆國是はまだ統一的の機關がありませんので、各州區々の法律

を設けて取締をして居りますが、近く商務省に民間航空局を設けて統一を謀る筈であります。郵便飛行として以前は紐育と華盛頓の間をやつて居りましたが、今日は止めて全力を擧げて桑港と紐育の郵便飛行をやつて居ります。其の距離が二千八百八十哩あります。一番良いのが二十五時間一分。兎も角二十五六時間で飛んで居ります。其間で飛行場も中間に十五箇所あります。兎に角、米國の郵便飛行は實に大計畫で是は世界一であります。郵便省の管理の下に、紐育と桑港の間に航空に從事して居る使用人の數が四百七十九人、此の給料のみでも七十八萬七千九百二十弗拂つて居ります。去年の七月一日から九月の三十日迄に三箇月の實施情況は實施の百分率が九十八%で御座います。殆んどやらうと云ふ日には皆やれて居ります。三箇月に四十四萬六百八十哩の飛行、運搬した手紙の數は一千〇一萬四千二百四十通、亞米利加で飛行郵便の費用を色々計算致しますと、一昨年は噸哩八弗位に當つて居りますが、漸次六弗となり、今日では噸哩二弗半でゐけると云ふことであります。先づ大體は申上げます通りであります。

飜つて我が帝國の情況は陸軍は前に述べました通であります。民間の狀態は甚だ幼稚極まるもので、今日數からば七十臺の飛行機六十人足らずの操縱者が居りますが、是等は只年に一回二回の懸賞飛行を目的とする外に何等爲すことはありませぬ。政府では陸軍大臣の下に航空局が在つて、是は民間航空の保護奬勵に任じて居りますが、僅に五十萬圓位の豫算では殆んど何事も爲し得ない。只操從者の養成と僅かの保護奬勵だけであります。昨年は航空法を發布され、文部大臣の管轄の下に航空評議員會・航空研究所を設置されて居りますが、何れも今日迄聞いたことはありませぬ。唯一種の研究が大學の敎授當りでやられて居るだけでせう。既に國際航空條約も批准になり、國際航空路を開き、正規の著陸場を設けなければならぬことになりましたが、航空局は明年度は遞信省に合併されるとか云ふことであります。明年度は二千萬圓の豫算がなければ何

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事も出來ないと云ふことで、遞信省も航空局の來ることは嫌つて居るとかで、金か要かるので何處でも嫌はれるやうで御座います。日本でも追々中國筋から東京迄航空路を拵へるさうですが、歐羅巴では航空路の設備が完全し、加ふるに牧場なども多く、飛行が大變やり易くありまして、日本程飛ひ惡い場所はありませぬ航空事故の多寡は是等地上設備の關係が多いのであります。當總督府に於かれても航空班が制定されてあることは、內容は別として痛快に感じて居る次第であります。今操作に當つて居る私も飯塚警視も、殆んど日本の今日の航空者として一番老年の者であるにも拘らず、今尙ほ自身に「ハンドル」を取つて航空をして居ることを考へると、倶に痛快に堪へないのであります。以上に依つて諸外國の航空狀態を概略申上げました。

四

次に航空の將來のことを少し申しますが、昔は空想として一笑に附したことも今日では實現をして居ります。是は惟り飛行機許りではありませぬ。今日の科學の進步から申しますれば將來はどう云ふ空想で有つても、それを不可能であるとして打ち消すことは出來ないのであります。空を飛ぶことが鳥の天賦の恩惠であるとしたものが、今や空中は人類のものとなつて居ります。寧ろ鶴の如き目方の重いものは……鶴は地上滑走をしなければ飛ばないのであるが、飛行機は滑走をせずして無滑走の飛行機が出來掛けたので鳥以上になる譯であります。況して幾らか可能性を帶びて居る問題は實現には數年を俟つと云ふ問題であります。今日では空中、一點に停止をすると云ふ飛行機も考案されて居ります。只今後は汽車汽船と飛行機が經濟に於て競爭が出來るかゞ問題であります。倫敦と巴里の間が三百フランだと、內地と臺灣の間は六百圓の飛行賃になると思ひますが、御乘りになりますか、內地臺灣間を絕對安全の飛行機で十間時と云ふ前提の下に、例へば長崎から基隆に來ると、今日六萬圓から八萬圓の飛行機なら使用が出來やうが、それが三百時間即ち往

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

復を十五回すれば使用が出來ないものとして、十人のお客を乘せ、操縱者の給料、機關工の給料、飛行機の命數等から勘定すると、人を乘せるに一人に四百圓位の飛行賃を取らねば引合はない。所が絕體安全を船の時間から云ふと六倍位の短時間で著きますから船が六十圓とすれば三百六十圓約四百圓で、時間問題から言へば殆んど船賃と同じであります。けれども之を一方郵便に考へると、人を十人乘せる代りに百五十貫、普通郵便物は三萬五千通は積めます。一通の郵便を前後の連絡に遞信省がやるため郵便料を十五錢として内三錢を遞信省に拂へば、飛行郵便料が十二錢となるので、夫から觀ると先づ今日の情況では人を乘せるより郵便を運搬することが、航空としては最も計算になる方法ではないかと考へられます。將來は冶金術の發達と共に極めて輕い金屬が出來て參ります。今日でも「ゼラルミン」と云ふ金屬が出來て、飛行機の翼として布の代りに張る。殊に獨逸は全部金屬性の飛行機を拵へて居ります。輕いもので飛行機の重量が減れは、從つて澤山の荷物が積める。又耐久性を增せば一箇月半のものが三箇月も持てる。燃料の消費も尙ほ減少が出來ます。夫等の研究と倶に設計も良くなつて、飛行機の各種の敏度が增せば速力も殖える。今後は餘程今迄よりも數倍經濟的になると思はれます。兎に角航空運輸は高いこと、安全性を缺くと云ふ非難がありますが、製作の進步で速力が大きくなればなる程、強い風にも抵抗が出來ます。歐羅巴諸國の如き設備が出來れば現在程事故はありませぬ。航空上に無線電信を使ふことは、各地の天候を通信し安全性を與へられます。斯くして發動機も幾つも著けまして、一つに故障があつても豫備のものを使用する等、遠からずして飛行機は絕對安全になり得るであらうと思ひます。水上飛行に就ては別に申しませぬが、唯々水上飛行機では水の上から飛ぶ爲に陸飛行機車の代りに「フロート」を著けて居ります。其の「フロート」のために行動が敏活を缺いて、戰鬪上には甚だ不利であります。今日海軍でも主として陸上飛行機を使用されて、航空母艦の甲板上から飛ばすこ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

とを實驗も濟んで居る狀況であります。之も母艦の大となると共に大なる飛行機が海の上で使はれます。飛行船は軍用としては餘り役に立たないことは獨逸が實例を示したので、商業用としては荷物も積め、今の所では安全性も大きいから役に立ちますが、只困ることはあの龐大な物が泊まる爲には格納庫の中に容れなければならぬ。從つて非常な大きい建物を所々に要します。又水素の補充製作工場等、飛行機の樣に簡單に参りませぬので、歐羅巴の如く國境が接して居る所なれば何時でも泊ることが出來て、瓦斯の補充が出來る處を各所に作つて置きますが、日本の如きでは一度滿洲迄飛べば水素瓦斯の補充も出來ない狀況でありまして是は交通上には今よりは役にも立ちますが軍用としては如何かと思ひます。伊太利も獨逸に商業上の航空船の注文は發して居るやうであります。隨分遠距離の旅客の運搬の航空路も計畫をされて居ります。既に巴里からアルゼンチンのブエノス、アイレス迄、一萬二千吉米突、此の航路が計畫されて、航路は佛蘭西から亞弗利加の線を通つて太西洋の狹い所即ち亞弗利加の西北の海岸、南米の東北の海岸の間、此の狹い所で三千五百キロ位あります、此の海を超えて「ブエノス、アイレス」に到著するのですが、是等のものは數年の裡に實現をされるものと思ひます。此の航路の如きも從來の研究に基きますと、巴里からブエノス、アイレス迄一人が九千「フラン」、現に南太西洋のマツシリヤ線の一等船室は一萬五百「フラン」ですが、夫から見ると廉い。競爭が出來ると云ふので實際に考へて居ります。單に遠距離を飛ぶことは既に世界中に飛んで居りますが、其の遠距離を實際の實用に使ふのは只今申しました如き計畫が一番大きいのであります。將來船と競爭の出來ることは、時間の利用は今の所で一と十位の割合ですから、各所に船と競爭をすることはさう長いことでなくて實現をすると思ひます。殊に無滑走の飛行が出來ると銘々が自分の屋根から飛び出して屋根に返ると云ふことが行はれると云ふことも、さう長いことではないかと思はれます。將來の可能性がどの位ある

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

かを考へるのも其の時代によつて非常に變化して居ります。大正四年には飛行機の速力の可能性がどの位かと云ふと、一時間に四百「キロ」百里が最大限であらうと論じて居ります。今日では三百十三「キロ」と云ふ速力が既に出て居ります。只空想として四百キロが速力の極限でありました。斯う云ふ飛行機で東京の天文臺から英國のグリニッチ迄飛ぶと、二十三時間五十三分四十秒掛かる。標準時の九時間を差引くと十四時間と十五分ですから、夏だと日のある間に倫敦に著くことになります。所が既に僅かに七・八年を經過した今日では、學理上の最大速力の可能性は一時間に千百二十三「キロ」即ち約二百八十一里と言はれて居ります。此の早さは空中を音響が傳はる速さであります。斯う云ふ飛行機に乘ると地球を一周するに二十四時間は掛らない。學者が遠大の目的として途筋を示すにも、大正四年頃と今日とはさう變つて居ります。恐らくは皆さんがお年寄になつた頃は。嘉溝の現代の航空のことを回想されて、孫さん當りに話される時機があらうと思ひます。兎に角將來に於て航空は絶對に安全になることゝ、他の交通上の品物と同一に競爭して實用に使ふことが出來ることは豫期せらるゝのであります。甚だ永々しいことを申し述べましたが、之で一通りのことを御諒解下さいましたと思ひます。

五

今日列强は萬難を排して航空の統一を劃策して居ります、益々之を奬勵して其の餘勢を擧げて平時の用途である航空・交通・運輸の新方面に轉用して、其の特異の性能は之を文明開發の爲に利用されて、世界の航空史上に於て一一革新を施すの氣運に到達しましたのであります。軍用上の見地から航空の將來を洞察するに航空軍は陸海軍と相對持して國防上益々大勢力の整備を必要とすることは論を俟ちませぬ。併し航空の技術は日進月歩、殆んど底止する所を知りませぬ。形式の興廢の如きも限りがありませぬ處の航空機を大多數備

へることは望むことは出來ませぬ。併しながら航空技術の絶えざる進歩の促進と大勢力の保持とは一國の國防上から最も必要とする所で御座います。それと同時に文明的の事業に利用して、國利民福を圖ると共に之が技術の發達を促進して戰時の用に供することは、軍國的の假面を捨てゝ巧みに國防を整理する賢策であらうと思ひます。斯の如きは我が帝國に取りては列國よりも重要且つ大であります。然るに顧つて我が航空界の現況は如何、軍用として其の形體許りはありますが、民本的の施設に至つては殆んど其の根本にも觸れて居ない狀態であります。軍部以外にどれだけの堅實な飛行場と飛行機がありましやう。製作場が御座いましやう、實に寒心に堪へないのであります。今日世界の趨勢は軍備制限の實行期に入りましたが、此の間に依然軍備充實を圖らうとしましたならば、必ず平和的施設の名を籍つて之が目的を達しなければならぬと思ひます。之が軍事航空の骨幹であるべきことを固く信じます。日本國民は航空機の製作操縱には決して不適當ではありませぬ。現に軍部でも各所で作つて居ります。民間の三菱でも川崎でも外國品に劣らぬものを製作し得るのであります。操縱者にしても先年佛蘭西の航空團の指導を受けて以來は、勇敢なる青年將校下士が高等操縱でも空中戰闘でも爆擊でも、實に賞歎に値ひすべき好成績を擧げて居るので、先年のナイルス、スミスの飛行を見て萬人等しく啞然たりし時代に比せば、正に隔世の感があります。斯樣に先天的に日本人としては優秀なる可能性を持つて居りますに拘はらず、全く今日の航空界は振はぬのであります。今日我が朝野の同胞が空中勢力に對して覺醒努力をして戴かなければ、一朝事あるときは大慘害は天空より降つて來ると思ひます。大凡航空路を開設する要旨として鐵道線路に沿ふことは汽車にて一晝夜以上かゝる距離を飛ばないと餘り效果はありませぬ。殊に夜間飛行の設備が完全して居らぬと倘更です。內地は地勢上商業的に航空は餘り有利では御座いませぬ。併しながら臺灣に於ける殊に東海岸のやうな所では、船は三日毎にしか出ぬ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

「竹になりたや」の桂竹と

「見ても涼しや」の縞麻竹

千葉生

▼竹の用途は遠く神代の昔からであるが、其の風姿の雅趣に富み、且つ氣節を具ふるが爲に、古來詩歌に詠ぜられ、松梅に配して歳寒三友と謂はれ、我邦に於ても目出度いものゝ一に數へらるゝに拘らず、西洋人は竹を使用する人種は野蠻なりとて、暗に東洋人を輕侮したが、幷は蓋し竹の眞價を知らざりし爲めで、彼等も其の加工容易に、使用輕便なるを知つては、長く之を斥くる能はず、近來盛んに之を賞用し、我國よりの輸出年額二百五六十萬圓の巨額に達し、今後尚ほ益々増加の傾向を示して居る。▼曾て獨逸人ライン氏語つて曰く「日本人は朝目が覺めてから夜寢るまで、そうして小供の時代から老人に至るまで、竹製品に包まれて居る國民なり」と、如何にも夫れに違ひない。▼此の用途の廣汎なる、使用の輕便なる、而して清節雅趣に富み且つ目出度い竹は、元來東洋の特産であつて、西は支那印度から東は日本に迄分布されて居る、然し其產額及品質に至りては、我國の右に出づるものは無い。就中本島は珍品奇種に富み、其種類も亦た甚だ多い。▼其の中でも本島各地に產する麻竹は竹類界の大王にして、幹は長さ百尺以上、週圍三尺內外に達し、葉は長さ約三尺幅七八寸に及ぶのも珍しくない。彼の洋々たる海上に、悠々と所得顔（トコロエガホ）に浮ぶ竹筏は、總て此の麻竹から造られるのである。▼麻竹の臺灣に於ける竹林の見込面積は千五百甲餘、其の一箇年の生產見込價格は五十一萬二千餘圓に達し、平地から海拔三千尺內外に亘りて全島に繁殖して居る。其の筍は四五月頃から發生するが、其の地表に近く發生するを角筍と云ひ、深く發生するを深筍と云ふ。共に美味であるが、普通食用に供するのは角筍の方で、深筍は多くは立竹せしむるのである。

▼麻竹の一種に縞麻竹がある。此の種は昨年初めて發見した種類で、臺南及高雄に產し、其の筍は麻竹よりも一層美味である。此の竹の幹の上皮は頗る滑かで、夫れには黄と綠の鮮明な縱線が氣持良く配列されて誠に涼し氣である。

見ても涼しや御庭の竹の
ぬれ葉すべりし宵の月

全く此の俚謡が思ひ出される。

▼桂竹（たいわんまたけ）も本島各地に分布し

其の見込面積一萬二千餘甲、一箇年の生產見込價格八十五萬三千七百餘圓、海拔二三百尺から四千尺內外に於て全島に亙り繁殖し、本島竹林總面積の半以上を占めて居る。面積の廣大なるは其用途の廣汎なるを證するもので、此の竹は諸種の工藝品に使用せられ、利用不能の部分とては殆んど皆無と謂つて可い位、古い唄に示された用途の豐富さも聯想される

竹になりたやしちくの竹に
元は尺八中は笛
末はそもじの筆の軸
思ひ參らせ候かしく

▲此の廣い用途を有する竹に對し、米國人某氏は研究の結果、竹皮に一種の殺菌力あるのを發見して、夫れを繃諦の中に使用したと云ふが、今も尙ほ繼續使用しつゝあるや否?。

▼桂竹の筍は麻竹孟宗には及ばぬが其產額の大なるが爲に、生筍の儘で食するよりも乾筍と爲して之を輸出する方が多い。其輸出先の主なる地方は香港、南支那、蘭領印度等で、トーレズ海峽を越ゆるのは甚だ稀である。

▼尙は今春發見した縞桂竹、鱗萬竹、鱗連桂竹は、石竹と共に桂竹の一種で、其性狀は互に相近似して居るが、獨り縞桂竹は幹には綠と黃の、葉には綠と白の縱縞を有して其美觀を誇るが如く見える。

竹の子も名乘るか唯我獨尊と

▼唯我獨尊と名乘る臺灣の竹は前記桂竹、麻竹の外に尙ほ、綠竹、莿竹、長枝竹などがあり、其の竹林面積や年產價格等も孰れ劣らぬ數字を示して居るが、是等全體の竹に就て言ふと、其の總竹林の見込面積一萬九千七百餘甲、其總年產見込價格三百四十七萬一千三百餘圓、と云ふ中々莫迦にならぬ數字である。

秋の新店溪（口繪說明）

○○○新店溪は臺北市の南方、元古亭村附近を流るる河で、水色清澄、所々砂石の瀨を爲す所、潺然たる水聲急雨の如きを聞く。其の下流は大料崁溪と合して淡水河となり、城西の萬華から西北大稻埕の邊を流れて、終に海に入るのである。溪の上流三里、新店庄の邊に石壁潭の名所がある。其の名物香魚は潭と共に著聞し、人の此地に淸遊するものも少くない。秋の新店溪は一層水淸く、氣澄みて、遠山近水の廣大な自然は、殆んど人間を忘れしむるものがある。繁華雜閙な大臺北の夏に熱殺された都下十餘萬の人士は、今や大塊一旋轉と共に、此の一大淸境の秋の氣分を、飽くまで味ひ得べき時に際會した。（エヌ生）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と云ふやうな臺東花蓮港の如きものを連絡する航空路は、僅かに一時間で花蓮港、臺東に接し得るので御座います。地形上から最も本島東海岸は適當して居るので、或は安平より澎湖島、或は基隆から南支那の如き、航空路として開設すべき理想の線と存じます。目下航空班でも機體人員の整備をして、一息に臺灣全島を廻はることは地上勤務員が少ないので出來ませぬが、逐次屏東より臺灣全島を一周して、各主要なる都市間がどの位の費用で航空路として運行することが出來るか、と云ふことを實際に實見して御覧に入れたいと思ひます。どうか皆さんの御努力に依つて、航空界の發展を切に希望する次第であります。終りに望んで再び我が帝國の危機は將に上空にあると云ふことを繰り返しまして講演の終りと致します。貴重なる時間を費し御清聽を煩したことを感謝致します。

□明治天皇御製集の中より

世は安くをさまりぬとて世の人のゆるふこゝろそ仇となるへき
すがの根の長き春日そなか〳〵にものに倦る人そおほかる
うしろにはいつなりにけむ漕く舟のゆくへはるかに見えし島山

調査研究

臺灣の民事調停制度に就て

臺北州理事官　中柴爲次郎

（法令）　明治三十七年二月律令第三號廳長をして民事爭訟調停等を取扱はしむる件

第一條　廳長は其の管轄區域内に於ける民事爭訟調停及其の執行を取扱ふ

第二條　民事爭訟の調停成立したるときは廳長は調書を以て之を明確ならしむへし

調停の成立したる爭訟と同一事件に付ては訴訟を提起することを得す

第三條　前二條に掲けたる事務の取扱、其の費用、執行手續其の他必要なる規定は臺灣總督之を定む

第四條　（削除）

附　則　本令の施行期日は臺灣總督之を定む

（施行規則及附則は略す）

本島に於ける民事調停制度に關し、法律的に之を觀察すれば、民事調停とは國家が一定の機關を設け、其自由の判斷に基き、係爭當事者の合意に依り、主として私法上の權利關係に干する紛爭を解決し、之をして執行力を有せしむるものにして本島獨特の制度なりと謂ふを得べし。

今少しく本制度の沿革を述べんに現行民事調停の規則は明治三十七年の公布に係り、現在は州廳の管轄と

して知事の權限に屬するも、本制度の由來に就ては舊清國政府時代に既に存在したる制度に係り、領臺の當初之を本島の民度に適せる好制度として、當時の辨務署をして之を管掌せしめたるに始まる。其の法文は即ち左の如し。

口辨務署ニ於テ民事爭訟調停事務取扱ノ件（明治三十年七月一日府令第三十一號）

辨務署長ハ其管轄内ニ於ケル帝國臣民相互間ノ民事爭訟ヲ調停スルコトヲ得。

是れ實に本島に於ける調停制度の濫觴となす。然るに當時の調停規定は總督府令なりしため調停成立したる事項を當事者に於て任意に履行せば可なるも、若し履行せざる場合に在りては强制履行を許さゞる爲め、調停は唯單に行政廳が勸解を試みたりと謂ふに過ぎざりしなり。

然るに明治三十七年に至り、從來慣行の民事調停制を改善し、調停成立したる事項に就ては執行力を附して權利伸暢に便ならしめ、之と同時に一旦調停成立したる事件に付ては、法院に向つて訴訟を提起することを得ざる事とし、以て斯制度の信用を保持し、又汎く之を奬勵して當時の各廳長をして之を取扱はしめたり、斯くて調停制度は私權保護の點に於て遺憾なきのみならず、本島民度に適應せる最も剴切なる措置として一般に認めらるゝに至れり。

偖て最初に述べたる民事調停の法律的觀察に就き、之を分析說明すれば、第一調停は當事者の合意を必要とするものにして、民事調停は裁判と同じく當事者間の民事上の紛爭を解決するを以て目的とするも、唯裁判は事實の眞實を審究して之に法律を適用するに在るも調停は當事者の讓步に因りて爭を決するを主眼とす、故に當事者の意思にして融和せざれば調停を成立する能はざるものとす。即ち裁判は係爭事件を外より確定し、調停は當事者の係爭を内より解決すべきものなりと謂ふ事を得べし。一面より云へば調停は行政手段を以て司法的目的を達せんとするものにして、其の目的より謂ふときは調停は裁判に近く、其の手段より謂ふときは全く行政處分なりとす。

第二に民事々件の爭に係るものに、私法上の權利關係と事實上の關係とあり。兩者共に調停の目的たること

妨げなしと雖も調停制度は現行法規上、司法上の補助機關として權利救濟の主旨に出でたるものなるを以て事實上の關係即ち權利を設定し變更し或は權利移轉の契約を締結せんとする如きは寧ろ公證制度の範圍に屬し、調停に於て受理すべきものにあらずと雖も、當事者が權利の設定、移轉、變更等を約しながら、之を履行せざる場合、其の履行を求むるは當然調停の範圍に屬す。例せば土地の賣買若くは胎權設定のことを約しながら、之を履行せざる場合、甲は土地を乙に賣渡し若しくは胎權を約定し、期限を定めて登記をなすべしと謂ふが如き當事者の意思合致せば幵は私法上の權利關係となり當然調停の範圍に屬し調停せらるべきものとす。

第三に調停は第三者の介在を要す。私法上の權利關係に付き當事者が互に讓步をなし、其間に存する爭を止むることを得るは民法上の所謂和解なり。調停は當事者以外必ず調停機關の介在するを必要とす。其の如何なるものを以て調停機關となす可きやは、是れ政策上の最も重要なる問題にして、其の組織系統の如何は實に調停の盛衰、制度の信用に關係するもの多きや言を待たざるなり。然り而して本島の調停は現に地方廳を以て調停機關とし、知事をして之を管掌せしむ。是れ調停の性質に鑑み適當なる機關と認めたるが爲めなる可し。然るに內地に在りては近時、借地借家に關する調停の制度を設け、既に一部に施行せられたり。其の性質目的は本島の調停制度と敢て異なるなきも、內地にありては區裁判所を以て其の管轄とし、判事を以て調停官とし、本島に在りては地方廳を以て、其の管轄とし、知事を以て調停官とす。內地の夫れの如く司法機關をして之に充つるを可とするか、將た本島の如く地方行政廳をして之を管掌せしむるを可とす可きか、兩者互に議論の餘地なしとせざるも、其の成立事項に執行力を附し、强制履行を許す點よりすれば、或は裁判所を以て其の機關とするを可とせんも、當事者の情意投合、双方心事の融和を求め以て紛爭を止めんとする點よりすれば寧ろ行政廳の方可ならずやと思料せらるるなり。

前述、內地の借地借家に關する調停制度の如く、區裁判所に於て取り扱ふ調停は別問題とし、本島に於ける調停は一種の行政處分なるが、斯くの如く國家が調停をなす行爲は果して國家の如何なる行爲に屬するか

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調停が國家行政作用の最も正確なる實質上の觀念を示すものとせば、調停卽ち實質上の國家行政作用に屬するものと謂はざる可からず。

第四に、調停の目的物は民事に關する紛爭なりとす。朝鮮に於ては區裁判所の裁判權に屬する爭訟を調停すと規定せるも、本島の調停規則には何等制限なく、單に民事に關する紛爭と謂ふのみにて其の範圍を限定せず。故に人事に關する事件なると、財產に關する事件なるとを問はず、又た財產に關する事件に付ても其の價格の多寡に關係せず、爭訟は一樣に調停の目的物たることを得べきなり。

第五に調停は最後の提案に付當事者の合意に依り調停官が之を宣言するに依りて成立す。調停の成立には當事者の情意投合は缺ぐ可からざる要件なり。若し調停官が當事者の自由意思を束縛し、又は强制を用ゐる如きことあらば、全く調停の本色を沒却するものにして調停は成立する謂はれなし。卽ち調停は當事者任意の情意投合に加ふるに、第三者たる調停機關の介在を以てし、完全に成立するものなりとす。

第六に調停成立したる事項に付ては民事訴訟法の規定に準據し、强制執行をなすことを得。此の執行は州廳をして之を取扱はしむ。

以上は調停の法律的說明なるが現行調停制度は明治三十七年公布に係り、當時全島二十廳中澎湖、臺東、恒春の三廳下は法院との距離甚だ遠く當事者が權利伸張に不便なるを慮り右三廳下に先づ調停制を試みたるに結果頗る良好なるにより、則ち全島に施行し、各廳長をして之を取扱はしむるに至りしなり。而して最初、調停制度は犯罪卽決例、罰金及笞刑處分例と同時に公布せられたるものにして、當時臺灣の三大法典として迎へられたるものなるが、罰金及び笞刑處分例は時勢の進運に伴はずとして昨年廢止の運命に接したるは實に止むを得ざるものである。然るに民事調停制度は益々向上發展の域に進みつゝあるは、以て如何に島民が良制度として之を迎へつゝあるかを推知するに足らん。

然かも本島司法機關則ち內地裁判所に對する本島の法院が比較的少數なるは、民事案件の內地に比して少數なるがために非ず。民事に關する紛爭事件の大半は全く此の調停機關によりて解決せらるゝがためにして

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地には一府縣に地方裁判所一箇所、支部二箇所、區裁判所三箇所位は普通設置せられあり。然るに本島には五州二廳に於て地方法院三、支部三あるに過ぎず。内地府縣と本島の州行政區域と多少廣狹の差異ありとするも、司法機關としては本島は内地の約三分の一たるに過ぎず是れ五州二廳に民事調停なる司法の補助機關が存置せられて、克く民事の紛爭を解決するものあるがためならざる可からず。

今最近五箇年間、本島に於ける民事第一審訴訟事件の數と、民事爭訟調停事件の數とを比較するに、卽ち左表の如し。

年次	種別	舊受	新受	合計	既濟 人事	土地	建物船舶	金錢	穀類	物品	證券	雜	計	未濟
大正六	訴訟	七七九	六、一三六	六、九一五	三四七	六七〇	一二五	四、〇二三	二四九	六三	一九	二六八	五、七四八	一、二〇四
	調停	二五一	九、〇一二	九、二六三	一、二七六	一、七九二	二五〇	四、八二〇	四二六	一五一	六四	一九七	八、九三六	三二七
同七	訴訟	一、二〇四	六、一〇九	七、三一三	四一三	八〇四	一一〇	三、六二七	三一〇	八八	二三	二四〇	五、六二四	一、四七四
	調停	三二七	八、五三三	八、八六〇	一、二六九	一、九〇二	二〇六	四、三三一	一四五	四七六	七〇	一八六	八、四八五	三七五
同八	訴訟	一、四七四	六、四四七	七、九二一	三九〇	一、一一五	一六二	三、七二三	一〇〇	三五二	二五	三三三	六、〇八九	一、八三二
	調停	三七五	七、七〇〇	八、〇七五	一、三五七	一、七九七	二二六	三、四五三	一二九	四六〇	四八	一六三	七、六三一	四四四
同九	訴訟	一、八三二	七、〇九〇	八、九二二	四四五	一、三〇〇	一六六	四、二九三	一〇七	三一八	三九	一九九	六、七六七	二、一五五
	調停	四四四	六、八一四	七、二五八	一、〇九九	一、三九一	二四六	三、六三三	一一四	二四六	五三	一三六	六、九一八	三四〇
同十	訴訟	二、一五五	一〇、〇二八	一二、一八三	四六一	八二九	一三九	七、二八二	八二	二七六	二〇	二三九	九、三一八	二、八六五
	調停	三四〇	九、一五三	九、四九三	一、三〇六	一、三二〇	二四四	五、六八五	一三三	二八〇	五二	一四九	九、一四五	三四八

尙は大正十年に於ける各州廳取扱の民事爭訟調停件數を示はば左表の如し。

□民事爭訟調停件數□（地方廳別）

大正十年

州廳名	受理 舊受	受理 新受	受理 計	既濟 調停	既濟 不調	既濟 取下	既濟 其ノ他	既濟 計	未濟
臺北州	五六	一、二三三	一、二八九	八三一	一〇九	三〇一	四	一、二四五	四四
新竹州	三一	一、九二七	一、九五八	一、三一九	七三	四八七	二四	一、九〇三	五五

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺中州	八四	一、五八〇	一、六六四	一、一六五	五九	三一五	二六	一、五六五	九九
臺南州	九二	二、〇四六	二、一三八	一、四六五	二七一	三一二	一四	二、〇六二	七六
高雄州	六八	二、一一七	二、一八五	一、四八四	一三一	四四一	七三	二、一二六	九五
臺東廳	三	四九	五二	三五	二	一四	一	四九	三
花蓮港廳	八	二〇一	二〇九	一〇三	三〇	五六	一四	一九三	一六
合計	三四〇	九、一五五	九、四九五	六、四〇〇	六六五	一、九二六	一五四	九、一四五	三四八

（備考）新受件數前年に比し二千三百三十九件增其內譯臺北州百八十三件新竹州九百二十二件臺中州三百四件高雄州八百五十件花蓮港廳九十八件增但し臺南州十七件臺東廳一件減

斯くの如く調停制度は島民のため至便の制度たることは疑なき所なるも、一部方面には本制度を彼是批難するものなきにあらず。されど斯は寧ろ制度其のものを論議するにあらずして、實際の取扱者の行爲を云爲するものなるが如く、調停の制度其のものに關するにあらざるが如し。

廣東の貿易

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

一　廣東概觀

廣東（廣州）は廣東の省城たり人口九十餘萬を有し市況極めて殷賑にして南支第一等の商市とす。北緯二十三度七分十秒東徑百十三度十四分三十秒に位し、香港を去る鐵路約百十一哩水路約八十浬あり。市街は珠江の北岸に沿ひ長さ約四浬幅二哩にして新舊城及城外の三區に分れ、城外の中南關の海岸通りには新式の建築物多く繁華の市街をなす。又江を隔て、河南芳村及花地等の島嶼小市街あり。而して芳村は十數年前の埋立

に係り、又城外西關の南方珠江に面せる所の沙面は一八五九年の埋立に係り面積僅かに四十四エーカーにして、西部五分四は英國專管居留地とし其の東部の五分の一は佛國租界とす。

廣東の地勢は中支に於ける上海が長江の利を受くるが如く珠江西江東江及北江の本支流が縱横無盡に灌漑する豐饒なる「デルタ」の中に在つて、南支に於ける物資集散の中心市場たり。西江は諸江中最大のものにして流域は貴州雲南廣西及廣東の四省に跨り會流三大河となり、其の支流が廣東三角州を形成す珠江は黄浦の下流に在り、東江と合し西方容寄甘竹等を經て西江の本流と合す。

廣東デルタの面積は約三千平方哩に亘り支那の最も肥沃なる沖積土にして、一箇年米の二期作の外に馬鈴薯又は甜菜の一期作あり。又殊に養蠶に至りては多きは一箇年八回迄の收穫あり。其他花莚・包蓆・果實等を産す。而して當地は古來人口最も稠密の土地にして、現に(デルタ及其の附近)の地方のみにて同省全人口の半數以上を包容するが爲に、廣大の沃土に著しき生産物あるに拘らず、尚多量の食糧品を隣接地方及外國より仰ぎつゝあり。

廣東の發達は其沿革極めて古く其の貿易史に於ても十六七世紀以降北支那に於ける、重要市場たりしと同時に機械工業以前幾世紀間東亞に於ける、工業中心地たり。當地の職工殊に技工は今日尚世界に對して誇とするに足る。

廣東は香港の割讓後海港として價値を喪失したるが如き觀なきに非ざれども、南支に於ける商業上の中心として香港經由の内外生産物を呑吐すること少からず、其の貿易額に於ても最近上海大連等に亞ぎ天津と伯仲の間に在り。而して全省内の各關貿易額の約半額を占む。

廣東の貿易は一九〇〇年以降多少増進し來りしが近年の例を見るに、昨年及一昨年を除く外は一億萬臺を上下し著しき發達を來さず、其の主因は蓋し左記事情に因る

第一、政治上の動亂革命の相踵きたることに在り。由來南方廣東人種は北部人種と性格を異にし多年南支に於て、生存の爲に爭ひ頭腦を敏活ならしめたると同時に健全なる住民の多くは海峽殖民地、蘭領印度、米國又は濠洲等に移住し華僑民として、勢力を有し、又海外歐米の新思想に觸れたること他の中北部の支那人に

比して一般に廣くして迅速なりしが爲に、廣東は常に支那に於ける革命の中心たり。例へば彼の太平亂以降孫逸仙の覇業に至る迄皆廣東が搖籃なりしが如くに通商上損害を蒙ること多く、殊に市民の多くは香港に移住避難したるものとす。

第二、廣東「デルタ」を貫流する諸河川の汎濫崩潰の害大なりしにあり。諸河の改修に關しては今日迄多少著手したるものあれど其區域の尨大にして經費の巨額なるが爲に改革動亂常なき政府の到底實行し得べきことにあらず。差當り完全に築港と同時に整理改修の業を遂ぐるには少くとも一億萬弗餘の費用を要すべし。

第三、從來工業の勃興せざることに存す。廣東人は前述の如くに技工として獨特のものあり。賃銀又低廉なれど革命騷亂の爲に交通機關の不備著しくして、內地天然資源の開發せられざるが爲に鐵及石炭其の他工業材料燃料の供給を受くること困難にして、又高價なりしを以て新式工業として近年迄特筆すべきものなく獨り家庭的手工業を以て甘んじ來りたるものとす。然しながら廣東には貿易增進の潛勢力と工業發達の要素とを具備することを看過すべからず。往時一八六七年頃には阿片・棉花・羊毛・金屬類等の輸入にて總額の八十(パーセント)を占めたることあり。近年例へば一九〇六年頃には六十(パーセント)に減退したれども其他の貨物例へば卷煙草・石油・アニリン・染料・麥粉・燐寸等の需要を增加し、又爪哇比律賓等の原料糖を以て香港に於て精製したもの多くは廣東方面に仕向け、購買力を增進すると同時に最近に於ては國產奬勵又は日貨排斥の事由よりして、燐寸・綿布等の製造工業勃興したるが如く、是等原料及機械の輸入する廣東及其附近に於ける電燈動力の需要著しく增加したるを注目すべし。蓋し將來水路の改修鐵道の延長連絡に依り、兩廣及雲南四州の鐵、石炭其の他鑛產物の開掘及農業生產力の增進を計るに於ては、廣東地方發展は驚くべきものあるべし。是を以て從來英・米・獨・佛等は茲に著眼する所あり。英國は香港を領有したる以上特殊の利害關係あり。夙に五十有餘年前より商社を設け其他二三十箇年以上の經營に係るもの少からず。米國も二、三十箇年より商社を設け獨逸の如きは戰爭の結果其勢力を失墜したれど、從前は其の獨特の支那人に對する家族的親和交歡政策及長期信用制度に依つて英・米其の他の勢力に拮抗したりしは顯著なりしなり

反之日本は商社數より見ば元より英國の次位に在れども、出入貨物の取扱高より見れば總額に對する約一割弱に過ぎず。又た香港經由廣東輸入の日本商品は總輸入高五割以上に達すれど、直接輸入額は其の約一二分に當らざる狀態なり。又近年海關統計に在る收入額及船舶數量等を見るも前者に於ては支那又は多くは米國に及ばず。英國と比せば例へば戰前の一九一二年には英國の二百餘萬兩に對して一萬一千餘兩、一九一七年には英國の百三十萬餘兩に對して四萬七千餘兩に過ぎざりしなり。入出港船舶に關しては英國が過半を占め日本船は五六(パーセント)に過ぎず。今日迄廣東に存したる日本人の施設として特筆するに足るもの少く、殊に海運に關しては極めて貧弱にして、船會社の一支店さへ設けあらず。乃ち日本定期船として、高雄、廣東間往復の小汽船蘇州丸あるの外昨年末日清汽船の上海、廣東航路二隻の開通を見たるに過ぎず。斯くの如き勢を以てしては、到底南支那に於ける商勢を恢復することを得ざるのみならず、香港を有する英國と對峙すること能はざるなり。香港仲繼の日本貨物を直接廣東に轉回することは新に市場を開拓すると異り、對支貿易上英國に與へたる利益を奪囘して、輙ち日本の對支貿易に稗するが故に、二重の利益を獲得することゝなり。其の使命重大なるものあり。又香港仕向の貨物を福州廈門又は汕頭等に振向くるよりも、香港と一層關係深き廣東に直輸入する方容易なる事業たり。今日迄廣東に對して。力を多く傾倒せざりしは日本の對支貿易上失策の一なりしと思ふ。

要之香港の文明的設備及發達は隣接市場たる廣東の繁榮を利したること少からざれど、一方今日となりては廣東港の發展力遲々として、進まざる原因ともなりつゝあり。蓋し英國は元より廣東に於て勢力を扶植しつゝあるも、支那が廣東の築港其他の計畫をなす場合には、陰に之を阻止し來りたるは良に以ありと謂ふべし。

二　貿易概說

(一)　一般貿易の狀況

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廣東貿易額は近年一箇年約一億萬兩內外に達したれど一九一九年には、一五千餘萬億兩一九二〇年には一億四千餘萬兩に達し、全省貿易の約四制乃至五割を占め、貿易の特色は(一)多くは輸出超過に在り、(二)其輸出品中には原料品多額を占むれど加工品も亦相當額に達し、(三)輸出入系統は香港を經由し、日本其他の貨物大量を占むるも、統計上英國商品となり居ることに存し、(四)地方產物に富むが故內國貿易の移入は移出を超過し、自ら前記の如く輸出超過を來し(五)南支諸地方中生活程度高きが外に比較的精製品多きに在り。今一九〇九年以降一九二〇年迄十二箇年間に於ける貿易高の比較を示さば左の如し。(單位海關兩)

	輸入額(移入を包む)	輸出額(移出を包む)	合計
一九〇九年	五八、二九八、六二二	四八、七六八、六四五	一〇七、〇六七、二六七
一九一〇年	五五、〇〇七、九四四	五八、七三八、七四三	一一三、七四六、六八七
一九一一年	四七、六九七、五七七	五四、六二七、〇四四	一〇二、三二四、六二一
一九一二年	五〇、三一一、五七一	四七、七六五、一四五	九八、〇七六、七一六
一九一三年	五三、一三四、〇一八	六〇、九三八、〇一〇	一一四、〇七二、〇二八
一九一四年	五六、七八九、四〇〇	四九、六八六、一九三	一〇六、五七三、五九三
一九一五年	五七、五一六、五四七	四八、三八六、二八八	一〇五、九〇二、八三五
一九一六年	五〇、八六九、二四六	六一、〇七七、四九一	一一一、九四六、七三七
一九一七年	四九、二二四、一〇六	五五、四〇七、四五三	一〇四、六三一、五五九
一九一八年	四七、四五八、四八六	五八、〇六〇、七九三	一〇五、五一九、二七九
一九一九年	七九、八二六、四九五	七〇、八一三、五三四	一五〇、六四〇、九八七
一九二〇年	七八、五九二、六三一	六七、〇〇四、〇一五	一四五、五九六、六四六

前表中一九一二年の減退は革命亂の結果に依る。其の他一九一八年迄は概して大差なく殊に戰爭の影響に依り、後年物價騰貴の際と雖も價額の增進を示さゞるは、實質に於て減退を來したるものとす。然れども一九一九年以降は日貨排斥米價騰貴南北の鬪爭爲替相場の激變船腹の不足等、悲觀的原因多かりしに拘らず、戰後の恢復期に至り、英・米其他諸國の努力及殊に物價騰貴の著しかりしが爲に、其價格に於ては前表の如くに四五割の增加を示せり。

要之生產力及消費力に富む。廣東貿易の發達比較的に遲々たりしは、又香港・佛領印度支那・廣州灣其他省內各港に分割せられしに依る。

一九一九年に於ける廣東全省の貿易額の比例を見るに、再輸出額及仲繼貿易高を控除して總額二億八千四百餘兩中廣東一億四千七百九十餘萬兩を筆頭とし、其他一千萬兩を超ゆるものは汕頭の五千八百四十餘り。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬兩九龍四千三百四十餘萬兩拱北千三百餘萬兩とし、瓊州・北海・江門・三水及廣九鐵道等は三百萬兩內外より五百萬兩內外の間に在り。

(二) 外國貿易

(甲) 輸出

輸出品は主として地方農產品・鑛產品・絹絲・紡織及其の他手工業品等多數を占め近來著しきは、一千三百餘萬兩の輸出超過を示し同省內の汕頭一箇年約一千萬兩の入超を暴し移民の送金を以て、補塡しつゝあるものと軒輊あり。而して、一九一九年は一例外に屬し入超約七百萬兩に近かりしが、其の輸出額は七千餘萬兩を突破し全省の輸出額の六割に達し其の中原料品約四千四百萬兩加工品約二千七百萬兩を占め、戰爭以來覺醒し國產振興に腐心し年々加工品漸增の傾向あり。殊に生絲は廣東「デルタ」の特產品にして輸出總額の約五割を占む。蓋し現在尙原料の輸出を主とするも香港其他の市場と異り、殊に勞銀の如きは戰爭の影響を受くること少く、日本の約二分の一乃至三分の一に過ぎず。近年手工業の外機械工業勃興の氣運に向ひつゝあり。今後は漸次工業品の輸出を見ること明なれば、日本の輸出貿易に對して脅威たるを失はざるべし。

日本に對する輸出貿易は一九一八年には、約百五十萬兩にして其の主要なるものは、例へば鐵・滿俺鑛・藥材・葉煙草等を年々増加の情態にあれど、今年廣東輸出總額の僅かに二パーセント半に過ぎず。

一九二〇年の輸出額は五千八百七十餘萬兩(移出高八百二十六萬餘兩)にして近年に於ける重要輸出品を列記すれば左の如し。

	一九一三年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
生絲	二七、九〇九 千海關兩	三五、二六一	四七、〇二八	三三、九八一
屑絲	二、七四八	三九、八二八	二八、六四六	二八、七二三
絹布類	八、八七八	七、九四九	一〇、五〇〇	一〇、〇七三

綿布類	八、八七八	二九〇	三七〇	二、二四一
筵及蓆	二、二〇九	三〇四	一、四七五	二、二四五
爆竹煙火	一、五一六	九九五	一、三〇二	?
熱皮	?	一、九四九	二、一九五	四、〇五一
挂皮	一、六五六	六五一	九四二	?
刻煙草	五一五	九九二	一、〇四一	?
葉同	?	四二二	一、四一五	一、五四〇
茶	四四五	四八一	四四二	五〇七
金銀器	?	五〇七	四四一	?
錫寸	?	八、〇八五（哥）	五七五九、五一一（哥）	六五五
タングステン	?	四、〇六八	四一六	?

（乙）輸入

輸入品の大宗は綿絲布・石油・海產物等なりしが最近に在りては、尙毛布類・金物・鑛石機械類砂糖・染料等も亦重要なる地位を占むるに至り。一方阿片は從前も重要輸入品の一たりしが今や皆無となり、例へば戰前一九一四年には其の價額五百六十餘萬兩に達したりしが、最後の一九一八年には三十七擔（五千九百封度）の輸入を見たるのみとす。

一九二〇年の輸入額は三千二百五十餘萬兩（移入高四千六百八萬餘兩）にして同省の輸入額の約四割五分に該當し輸入重要品を揭ぐれば左の如し。

	一九一四年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
阿片	五、六三四 千海關兩	五、九〇〇	—	—
石油	二、二三〇	二、三二三	三、四二四	二、六八四
綿絲	二、二六六	三、三九九	四、九八五	七、六三一

綿布	二、一一七	三、四八八	三、二三九	?
小麥粉	一、七〇五	七三	五三〇	七三八
海産物	九九三(鹽魚及乾鍚)	一、三八四	一、三九五	一、〇七二(鹹魚)
石炭	七〇三	三六七	六九四	六八二
毛織物	?	二九三	四三二	八三九
機械類	?	?	?	一、六六三
砂糖	?	二、三三三	三、二〇八	二、〇七九(白糖)
金物鑛石	?	一、八九四	二、〇八八	?
紙	五四九(印刷用紙)	六八八(洋紙)	七七〇(同)	?
落花生	?	一、五六七	一六七	?
煙草	?	一、五〇九(紙卷)	一、四一七(同)	九九〇
染料	?	一五二	二八八	八四〇(アニリン)
ブリキ	?	七四一	五二九	?
藤	?	三三三	三六八	五二九
スマトラ舶煤油	?	?	?	七三

(三) 内國貿易

内國貿易は主として大連・芝罘・天津・漢口・上海・蕪湖・寧波・鎭江等の各地より、支那内地農産物を移入し、牛莊・天津・漢口・上海・梧州方面に對し農産物・雜貨等を移出す。

移入は外國貿易の場合と異り移出を超過し殊に、一九二〇年は廣東省總輸入額の七千八百五十九萬餘兩に對し、四千六百餘萬兩即ち約五割八分を占め入超は、三千七百八十餘萬兩に達せり、今移入重要品の價額又は數量を揭ぐれば左の如し。

		一九一八年	一九一九年	一九二〇年
米及籾	擔	二、七四九	六、三六七、九五三	—
	兩	—	—	三、五二三、一六四
落花生	同（擔）	九五六、一五五	—	—
	同（兩）	六、九一九、九八一	一、〇三四、八二一	一〇、一九三、〇七四
豆	同（擔）	五七八、七二七	八六三、四四三	—
	同（兩）	一、九〇〇、五三八	—	二三一、五〇六七
綿製品		—	—	—
生金巾（疋）		八、五四〇	三三、二四〇	—
上布（擔）		二六、二二六	二六、一九三	一、七二九、六七三

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
精巧土布（疋）	一、七八五〇	一、五七九	—
綿製品汀（兩）	二、二〇九、五六九	上海綿布	四、一三六、一七三
綿絲（擔）	三二、二五五	二〇、〇二一	？
綿絲（兩）	一、七六二、二五八	—	？
參粉（擔）	四〇〇、九五五	五二四、二九七	—
參粉（兩）	二、〇七二、八四〇	—	一、三九九、九二四

移出は全省總額の過は半を占め一九一八年增加して七百六十九萬餘兩となり一九一九年には六百二十六萬餘兩に下りしが一九二〇年には劇增して八百二十六萬餘兩に達せり。今一九一八年に於ける價額十萬兩以上の重要品を擧ぐれば左の如し。

	兩		兩
柔皮	一、八六八、九六五	黃丹	一七一、九三六
生絲機械	一、四一四、七四九	藥材	一四六、九〇七
ウオルフラム礦	五二七、一〇七	赤糖	一四三、七八一
絹織物	三二〇、四四一	膠（牛皮製）	一三八、七七七
繭	二〇七、九八一	屑絲	二四九、三三六

（四）國別貿易と日本商品

一九一八年に於ける國別取扱高を見るに、同年の貿易總額一億三百餘萬兩、中支那の分六千七百餘萬兩卽ち六割五分を除き、其の他諸外國の分三千六百餘萬兩卽ち三割五分にして、就中英國大部を占め三千三百九十餘萬兩卽ち三割二分に當り、米國の分は八十三萬二千餘兩にして、日本の如きは五十三萬一千餘兩に過ぎず左表に依つて之を知るべし。

國別	輸入	輸出	合計
英(香港ヲ包ム)	一四、三八六、九七一	一九、五八一、九六八	三三、九六八、九三九
米	八三一、二二九	八五二	八三二、〇七一
日	二七八、六二〇	二五三、一〇六	五三一、七二六
和	二九六、三三七	—	二九六、三三七
佛	五、四五〇	五、六二五	一一、〇七五
諾	九、〇〇〇	—	九、〇〇〇
支那	二九、四五一、〇八六	三八、一七九、二四四	六七、六三〇、三三〇
總計	四五、二〇五、二八五	五八、〇二〇、七九三	一〇三、二二六、〇七八

日本商品の廣東輸入は前記支那海關統計に依れば僅かに二十七萬八千餘兩に過ぎざるは。蓋し大阪商船廣東高雄定期船の辭州丸及僅少の社外臨時船に依る、直輸入のみを計上せるに依る。然るに其の實際に於ては日本商品の廣東仕向には(一)直輸入の外に(二)香港經由(三)上海より移入の三系統あり。就中香港仲繼を最も巨額となす。而して香港經由の分に左記三種の細別あり。

第一、廣東商人の輸入一九一七年當時排日貨運動の爲に香港著後商標を變更し英、米品と假裝し輸入したるものあり。又廣東商人中には其の實情の公表を防止し、調査に頗る困難なりしが廣東の實業公司は四箇月間の努力に依りて一九一七年及一九一八年の兩箇年平均の當地商人取扱の日本品を平均一千六百十一萬餘兩とせり。今其の重要商品の價額を示さば左の如し。

(單位千海關兩)

品名	價額	取扱街名
綿絲	四、九四九	興隆街
同スプール	一三二	河南
同マーセライズ	一八七	長壽里
綿製品	一〇一二	下九甫揚巷
砂糖	四八〇	新基中
金物機械	八七六	油欄門題鋪坊
洋紙	七五〇	長樂街
藥材	二一九	聚欄街
石炭	四八七	河南
毛織物	一八八	曉珠里揚巷
燐寸材料	二三九	河南
エナメル	六八	惠愛街
酒ビール類	三七三	沙基
洋傘材料	一一七	故衣街
玩具	八五	吉星里
文房具	九〇	双門底
電氣材料	二九八	十八甫
推茸	一九五	十三行油欄門
硝子	二六八	普濟橋
皮革、皮器	九四	濠畔街
石鹼香水	八七	十八甫
踏下	五〇	長壽里
海產物	一八三〇	油欄門十三行
染料晒粉	二〇六	打銅街
針	一四九	同興街長壽里
綿毛交織	一四五	同同
燐寸	一五八	同
アルコール	四二	新基西街
メリヤス類	六八二	同興街
其他雜貨	一、九七〇	同長壽里
合計	一六、一一〇	

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

不問語

蕉鹿夢

「臺灣統治の成績は、帝國領土擴張史上、光輝ある開卷第一章なり、從上十箇年の功程は、能く列國殖民經營に貽るに堪へたる、國家的名譽の歷史なり、此光輝を發揚し、此名譽を矜重するは、帝國國運の向上に信孚する、人心自然の歡聲なり」とは、曩に余が領臺十年史の小著を試みし際、時の民政長官たりし後藤男爵が、題叙を賜はりし劈頭の一語であるが這次臺灣總督府史料編纂委員會の組織を見られたのは、蓋し叙上の意義に照らして、所謂る綴之上古驗之當世の一大要諦を失はざる快事と思はれる、但だ彼の維新史料編纂局が成立してより、今に數年を經、嗷々たる世評、或は一二藩閥の頌德史を粉飾するの私業に失するなきかを疑ふの聲頻りであるのに鑑みて、勝者の手に成れる歷史の上に有り勝ちなる、敗者に對する抹殺を憚かることなき態度を戒め、一に據事直書の金條を確然守持する、公明の雅量を示すに遺憾なきを得んことを、此空前の快擧のために豫め屬目に堪へざる所である、若し夫れ苟も其人を愛すれば屋上の烏を兼れ、其人を憎めば其餘胥を惡む底の依怙偏頗が、勝者の上に、將た敗者の上に加減せらるゝ如きことあらば、未だ必ずしも行屍走肉の誹りを免かれざるものあらんを恐れる、併し乍ら、今や當局に人あり、恐らく杞憂に過ぎぬであらう、

我が齊明天皇の六年、百濟のために援軍を發して、新羅を伐たんとするの國是を定められ乃ち駿河の國に勅して、船を造らしめられたが、既に訖りて續麻郊に挽き至れる時、其船夜中に故なくして艫舳相反ったので、衆人終に其事の敗れんことを知つた、時に信濃の國より、蠅群がりて西に向ひ、巨坂を飛び踰えたが、大さ十圍ばかり、高さ蒼天に至ると申し出でたので、或は亦援軍敗績の怪兆ならんかと疑はれたといふ事である、さて日本書紀に此狀を以て直筆せし次に、一つの童謠を載せてあつて、而かも此童謠は、古來不可讀を以て傳承せられ、書紀の成りてより以降千百有餘年、碩學老師雲の如くに出でたれども、未だ嘗て之に正解を與へたタメシがあらぬ、本居翁の玉勝間に

抑も此歌は、ゆゆしき事のたさへなる故に世に憚りて、ことさらに、句の前後をも、文字の次第をも、かきみだして、何事とも訓み釋き難きさまに、記し傳へたるものと見えたり（中略）如何に上つ代の歌といへども、折々こそは、聞えぬ詞も交りたれ、いづれの歌も、すべては能く聞えて、むげに聞えぬは、一首もなきを、此歌に限りて、むげに聞えぬは、句の前後、文字の次第を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

こゝさらにかきみだりたる物にて、彼の野馬臺の詩さかいふ物の如くなる舊きさまなるを、そこに心をつけたる人のなきは、如何にぞや

さ論じてゐるのは、大體に其肯綮を得たのである、要するに、今の流行語を假りて言へば、不穩文書若くは危險文字さ認むべき、國家の安寧秩序を紊亂する類の思想の流露であつたのに因るであらう、中に就き、僅かに訓み得らるゝ「オノハヘグチ、カリガリノクラフ」さいへる一句、稍や以て一臠を嘗めて一鼎の味を知るべきに近いのである、さるにても勅撰（而かも總裁は舍人（トネリ）親王）の國史の上に、斯種の不穩文書危險文字を忌憚なく存載し、主ら後世に其據るべき史質の端緒を失はざらしむるに留意するに努めしもの、古人が言論を尊重するの寛大を忖度せられて、千歳の下轉た仰げば高きの情に推服するに足る、有形の書冊は以て燒くべし、無形の思想は以て滅すべからず、況んや官撰の歴史なるが故に、民族反撥の裏面史を抹殺せねばならぬさいふやうな謬見あるならば、極めて時代の錯誤たるを免かれざるに於てをやである、今や當局に人あり、恐らく杞憂に過ぎぬであらう、

弘化三年九月、露國軍艦、我が下田に來り、切に互市を求む、翌月豆州地震し、海嘯下田を襲ひ、露艦も亦難破の厄に罹つたが、當時○○○○○下田の冬がれてふ俚謠大に流行した、

ひよんふ津浪にアイウエオ、
晋西亞で頭をカキクケコ、
俄に御小屋をタチツテト、
二度目の早風（はやて）はナニヌネノ、
やうく岸までハヒフヘホ、
手足は砂にマミムメモ、
船に綱つけヤイユエヨ、
さうく沈んでラリルレロ、
死人は涙にワヰウヱヲ、

音調流麗、文詞井然、而かも其中に多くの戒告あり、諷刺あり、他に闇黒なる幕末史の裏面を照らすの優越史料さしては、充棟の潤色文書に謬されしものあるを認めにはならぬ、惟ふに我が領臺當時の擾亂は、一言以て之を蔽へば、日本人に對する民族的反撥心に驅られたる、豪猾の徒の捏造せし、妖言蠻語に激して起つたさは謂ふものゝ、彼の淮南の志士頭○秋穫が、「二百年來感聖明、無端割地賣東瀛、老奸此告如山重、鄭氏殊猷向日傾、累代風雨皆變色、萬家鴻雁盡哀聲、嗟嗟予也生何晩、不見昇平見戰爭」さ悲歎せし如きの一齣は、「倭賊强霸、不齒倭擾之地、恣淫慾、辱婦女、其荼毒神人所共憤」の飛檄さ照應し、寧ろ或る點までは矯飾なき島民の眞情の流露と認められるので之を汗牛の頌德表文の類に較べて、反つて尊重を拂ふべき態度は、少くも其殖民史的の部面に涖むの第一工夫であらねばならぬ、白刃胸に拼るさきは目に流矢を見ず、拔戟首に加へらるれば十指斷つを辭せずさは、蓋し人情の弱點で、之に對して筆硯管束の萬能を夢想するは、決して君子の行動さ謂ひ得られぬ、今や當局に人あり、恐らく杞憂に過ぎぬであらう

第二、在廣東日本商人の輸入、廣東在留日本商人の取扱に係る輸入額は日貨九百十五萬餘圓卽ち三百八十六萬餘兩を占む、

第三、日支人以外々國人輸入、日本商品を取扱ふ英國籍の印度人の分あれど、其額一萬圓に足らざる故に之を除外す。

次に上海よりの輸入を見るに、概市招商局汽船・怡和洋行及太古洋行の定期船に依るものにして、一九一八年に於ては日本製綿絲布及雜貨と認むべきもの三百三十五萬餘兩にして尚增進の傾向あり。乃ち以上を綜合すれば左の如し。(海關兩)

一、廣東直輸入額		二八八、六二〇
二、香港輸入同	廣東商人	一六、二一〇、〇〇〇
	日本商人	三、八六〇、〇〇〇
三、上海ヨリ同		三、三五四、〇〇〇
計		二三、八〇七、六二〇

之を日貨に換算(兩二圓三十七錢とし)すれば五千五百九十三萬八千二百餘圓となる。日本の同上年間に於ける對支貿易高三億五千九百十五萬八百十四圓に對して、一割五分強を占め廣東總輸入高に對しては、五割三分を占め其の取扱商の種類別にすれば、(一)廣東商人の分(上海輸入を包む)八割二分五厘、(二)日本商人の分一割七分五厘に當る。

又一方一九一七年某日本汽船會社(郵船)は日淸汽船の上海廣東線航路開設前大阪・上海・廣東線の航路計畫の爲に、香港・廣東間の移入關係を調査し、日本商品の輸入は每月平均四百噸內外にして、日本より香港に輸出したる數量の八割は廣東に移入すとの結論に到著ありと云ふ。

以上は廣東及香港貿易の硏究上有益なる材料の一にして廣東實業公司の調査に係る。

(五) 關稅收入

廣東海關の關稅收入は、戰前一九〇七年以降一九〇九年迄及一九一二年及一九一三年は三百萬兩餘に達したりしが、殊に戰爭中一九一五年以降最近迄二百二三十萬兩餘に下り、卽ち從前多きときは支那海關稅總額

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

の約一割を占め、上海の次位に在りたることあれど其後、六・七分に減退し一九一九年には二百四十七萬一千餘兩となり一九二〇年には增加して二百五十四萬餘兩に增加せり。蓋し一九一九年は輸出税に於て生絲の增收の爲に、十二萬三千餘兩を增加したるが又同年八月一日以降實施の税率改正の結果に依るものとす。一九二〇年には改正税率に依り、又價額の增進等に依り增進を示したると同年全國總海關税額の四千九百五十餘萬兩に對して五分餘に過ぎず。而して上海大連天津漢口の次位に在り。

常關税は近年の例に徵するに一九一四年以降一九一六年迄は每年約二十一萬六千餘兩なりしが、海關税と反對に戰時一九一七年以降增加し、二十八、九萬兩臺に上り、例へば一九一八年に於ては海關管理の十九ヶ處の常關税額の三百九十七萬四千餘兩に對して、二十九萬九千餘兩卽ち約七分二厘に當れり。順位は天津蕪湖九江の次に在り。

三、重要貿易品

重要輸出入品の說明に關しては詳細に各種貨物に亘る所の材料なく、實地三井其他の當業者に就て調査し尙廣東總領事館の調査其他の資料に依つて之を述ぶること、す。

(一) 輸出品(含移出品)

第一生絲　本品は廣東に於ける重要輸出品の大宗にして總輸出價額の五割以上七割餘を占む。廣東デルタは地味肥沃にして桑の生育に適し、隨處桑園相連り養蠶業勃興し八回作に達し自ら製絲業の發達を來し、北の最も熾盛なるは順德縣下とし、南海縣・番禺縣・新會縣等之に亞ぎ又三水香山・東莞鶴山等の地方に於ても繰絲少からず。

製絲工場は三角州二百五十平方哩間に百五十ヶ處餘に達し、約百三十ヶ處は作業を開始したりしが戰爭の末期に至り約八十九ヶ處に減じ平和後は從前に復し、其半數以上は順德縣下に在り、而して工場の規模は大

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なるもの七、八百釜に達し三、四百釜のもの大部を占め、總體の釜數は數萬に上るものとす。生産能力は蓋し蠶兒の飼育法宜しきを得ずして其の掃立蟻量に對する收繭量既に日本の半にも及ざるの情態なると同時に、製絲量も製造方法幼稚なるが爲に日本の六割以下にして卽ち六匁の歩留に過ぎず。

廣東絲の種類は製法より分たば左の三種に大別せらる。

(一)器械絲 (Canton Steam Filature) 器械絲には舊式絲と新式絲とあり。舊式絲は直繰絲にして四角物(米國絲)と六角物(歐洲向)とあり。何れも品質劣等なるものとす。新式絲は一九一八年以降始めて市場に出現したる再繰式生絲にして、綛の重量・內容・大さ等全然日本絲と同樣とす。

(二)足踏絲　足踏器械製絲は座繰絲の一般に進歩したるものにして、一時座繰絲に代りたるも蒸氣器械絲の爲に壓倒せられ、漸次其の數を減退したり。而して同品には又工場組織に依るものと、家庭工業組織に依るものとあり。後者は前者に比せば品位劣等なり。兩者共に輸出すれば家庭工業製絲は之を絲商に賣却し、絲商は之を廣東市場に搬出し生絲問屋に賣込むものとす。而して問屋は更に之を整理し品等を區別して賣却す。例へば田發の如きは之を使門絲と云ひ廣東市場に出るときには Native Best No2 (Market cargo)と稱す。又之を七星絲と唱ふ。

(三)座繰絲　本品は足踏絲よりも更に品位不良にして、其の裝置も繰絲法も極めて粗雜にして、內地向か又は印度向輸出品とす。印度向の Punjum と稱するは廣東座繰絲の一種にして、品質の原料のみ差別あり。而して一般に其の座繰絲に使用する繭は同孔繭又は穴開繭とし、座繰器も不完全にして紬絲に近きものなれば、廣東座繰絲の輸出は全部 Punjum と稱することを得。

廣東生絲を通じて品質を見るに特長としては(一)値段の低廉なること(二)纖度揃ひ細大班少きこと(三)粗製絹織物の原料に適すること(四)半練製品の原料に適すること等なれど缺點としては(一)繭質不良にして蠶種は大造種と輪月種とあり共に他の熱帶地方産と同じく色澤綠黃色を呈し、細粒の隨圓形にして皮層薄く中部支那歐洲日本等の白繭黃繭に及ばず。其の化學的及物理的性質は野蠶絲に近く膠質多く染著力に乏し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(二)繰絲方法惡しく添緒には指頭を用ゐず。長さ一尺位の二本の竹箸を以てし、切斷し易くして纇節多く殊に廣東絲は最近迄は佛國式直繰法に依りたるも、前記一九一八年以降日本と同様に再繰式を使用し、今く全工場の八割迄之に改め、而して昨今米國向は皆新式に法りつゝあるも尙歐洲に輸出するものは、直繰式方法を株守しつゝあり。其の方法は生產費を減少し生絲の特質を損傷せざるの長所を有すれば、氣候濕潤なる地方にては繭に膠質多きことゝ相俟つて幾角の固著を多からしめ、再繰に不充分ならしむ。繰絲中の切斷細班大纇等は到底完全に除去することが出來ぬ。(三)生絲整理方法不完全を再繰に障害あることにして例へば(イ)綛の長さが歐洲向と米國向とに依つて異り市場の狀況に應じて便宜荷捌をなすことが出來ぬ(ロ)綛の大さが新方法なれば日本同様一綛に付き重量に十匁內外と一定して可なれば舊式法は工女一日の繰絲能力に異る爲に區々一定せず使用上著しく不利益あり(ハ)絡交が舊式方法に依れば圓形を基礎とし運動する運振裝置なるを以て最も舊式の姫綾を形成し再繰上切斷を多からしめ又斷絲の發見に困難なり。以上は主として廣東舊式生絲に附帶する缺點なれば、新式法に依りては既に諸缺點を略改良したるものあり。蓋し根本問題としては蠶種改良なれば今日迄特筆すべきものなく獨り廣東蠶絲研究會の努力あり而して大規模の改良方法としては政府の補助を要せざるべからず。旣に各商業會議所並に外交團を通じて請願したるものありと云ふ。

生絲の包裝は八十斤入を一俵とし紙、木綿切、油紙等を以て覆ひ、其の上を更にアンペラ二枚にて固く包み、俵番號及記號等は輸出商の命ずる儘に印し、指定期に香港通の河船に積込み香港にて本船に積換するものとす。取引は擔建百斤の契約なれば一俵(梱)は八十斤の純量として包裝し、一俵八十斤は一〇六九封度なれば之に力絲商標等を見込みて一〇七封度半とするを普通となす。

廣東生絲の生產額は一九一九年の推定量約五萬二千俵即ち四萬一千六百擔にして、之に地遣絲豫想高一萬四百俵即ち八千三百二十擔を加算するときは、六萬二千四百俵即ち四萬九千九百二十擔となり、其大部を輸出す今三井物產會社の調査に依り、最近約十箇年間の輸出數量を示さば左の如し。

	欧州	米國	計
一九一一—一二年	二一、二六八袋	一三、三三三袋	三四、六〇一
一九一二—一三	三三、〇七七	一三、二一〇	四六、二八七
一九一三年—一四	三七、九八〇	一八、六六九	五六、六四九
一九一四年—一五	一七、四七一	二〇、六四三	三八、一一四
一九一五年—一六	一三、五五四	二四、二〇五	三七、七五九
一九一六年—一七	二九、三八八	二三、五八三	五一、九一七
一九一七年—一八	三〇、三八八	一七、六〇二	四七、九九〇
一九一八年—一九	一七、四七三	一六、〇九七	三三、五七〇
一九一九年—二〇	二四、七八六	四一、五〇八	六六、二九四

一袋八八十斤入トス

次に廣東在住の各國商社別輸出數量を見るに、商社數に於ては英佛を主とし取扱高は戰前は一九一三年には、英國商社(五社)の分二萬餘袋佛國(四社)一萬九千二百餘袋獨逸(二社)一萬七百餘袋を占め日本(三井)は二千九百餘袋に過ぎず。米及瑞西等は尙下位に在り。戰時中一九一六、七年には英佛共に減退し米國(二社)一萬一千三百餘袋日本(三井)四千三百餘袋に增加し更に戰後一九一九—二〇年には佛國(七社)を筆頭とし二萬七千九百餘袋に增加し英國(四社)一萬七千六百餘袋米國(三社)は九千九百餘袋に下り、日本(三井)は五千餘袋に增加せり。其の數左の如し。

	一九一三—四年	一九一六—七年	一九一九—二〇年
英	二〇、二六六袋	一六、八〇八袋	一七、六七六
佛	一九、二〇六	一八、六二〇	二七、九六四
米	二、二七四	一一、三三三	九、九七五
獨	一〇、七〇七	—	四、八七五
瑞西	一、二七七	八八八	二六七
日本	二、九一九	四、三〇二	五、〇四二
計	五六、六四九	五一、九一七	六六、二九四

而して各年一商社にして五千袋以上を取扱ひたる例を求むれば一九一二年—一三年には英商 T. E. Griffiths の六千袋及 Reiss ＆Co の六千五百三十六袋佛商 Boyer mazet ＆Co の五千三百三十六袋とし、一九一三—四年には前記英商各自六千六百九十袋及九千八百一袋佛商 Boyer Mazet ＆Co 六千三百七十四袋及 Gerin Dravard＆Co 八千七百四十一袋獨商 Arnhold Kerberg＆Co とし一九一九—二〇年には英商 E. T. Griffith ＆Co 七千三百七袋及 Reiss ＆Co 六千二十一袋、佛商 Gerin Dravard ＆Co 一萬六千四百七十袋米商 General Silk Importing 六千三百八十袋及三井物產會社の五千四十二袋とす。

廣東日本總領事館の報告に依れば一九一九年季の生絲高は五萬五千俵見當にして、前季の三萬七千俵に對して一萬八千俵の增加を示せり。各同作高左の如し。

	當季	前季
第一作	五、〇〇〇	八、〇〇〇
第二作	七、〇〇〇	五、〇〇〇
第三作	六、〇〇〇	三、〇〇〇
第四作	六、〇〇〇	七、〇〇〇
第五作	七、〇〇〇	四、〇〇〇
第六作	一四、〇〇〇	八、〇〇〇
第七作	五、〇〇〇	二、〇〇〇
第八作	一、〇〇〇	—

而して最近三箇年間の輸出數量は左の如し

		一九一七年	一九一八年	一九一九年
生糸白(經絲以外ノ操絲)	擔	九九二	一、三八七	一、七三五
同 白(經　絲)	同	三八、九五一	三三、四九七	四四、九九二
同黃(經絲以外ノ操絲)	同	二三	二〇	三〇八
同 (經　絲)	同	—	—	一七
野蠶絲	同	三	—	—
計	同	三九、一五八	三五、〇五四	四七、一〇二

當年の輸出價額は五千有餘萬兩に達し總輸出高の約七割を占め一九一六年の最高記錄を突破すること一千餘萬兩に達し、時昌洋行の生絲報告に從へば當年初季は市況沈靜を極め、支那商人の持荷高のみにて八千袋乃至九千袋に達し、擔場頗る低調にして Extra Chop, 18/22 千弗 No. 1Coop 18/22 七百五十弗見當とし三月は歐洲より注文來りたれど同樣に衛閥へと金融逼迫の爲に、市況軟弱なりしが五月には急に活氣を呈し歐米一時に買立て前季末の在荷は忽にして、出拂ひたる上巨額の先物注文殺到三・五・六・七月と繼續し、市況手堅く價格昂進し八月一日 Extra Chop 13/15 千五百弗 No.1 Chop, 18/12 千百弗先高強氣配に二年を終り、年末は季内新物は已に千俵の賣物も市場に拂底したる情態にて、米國方面の投機者より次季物の注文四千俵の契約を受くるが如き狀況なりしが、一九二〇年に入り日米經濟界の動搖に依り、反響を受け、絲價暴落し一千弗以下を唱ひ三月一日期以來の不作に從ひ銀貨下落にも拘らず、生產不況の結果近年稀れなる沈衰を呈し工場の停止又は操業の短縮を見たるものとす。

(註一) 製絲機械　機械には舊式繰絲器械及新式繰絲器械あり。前者は佛國式共撚直線器にして Shanb

System と云ふ或は佛國向を目的とする六角枠と、米國向を目的とする四角枠とあり。新式繰絲器械は舊式直繰式に改造したるものにて、極掛裝置以外は日本と同樣とす、即ち前述の四角六角の大枠に更に小枠を以て卷きとり之を揚返器にて再繰するものとす。而して工女一人に付き一釜を使用し大概二口取りとす。繰絲器械は近年新式となり、輸入多く主として米國品なるが又多少日本より輸入したるものあり。而して一九一八年廣東より移出したる生絲機械は百四十一萬四千餘兩に達せり。

（註二）　工女の就業及賃銀　工女の就業、終業、休憩等凡て汽笛を以て報し、毎朝第一次汽笛にて蒸氣の準備を報し、第二次汽笛にて出勤を促かし工女は遠近より食料を携帶し絡繹として工場に集り、第三次汽笛に依り全部就業す。其時間は冬期は午前七時より午後五時迄夏期は午前六時より午後六時迄を例とす。休憩時間は中食に約一時間を充つ、工女の給料は技倆に依り多少差あれど其の標準概略左の如し。（上）四十仙乃至三十五仙（中）三十五仙乃至三十仙（下）三十仙乃至二十仙別に見習給なきが特に技術を習得せしむものには一日五仙位の日給を與ふ。其の支拂は日給あれど十日拂十五日拂或は一箇月拂を例とし成績優良のものに對しては、一箇月に對して特に三日分乃至五箇月の加給を與ふ。一般に江蘇地方の如き奬勵法なく前述制增制度に過ぎず。支拂法は一般に簡單なり。

（註三）　生絲賣買の慣習　輸出商が生絲を買はんとする時には、仲買人を招致するか又は、毎朝其の訪問を俟つて買附契約をなす其の契約の項目は（一）買附日附（二）賣人（工場又は問屋名を記入すれど普通仲買人の署名を以つて足る）（三）仲買人（四）工場名（五）數量（六）纖度（七）釐作（八）値段（九）渡月等とし之に依つて買附くる生絲の荷受場處は輸出商の倉庫にして直ちに左記方法に依つて檢査をなす。

第一　機械檢査としては　（イ）繰絲檢査　（ロ）纖度檢査　（ハ）纇節檢査　（ニ）强力伸度檢査是等機械檢査等を終れば總荷の包裝を解かしめ一括毎に肉眼檢査を實施す。第二、肉眼檢査としては色澤抱合、生絲整理荷口統一等嚴密審査を施し不合格品を取除くものとす。以上、機械肉眼兩檢査を通過せる荷物は看貫前の處置即ち水分の整調をなす。之れは或は二室に一夜火桶に入れ水分含有量を約十一%のものになすを理整

とす。

（註四）　荷造及諸掛費　製絲工場にて束裝括造を終りたるときは、生絲に商標を貼附し薄紙にて之を覆ひ、其の上を金巾にて包み一括毎に油紙にて、雨水を防ぎ運搬船にて省城に送る、工場より省城迄の運賃は一括五仙即ち一俵五十仙とし外に税金としては一擔に付き厘金税四兩九錢、砲臺税三兩六錢七厘、府税七錢四厘、計九兩三錢一厘の負擔あり。尙賣込問屋の諸掛としては問屋倉庫より輸出商の倉庫迄運搬し且つ檢査す、合格したるものは荷造を終へ河船に積込む迄の諸掛を負擔するものとす。即ち問屋の倉庫より商館倉庫へ運搬するに要する苦力賃五仙。俵番號竝にマーク記載の費用二仙。荷造費一俵十仙。河船に積込む迄の人夫賃同三仙。艀船賃同五仙。合計（廣東小銀貨）二十五仙とす。其他尙輸出税十兩及紋銀水（海關兩と廣東との差）三兩五錢竝に大平（秤量の差）四錢即ち合計十二兩九錢を要す。

（註五）　生絲經營及金融關係　生絲問屋金融の情況は主として、其の信用程度に依り外國銀行より借款し荷物不活潑のときには生絲を擔保として、融通を受け田舍の工場に送金して、原料の購入工賃の支拂等に當つ但し廣東の蠶繭は熱帶的多化性種にして、一箇年に七八回の收獲あるが故に、日本に於けるが如くに一度に多額の資本を要せずに五百釜の製絲工場にて、每作に原料資金は六萬元にして足ると云ふ。而して生絲の賣買は香港弗に依り、原料の買入及田舍工場の諸費用は全部廣東小銀貨を使用するが故に、新繭出廻期には平時と反對に廣東小銀貨が却つて香港弗の上に在ることあり。一般製絲家は資力薄弱にして他に資金を仰がぬもの殆んど之なし。主として土地の錢莊富豪又は廣東の生絲問屋より之が融通を受くるものにして、五百釜の工場を經營する場合には、普通は六、七萬元の資金を調達して作業を開始すと云ふ。而して賣込問屋より資金の融通を受くるに、二方法あり。即ち（一）は自己の生產品全部を販賣する契約の下に融通を受くるもの及（二）問屋より生絲の注文を受けたるとき其の前貸金に依り融通を受くるものとす。然れども血族竝に特殊干係ある問屋工場間にては、別に契約條件を定めず相場變動の危險を兩者共同に負擔し、同一經營の下に融通をなすもの多し。融通期間は相互間の信用程度に依ることとなるが多くは、長期に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

半箇年位とし其の金利は九分見當とす。銀行が單獨に問屋の手を經ずして工場に融通するが如きことは、絕對に其の例を見ず先づ問屋が某工場の依託を受け資金を調達せむとするときには、其の工場の製絲にて問屋の倉庫内にあるものを銀行に擔保として提供し、時價の約五、六割の銀を借入れ右工場に貸金す。其利子は普通二步高にして月八分見當なりと云ふ。

（註六） 廣東生絲の輸出高を日本及上海と比較すれば左の如し。（八十斤入）

仕出地／仕向地	一九一七—八年 歐州	一九一七—八年 米國	計	一九一八—九年 歐州	一九一八—九年 米國	計	一九一九—二〇年 歐州	一九一九—二〇年 米國	計
橫濱	二四、〇六五	二三四、七七六	二五八、八四一	一三、〇二一	二三〇、八七八	二四三、八九九	一三、五三一	二三九、九〇六	二五三、四三七
上海	四七、三六三	二六、一〇一	七三、四六四	四八、二三四	三二、四一九	八〇、六五三	四七、五五九	四一、五六六	九〇、一二五
廣東	三〇、一六八	一七、八〇二	四七、九七〇	二二、四七三	一六、〇九七	三八、五七〇	二四、七八六	四一、五〇八	六六、二九四
計	一二一、八一六	二六七、四七九	三七九、二九九	八七、七二八	二七〇、三九五	三五八、一二三	八四、六七六	三二二、九八〇	四〇八、六五六

移住目的としての蘭領印度

—一九二二年五月發行獨字雜誌ダス、エホ所載（承前）—

後藤改平

六 蘭領印度に於ける手工と勞働

蘭領、印度に於て、獨逸人の家内的工業と、勞働に就いては、彼の農業よりも一層問題とする所である、

元來此の地に於ける家内的工業と、小中貿易は總て支那人の手に占有せられて、到底他の競爭を許さぬ、又大工業は此の地に於て未た大發展の域に達して居らぬのである、前にも說述したやうに蘭領印度に於ける職業生活は今や殆んど停止の狀態であるがゆへに、商人としても到底恰好の商買はない、併し彼の農業上の就職口よりは比較的に善いのである、故に若しも自個の職業を求めんとせば、彼の地に在る獨逸商會と聯絡を取るのが宜しい。

七　獨逸醫師及齒科醫

若し蘭語又は馬來語を解する獨逸醫師齒科醫であるならば、彼の地に於て職業を求むることも全然不可能ではない、併しながら愈々彼の地に移住せんとするには、總て和蘭大學にて課せらるゝ丈けの學科の試驗を受けねばならぬが、此は獨逸人に於ては甚だ困難なる問題である。熟練の醫師で其の職を求むる人は彼の地の農業經營者に聘用さるゝのがよい、月俸は一箇月一、〇〇〇グルデンであるが、其の住所は總て交通不便の土地である、政府の醫師として聘用さるゝのは、月給は五〇〇グルデンで外に手當か給せらるゝ。

八　鐵道—土路及其の他の事業

鐵道、土路及鑛山等の事業に從事する專門の技師は多少の望みはある、蘭領印度に於ては、石油、石炭、錫、亞鉛、鉛、ニツケル、鐵其の他の鑛物が甚だ多い、此等の諸事業に關しては、伯林の獨逸技術家組合に照會すれば、回答が來るのである。醫師又は技師として、採用を望むものは直接ヘーグの殖民省に願出づるも宜しい。同省第四部には蘭領印度に關する必要なる報告が總て準備してある。

蘭領印度の獨逸人は一九一五年以來爪哇で獨逸人聯合會なるものを組織し、其の機關として獨字の月刊雜誌ドイツチエ、ワハトを發行して居る、而してバンテング、スラバヤ、バンデルマツシン、マカスサー等に支局を設置してある。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九　蘭領印度への渡行免許

蘭領印度への渡行免許は左ほど困難ではない、少くとも六週間の生活費を有して居れば可いのである、併し其の生活費は甚だ高價だ、ホテルの宿泊料も從前の倍額と爲つて居る、乃ち一日一〇乃ち二〇グルデンを要する、寄宿舎に居ても都會では一人一箇月に約二百グルデンを支拂はねばならぬ、夫婦で一家を持つても都會では一箇月四〇〇乃至五〇〇グルデンを要する、殊に目下は住家の大缺乏が行はれて居る、要するに歐羅巴人は土人よりも比較的高價なる生活費を支拂はねばならぬのである。

又汽船賃も一樣に騰貴したので、現今アムステルダム若くはロッテルダムから一等二〇〇〇グルデン、二等一六〇〇グルデン、三等一〇〇〇グルデンで而かも飲料物はないのである。

一〇　氣候及衛生狀態

氣候は平地方面は純然たる熱帶で慣れない人に對しては、餘り心地よくはないが、左りとて方外なる熱度ではない、概して蘭領印度は全年晝夜を通じて、其の濕度も同一であり、大陽は六時頃に出で、六時頃に沒する、而して四月より十月までは乾燥期で、十一月より三月までか雨期である、併し乾燥期でも全然降雨のないのではないが、唯だ雨量が少ないのである、蘭領印度には冬は全くなく、常に夏である、高地は氣候も甚だ宜しく、日中は暑きも夜に入れば涼しく心地よく眠むることか出來る、此の地方に於ては歐洲の總ての野菜類馬鈴薯、其の他玉蜀黍なども好く生長する。

蘭領印度の健康狀態は、以前よりは好く改良せられてゐる、左れど熱帶地方に慣れざる歐洲人には輕視されぬ傳染病地で身體の健康ならぬ人には到底適當せぬ地である、殊に赤痢病は屢次危險なる狀態を生じ、彼の比較的廣汎に流行するマラリヤよりも多數の死者を見る、又アメバー赤痢は一九二一年八月バタビヤで開會した萬國熱帶病會議で報告の主題と爲つたのである、其の他虎烈剌、ペスト等もあるので土人は歐洲人よりも多くの犧牲者を出だすが、戰爭中に流行した猛烈なる流行感冒の爲めには、數萬の死亡者を出だし、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

カムホングの如きは殆んど全滅の姿であつた。蘭領印度には善良な醫師も、病院も有れど、其の費用が甚だ高價で、病氣が治癒したときは、其の財産も乃ち無くなつたときである。

一一　交通狀態

交通狀態は爪哇に於て、稍々忍ぶべくあれど、スマタラは甚だ惡るい、ボルネオ（濠洲ノイギニヤに次く世界の大島）及セレベスには一の鐵道もないが、優良な自然の水路がある、爪哇は一千百萬ヘクター大（大獨逸の四分の一）で二、四五〇基米の幹線と二、一五〇基米の枝線を持つて居る、列車は唯た晝間のみ運轉し、其の運賃は甚だ高價である、又た國道は其の修繕が能く行はれて居ないけれど、一、四〇〇〇基米の長きを有し、各重要の場所を聯絡する、外に各村落を聯絡する所の枝道も存在する。

一二　蘭領印度の總人口と其の面積

爪哇は住民の最稠密なる土地で、三千四百萬以上の人口を有する、其の內歐羅巴人十萬、支那人三十萬、亞羅比亞人二萬人で他は他國人にて其の殘りは馬來人である、蘭領印度の總體は、爪哇、スマタラ、ボルネオ、セレベス、チモル、フロレス、ゼムバー、ゼムバワ、ロムボク、バリー、アムボイナ、ターマート、ホートル、ニユウギニヤ、バンカ、ビリトン、其の他無數の小島から成立し、其の總面積は一億九千二百萬ヘクターで約大獨逸の四倍、大和蘭の六十倍で、其の總住民は六千七百萬人である。

一三　蘭領印度の土地の狀態

蘭領印度中にても爪哇は殊に純然たる農業地である、故に其の住民も殆んど土地の收入で生活するので、土人男子の百分の八十は農業に從事し、其の內百分の三十は農業勞働者で、百分の五十は獨立の小農である、左れば不作の際には彼等は非常なる困難に陷ることがある、此の故に農業の作、不作は國內經濟の安危の係かる分岐點とも云ふべきである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蘭領印度に於ける土人の米作法は總て堀斧を使用し、其の耕作法も殆んど原始的で日常用ふる農具の如きも全く原始的の鋤である、故に近代式の耕作機は土人には使用せられない、家畜は甚だ弱く乳牛は土人から飼養さるゝものはない、此を以て彼等は牛酪を知らない、常にコヽスエール(椰子油)を用ふる、又彼等はパンを知る者稀れで、平常米を食するのである土人は又牽引用及食用家畜として、甚だ水牛を珍重する、但都市附近に於ける歐洲人の畜産家は高價で牛乳も販賣するので、總ての牛酪は濠洲から輸入さるゝのである、猶馬も多くは濠洲から輸入する、印度の馬は小さく醜くあれど而かも忍耐力強く且つ迅速である。

土地の狀態は多樣であるが、要するに太陽と雨とから扶助された豐饒な土地である、蘭領印度には「地球上の逍遙地で薬物は毎朝到處に」と云ふ俚言がある多少誇大のよいではあるが、亦實際に適中して居る。總して土地の低部は平地であるか、高部は山岳が多い、熱帶的降雨の汎濫を防止する爲めに、壇階的の構造を必要とし、米作の如きも、其の多分は階壇的に耕せられてある。

蘭領印度は地球の外皮の決裂せる一部分であつて、菲律賓、日本と共に地上の不安なる積角を組成して居る、乃ち爪哇にも一〇〇箇以上の火山脈があつて、其の十二は今現に活動しつゝあるのである、故に地震は甚だ頻繁であるが、孰れも之れに慣れて驚くものはない、亦家屋も地震に耐へるように、建築されてある。

一四　蘭領印度の勞銀

勞働者の賃銀は其の氣候の酷熱なる割合に餘まり高價でない、婦人は一日の賃銀三〇チエント乃至五〇チエントで、男子の賃銀は一日五〇チエント乃至一〇〇チエントである、從來は其の勞働者の狀態も頗る善良であつたか、最近十年間殊に世界戰爭中に甚だ惡化して、例の露國過激派の煽動者でもあるのであるが、之れに對し政府の執れる對抗策の骨の折れることは、充分看取して遣らねばならぬ。

蘭領印度に於ける獨逸人は、一般に個人として甚だ善く待遇さるゝ、殊に和蘭人は獨逸人に對して、極めて親切である、併し國民としては和蘭人の多數は獨逸國に對して甚だ冷かである。(終)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

御都合主義の天氣豫報

可 行 子

此間、或る處で話に出たことであるが、當幕時代に將軍家が鷹狩に行く時分には、イツも其の日の天氣の晴雨如何に就て、其の道の役人に御下問になるのが例であつた。然るに氣象學の進歩せる現代に於てすら、其の天氣豫報は當てにならぬのが普通である程、此の宇宙の晴雨事件は誠に複雜なものであるから、其の道の役人も之には殆んど閉口したもので其のお答へとしては、何時も「雨降り候天氣に御座なく候」と報ずるのを例としたと云ふことである。此の天氣豫報は實に都合の好いもので、一面には「雨が降ります」卽ち「天氣で無い」といふ意味になり、又た一面には「雨の降る天氣では無い」卽ち「晴天である」といふ意味にもなる。晴雨いづれにも適合する豫報で、世の中に是れ程、重寶なものは無いが、然かも是れ程不得要領なものは無い、若し幸ひに天氣が好かつたならば、それ見ろ豫報が當つたらうと誇れるし、若又た雨天なれば、ドーだ當つたらうと又た威張れるのである。之は天候の事ばかりでは無い、此の時代のやり方は多くは斯ういふ風な御都合主義であつたので、此の如く德川の役人が灰色の態度で政治をやつて居たといふことが、やがて德川の天下を亡ぼした原因を爲したと思ふ。之は極めて卑近な例ではあるが、一事が萬事で大抵斯かるのである。然るに之が德川時代の一エピソード丈けで濟めば好いが、今日尙ほ日本人は此の如き態度で世の中を渡つて居るのが多いから困る。官と云ひ民と云ひ、總ゆる方面に於ける人の態度操志を觀るに、其の旗色が甚だ不鮮明で、不得要領を以て處世の秘訣と心得て居るものが多い。善い事も惡るい事も、御無理御尤もで行くのもあれば、言ひたいことも言はずに、其の日暮しに仕事を處理し行く、といふ狀態は全く德川時代の天氣豫報と同じで誠に無責任なものである。コンな風にお茶を濁して世の中を渡つて行くといふ氣風が最近陪々各方面に瀰漫し、自己の責任を顧みず、成るべく他に責任を轉嫁して自分獨り好い顏を仕て、世の中を巧く渡つて行かうといふ氣風が濃厚になつて來た。之は非常に憂ふべきことであるが、其の根本は何處に在るかといふに、一體日本人が「我」なるものを眞正に自覺せぬからのことで、眞に國民としての「我」を自覺し、其の責任の重きを感じ、義務の尊貴なる所以を知つたならば、そんな無責任な態度には決して出られる筈が無い。又たそんな不得要領なことで國が隆盛に赴く筈が無いのである、德川時代のやうに鎖國封建で絶東に孤立した時代はイザ知らず、今日のやうに世界一家の如く、思想は勿論、經濟其他にも殆んど國境なく、殊に將來太平洋が列強驅逐の場となるべき場合に於て、其の低氣壓の中心たるべき日本の國民が、斯ういふ氣風の惰性を漫持するといふことは、洵に深淺に堪へざる次第ではないか。世人はよく天氣豫報は當てにならぬと言ふが、當てにならんでも可い、自分の知識技能を以て斷定し得る範圍内で、明瞭に晴雨を報ずることは、卽ち其人の高尙なる責任感念から來ることで、爾く之を爲すべきことは、今後我々の留心注意を要する頗る大切な事柄である。我々は此の如き責任感念、乃至義務感念を以て、國民擧つて總ての事に當らればなるまい。「御都合主義」が幅をきかして居る間は、日本の國は到底駄目である。德川の天下を亡ぼした此御都合主義を我々は今日の日本から絶體に排除しなくてはならぬ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

臺灣人口統計論（三）

臺灣總督府統計官　堤　一　馬

第二章　人口靜態統計（續）

第六節　人口の職業別

第一款　職業調査の綱領

●●●●●●●●●●（一）本邦に於ける職業調査　本島にては明治三十八年の第一次臨時臺灣戸口調査に於て各人の職業を調査し、爾來靜態調査は勿論各年の動態調査にても之を調査しつゝあるが、第一次臨時戸口調査以前は本島及内地共に秩序的組織に依る職業調査なるもの殆ど無く、職業と言へば直に農工商と云ふが如き漠然たる觀念に捕はれ性質的又は用途的分業の類別を爲すことなかりしなり。加ふるに本邦にては古來職業を蔑視して職業を有する者を賤み自ら無職業者と稱するを誇りと爲すの風習あり、此の風習は今日に於ても尚多大の潜勢力を有し之が爲に職業の調査を困難ならしむること鮮少に非ず、現に多くの法令中には關係人の職業を申告すべき規定ありと雖、其の規定は殆ど死文に屬するが或は否らざるも依然として官吏、農業、商業等の概括的名稱の申告を許容するが如き狀況なり。本島現行の戸口規則は本島に於ける戸口行政の根本法にして且つ現時に於ける人口統計の淵源を成せるものなるが、該規則に依る諸屆書の樣式には總て職業及其の地位を記載すべ

き明文あるに拘らず、此の規定は往々にして厳守せられざらんとする虞あり、而も戸口事務にして尚警察系統に依り處理せらるゝ間は届書に多少の不備あるも實査に依りて之を訂正するを得べきも、一旦戸籍令施行せられ戸口事務を警察事務より引離して一般地方行政系統の下に置かるゝに至らば、職業の調査は到底不可能と爲るべく、第一次臨時臺灣戸口調査以來本島の統計調査事務が内地の其れに比して著しく進歩を示したりし誇りも斯くして消失するに至るべし。本島既に然り况や内地にては從來靜的にも動的にも人口調査としての職業調査を行はず、大正九年の國勢調査に初て之を調査し目下其の結果の編成中なるが、國勢調査以外には依然職業調査を施行する見込なきが如し。

(二)有業者と從屬者　臨時臺灣戸口調査及臺灣國勢調査に於ては各人の職業上の關係を分ちて先づ有業者と從屬者との二と爲す、而して

(イ)有業者に對しては本業及主なる一の副業を調査す、即ち一種の職業のみを有する者は其の職業を調査して之を本業とし、二種以上の職業を有する者は收入の多寡及實際就業の程度を精査して順次に二業を調査し之を本業及副業とす。故に有業者又は本業者と稱するときは常に、本業のみを有する者と本業及副業を有する者とを包含す。

(ロ)從屬者は有業者に扶養せらるゝが故に之を扶養する者の職業を調査す。從屬者に二種あり無業家族及家事使用人是なり、而して無業家族中には本業と稱すべからざる程度に於て家事の傍自ら輕微なる餘業を營む者あり、是れ即ち内職にして固より輕微なる餘業に過ぎずと雖國民生産の機關としての職業全般の觀察を遂ぐるに於て逸すべきに非ざるが故に本業及副業と同じく内職（一種に限る）を調査す、但し内職者は必無業家族に限り家事使用人には内職を認めず。

(ハ)(四)に述ぶべき職業新分類法の第十款なる無職業者は所謂絶對的無職業者（職業不詳者を含む）に屬し。又同第九款なる家事使用人は從屬者たる家事使用人に非ざる者即ち(1)第十款なる無職業者中の第四〇項收入に依る者に使役せらるゝ家事使用人と、(2)所屬不詳なる者に使役せらるゝ家事使用人との二種に限らるゝ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が故に亦絶對的無職業者として取扱はる。要するに第九款の家事使用人及第十款の無職業者は絶對的無職業者にして右に述べたる有業者及從屬者なるものを生ずることなく、常に第八款迄の者と區別して取扱ふべきものとす。

(三)職業の地位　右に述べたる本業者副業者及內職者が職業上に有する地位は獨立及非獨立の二種なり、獨立は職業主にして非獨立には役員及勞務者の二種あり。前二回の臨時戶口調査にては本業に限り手助家族なる地位を認めたるも今回の國勢調査にては手助家族は勞務者として有業者に編入すべき者の外は之を從屬者として處理せり。

(四)職業の分類　職業の分類法は大正九年の國勢調査以前は國勢院卽ち當時の統計局に於て立案したるものを基礎とし之に本島の實情を加味修正したる第一次臨時戶口調査の分類法、卽ち全職業を七大分類(款)、三十四中分類(項)、百八十二小分類(目)に分類する制を襲用し來れり。然るに國勢調査及一般統計に適用すべき職業分類法として大正九年十二月內閣訓令第一號を發布せられ、且特別の必要あるときは同分類法に依る分類と比較對照し得べき範圍に於て細別又は輯約を爲し得る旨を規定せられたるに依り、臺灣にては更に實情を參酌して原案に十四箇所の修正多くは細別を加へ大正十年四月八日附總國第六號總務長官通牒を以て全島各官衙に通牒せられたり。同分類法に依れは大分類(款)は十、中分類(項)は四十一、小分類(目)は二百六十にして舊分類法に比して頗細密と爲れり。今茲に同分類法の細目を掲ぐる能はざるも臨時國勢調査部に一覽表の殘部ある筈に付必要の向は配付を受くるを得べしと信ず。

尙職業名稱の詳細は「職業名字彙」に就て知らるべし。

(五)表章の程度　以上の如く職業調査には有業者あり從屬者あり、又絶對的無職業者あり、有業者には本業者あり副業者ありて各其の地位を異にし、又從屬者にも無業家族あり家事使用人あり、無業家族には內職を有する者あり之を有せざる者あり、內職者の地位も亦互に相異なるが如く關係事項の區分複雜に亙り、加ふるに業名及地位の單位觀察及編成に關する困難は、本島の如く母國と民族的及經濟的事情を異にする土地

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に於て特に多大なるものあり。要するに職業關係事項は臨時戸口調査及國勢調査事務中の重要且多大の部分を占むるが故に、後に刊行せらるべき「集計原表」に於ては職業の表章は極めて精密に亘るべき筈なり、然れども「要覽表」は抽象的觀察に資する本旨に依り職業の表章を左の如く制限せり。

(イ)職業の分類は大分類(款)別に止む。

(ロ)有業者の種類は本業者のみに止め副業及内職を表章せず。

(ハ)本業從屬者は無業家族と家事使用人とを分たず。

(ニ)地位の區分を爲さず。

但し内地人、朝鮮人、本島人及外國人の別、男女の別、及地域上に於ては州廳別、市郡支廳別、街庄區大字別（蕃地も地名別）に區分しあるは敢て異なる所なし。

尙新分類法は舊分類法と分類の根本的觀念を異にするものあるが爲國勢調査の結果に對しては前二回の臨時戸口調査との比較を爲すことを得ず。

第二款　全人口の職業

(一)各業別人口　全人口三百六十五萬五千三百八人の職業を新職業分類法に依る十大分類即ち農業、水產業、鑛業、工業、商業、交通業、公務自由業、「其他の有業者」、家事使用人、無職業に分類すれば、農業は二百三十八萬餘人にして全人口の六割五分に當る、而して農業に次ぐは工業なれども其の數は三十一萬餘人即ち八分五厘にして農業との間に鴻溝を劃し反面に第三位なる商業の八分四厘と相近邇せり。商業以下は「其他の有業者」の五分五厘、公務自由業の三分四厘、交通業の三分三厘、水產業の二分五厘、無職業の二分一厘、鑛業の一分二厘相次ぎ、家事使用人三千五百七十八人の一厘を以て最少とす。

(二)本業者對從屬者　以上の各業人口には自ら職業に從事する者即ち本業者と本業者に扶養せらるゝ從屬者（無業家族及家事使用人）とを包含するが故に、今此の兩者を區分するときは職業總數に於て本業者は百六十三萬六千餘人、從屬者は百九十三萬七千餘人にして本業者百に付從屬者一一八・四人に當る即ち本業者一人の扶養力は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一・二人なり。　但し上記十大分類中第九家事使用人及第十無職業の二類は絶對的無職業者なること前記の如くなるを以て右本業者と從屬者との相對割合は勿論爾他の八類に於ける事實なりとす。

右の如く本業者の扶養力卽ち負擔は百に對する一一八・四人なるを各業の平均とするも、八類の各箇に就て其の割合を算出すれば本業者の負擔最重きは水產業にして同一九五・二人を示し、以下商業の一六二・八人より交通業、鑛業、公務自由業、「其他の有業者」等漸次輕減せるも此等は平均一一八・四人の上に在り。然るに工業の一一二・六人及農業の一〇九・三人は平均以下にして卽ち農業の如きは本業者一人の負擔すべき被扶養者は一人未滿なり、蓋し農業は其の業體上婦人及小兒と雖從業容易なるあり又工業は本島には戶內に於ける小規模のもの多きが爲此の二業の本業者は比較的多きに上れるものとす。

右本業者中には業主役員及勞務者を包含し又副業を有すると否とを問はざるも、內職者は本業者中に包含せられず、此の場合には從屬者中の無業家族として處理せらる。

第三款　種族別

(一)各種族の職業　各種族中朝鮮人は之を略し、(イ)先づ內地人と本島人との職業を比較すれば其の間著しき差異あり、卽ち內地人に在りては總數十六萬四千餘人中最多きは公務自由業にして五萬七千餘人卽ち三割五分を占む、而して之に次ぐは工業の二割五分四厘、商業の一割八分一厘及交通業の一割一分一厘等にして農業の如きは僅に四分五厘に過ぎざるに、本島人に在りては總數三百四十六萬六千餘人中の二百三十七萬千餘人卽ち六割九分は農業なり、加之第二位の職業も內地人は工業の二割五分四厘なるに本島人は商業の七分八厘なるを差異とし、又內地人の第一位なる公務自由業は本島人にては僅に一分八厘にして鑛業と家事使用人とを除きたる以外の最少なるが如きも亦差異の著しきものなり。要するに公務自由業最多く農業甚少きは內地人の職業上に於ける顯著なる點なり。(ロ)外國人に至りては更に特色を呈し總數二萬四千四百餘人中の一萬二千百餘人卽ち四割一分九厘は工業、七千四百餘人卽ち三割三厘は商業、三千百餘人卽ち一割二分九厘は交通業にして順次に第三位迄を占む、而して內地人の第一位なる公務自由業は三分、本島人の第一位なる

農業は二分六厘にして共に遙に下位に在り。

以上各業中には本業者と從屬者とを包含す。

（二）各種族の本業者と從屬者　本業者の負擔は百に付從屬者（無業家族及家事使用人）一一八・四人なるを各種族の平均とす。然るに種族別に之を算出すれば本業者の負擔最重きは本島人にして一一九・四人を示し內地人の一一五・六人は稍ゝ輕く、外國人の三八・四人に至りては殆ど同日の論に非ざるなり。然れども內地人及外國人の以上の割合は本島現在の本業者と從屬者との關係にして、殊に外國人は支那人勞働者多數なるが爲以上の輕負擔を示せるものなれば內地又は支那在住の從屬者に對する負擔は勿論此の以外なりとす。

尙內地人本業者の負擔を各業に付て比較すれば其の最高は鑛業に於て百に對する一五七・二人を示し交通業の一三〇・七人之に次ぐ。而して內地人の最多職業たる公務自由業は一二五・五人にして第三位に居り工業の一二三・九人更に之に次ぐ。然るに爾他の四業は右四業と趣を異にし從屬者は反て本業者よりも少數にして商業の九〇・二人と水產業の七八・三人との間に在り。

左に各種族の職業別を表示す。

各種族の職業別人口（大正九年十月一日）

種族	總數	農業	水產業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	其他の有業者	家事使用人	無職業者
總數	三、六五五、三〇八	二、三八〇、〇六八	八九、七七四	四四、三七七	三一〇、二七〇	三〇六、三二三	一一八、九三三	一三二、九三三	二〇二、四一一	三、三九八	七七、〇六四
內地人	一六四、二六六	七、四六一	二、六五〇	三、一五三	四一、六七〇	二九、六八九	一八、一七五	五七、八七七	五七五	九七	三、一三九
本島人	三、四六六、五〇七	二、三七一、九六五	八六、七五二	四〇、六八七	二五八、三六五	二六九、一九八	九七、九七一	六四、二一四	二〇〇、八九五	三、二九八	七三、五七一
外國人	二四、四六六	六四〇	三八五	五三七	一〇、二三五	七、四二一	三、一五三	七三一	九四一	八三	三五一
百分比例 總數	一〇〇・〇	六五・〇	二・五	一・二	八・五	八・四	三・五	三・四	五・五	〇・一	二・一
百分比例 內地人	一〇〇・〇	四・五	一・六	一・九	二五・四	一八・一	一一・一	三五・〇	〇・四	〇・一	一・九
百分比例 本島人	一〇〇・〇	六八・五	二・五	一・二	七・五	七・八	二・八	一・八	五・七	〇・一	二・一
百分比例 外國人	一〇〇・〇	二・六	一・六	二・二	四一・九	三〇・三	一二・九	三・〇	三・八	〇・三	一・四

本業者百に付從屬者	總數	一一八・四	一〇九・三	一九九・二	一四三・〇	一一三・六	一六三・八	一六〇・七	一六七・一	一二四・九	—	—
	内地人	一二九・六	八九・四	七八・七	一一七・二	一三五・九	九〇・三	一三〇・七	一二九・五	八九・五	—	—
	本島人	一二六・四	一〇九・四	二〇三・八	一四九・〇	一一六・七	一八〇・九	一六五・一	一七〇・八	一三九・八	—	—
	外國人	三八・四	四七・八	三六・〇	二四・六	三九・六	九八・四	一五・五	三八・九	二八・六	—	—

總數には朝鮮人六十九人を含む

第四款　體性別

（一）男女の職業　各業の多寡は男女其の傾向を一にせり。即ち男總數百八十九萬三千五百四十一人、女總數百七十六萬千七百六十七人中の大部分を占むるは農業にして、男は百二十一萬二千餘人即ち六割四分、女は百十六萬七千餘人即ち六割六分二厘を示せり。農業に次ぐは工業なるも男は十六萬二千餘人即ち八分六厘女は十四萬七千餘人即ち八分四厘にして農業との間に大なる逕庭を存す。次で商業は第三位なるも男は八分四厘、女は八分三厘にして工業との間相近邇せり。商業に次ぐは男女共に「其他の有業者」、公務自由業、交通業、水產業及鑛業の順位にして男は五分八厘と一分三厘との間、女は五分三厘と二分五厘との間に在り。而して各業に付て男女の數を對照すれば農業は男六割四分にして女よりも二分二厘少しと雖餘の七業は孰も男を多數とす。但し右の外無職業及家事使用人に男女少許あり。

右各業の人口には本業者と從屬者とを併せ含むこと既に述べたる所に同じ。

（二）男女本業者の扶養力　次に男女各別に本業者對從屬者關係、詳言すれば男本業者に對する男從屬者の割合及女本業者に對する女從屬者の割合を算出し以て男女本業者の負擔を比較すれば、男は百十八萬餘人の本業者に對する六十七萬六千餘人の從屬者即ち百に對する五七・三人に過ぎざるに、女は四十五萬六千餘人の本業者に對する百二十六萬千餘人の從屬者即ち同二七六・七人の多數に上れり。而して農業等の八類に付て各別に右の割合を算出すれば男は水產業の七三・一人を最多とするに過ぎざるに、女は農業の二一〇・六人を最少とするが如き多數にして就中交通業は二、七六一・五人、水產業は二、三〇三・二人に上り鑛業及公務自由業も亦一、〇〇〇・〇人以上なり、蓋し女の從業特に困難なる結果なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（三）内地人男女の扶養力　右の如く男の扶養力は百に對する五七・三人、女の扶養力は同二七六・七人なるを各種族の平均とす。然るに内地人のみに付て男女の扶養力を算出すれば、男は六萬三千八百五十三人の本業者に對する二萬六千七百一人の從屬者卽ち百に對する四一・八人にして平均よりも扶養力少しと雖、女は一萬八百五十一人の本業者に對する五萬九千六百二十五人の從屬者卽ち百に對する五四九・五人の高步にして著しく平均よりも扶養力多し、是れ卽ち在臺內地人の男には本業者比較的に多く、女には本業者比較的に少き結果にして各業每に其の割合を算出するも百に對する一、〇〇〇人以下なるは「其他の有業者」、農業及商業の三あるのみ。

第五款　州廳別

（一）各州廳の職業別人口　各州廳に於ける職業異同の概要左の如し、但し家事使用人及無職業者に關する說明を省く。

（イ）本島に於ける職業は農業著しく多數なること州廳別に於ても固より同一なり。而して總人口中の割合は臺東廳に於て最高八割四分五厘を示し又臺中、臺南、高雄、新竹及花蓮港の四州一廳にては約七割なるが故に孰も全島平均六割五分以上に居り、平均以下なるは獨り臺北州の四割四分三厘あるのみ。

（ロ）臺北州の農業前項の如く比較的少數なるは同州にては爾他の各業比較的多數なるが爲にして、卽ち商業の一割二分六厘及工業の一割二分五厘、「其他の有業者」の八分一厘、交通業の六分五厘及鑛業の五分六厘は孰も各州廳中の最多なり。然れども公務自由業は花蓮港廳に於ける六分八厘、水產業は高雄州に於ける六分五厘を以て各州廳中の最多とす。

（ハ）全島平均にては農業に次で第二位及第三位に在るは工業及商業なるに、州廳別にて之と趣を一にするは僅に臺中州あるのみにして、臺北及臺南の二州は商業及工業、新竹州は「其他の有業者」及工業、高雄州は商業及水產業、臺東及花蓮港の二廳は工業及公務自由業なり。

州廳別職業の詳細を左に表示す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□各州廳の職業別人口（大正九年十月一日）

州、廳	總數	農業	水產業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	其他の有業者	家事使用人	無職業者
全島	三、六五五、三〇八	二、三八〇、〇六六	八九、七七四	四四、三七七	三一〇、二三〇	三〇六、三三二	一一八、九二二	一二三、五三四	二〇一、四一一	三、九七八	七七、〇六四
臺北州	七四五、〇七七	三三八、六五九	一八、八四九	四一、二六四	九二、九八〇	九七、八五九	四八、〇一六	六八、八九六	六〇、三八三	一、〇〇三	一九、一四七
新竹州	六六〇、二九五	四五八、〇六五	三、七〇四	二、四三三	四八、四五八	四一、五一五	一八、九九六	一九、〇七五	五二、〇七〇	六五七	一五、四九四
臺中州	七七六、八五〇	五四九、四七八	六、二八九	四〇	六四、三四八	五八、九八五	一九、六四八	二〇、二四〇	三六、九〇七	一、二七九	二一、〇一六
臺南州	九六四、一八〇	六七九、四〇四	二七、一四八	一四八	六九、九七三	七七、五三三	一八、九五一	二五、四四五	四四、六四〇	九二九	一七、八二四
高雄州	五三三、七〇四	三七五、〇二一	三四、六〇三	四九七	三三、六八二	三六、一〇三	一四、六四二	一六、八七三	一六、〇九〇	二〇六	五、一六八
臺東廳	三八、七[illegible]	三二、八〇〇	八七	—	一、七四二	一、五〇三	三二一	一、六一五	五〇九	二	二三三
花蓮港廳	四八、四八五	三三、〇四一	一九七	二七	六、五〇七	二、八三八	一、七六八	三、三二七	一、二三一		一九三
百分比例											
全島	一〇〇・〇	六五・〇	二・五	一・二	八・五	八・四	三・三	三・四	五・五	〇・一	二・一
臺北州	一〇〇・〇	四四・三	二・五	五・六	一三・五	一三・六	六・五	九・二	八・一	〇・一	二・六
新竹州	一〇〇・〇	六九・三	〇・五	〇・四	七・四	六・三	二・八	二・九	七・九	〇・一	二・四
臺中州	一〇〇・〇	七〇・七	〇・八	〇・〇	八・三	七・六	二・五	二・六	四・七	〇・二	二・七
臺南州	一〇〇・〇	七〇・五	二・八	〇・〇	七・三	八・一	一・九	二・七	四・六	〇・一	一・九
高雄州	一〇〇・〇	七〇・四	六・五	〇・一	六・三	六・八	二・七	三・二	三・〇	〇・〇	一・〇
臺東廳	一〇〇・〇	八四・五	〇・二	—	四・五	三・九	〇・八	四・二	一・三	〇・〇	〇・六
花蓮港廳	一〇〇・〇	六八・一	〇・四	〇・一	一三・四	九・七	三・六	六・八	二・五	〇・〇	〇・四

（二）**各州廳本業者の扶養力**　各州廳に於ける本業者の扶養力を比較するに、本業者百に對する從屬者の割合左表の如く區々にして、臺北及臺中の二州は臺東及花蓮港の二廳に比し三倍に近からんとするが如き差異あり、然れども此の現象は大體上の地方的傾向として第一次臨時戶口調査以來同一なりとす。

□各州廳の本業者及從屬者（大正九年十月一日）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

種別	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
本業者	一、六三六、八六七	二八七、一三一	二四一、三三八	三〇四、九九三	四七七、三八九	二六九、九二八	二四、五九六	三一、五〇〇
從屬者	一、九三七、七九九	四三五、八〇五	三〇四、九〇四	四四九、五四二	四五八、四三八	二五七、四〇二	一三、九七一	一七、七四七
本業者百に付從屬者	一一八・四	一五一・八	一二六・三	一四七・四	九六・〇	九五・四	五六・八	五六・三

第七節　不具者

第一款　總數

（一）不具の調査　人口調査の調査事項としての不具は極めて重要の意義を有するが故に萬國統計公會及同協會に於ては不具の調査を國勢調査の屬行事項として調査すべき數回の決議を爲し、現に各國殆ど之を調査し、臺灣に於ける前後三回のセンサスにても亦之を調査せり。然るに第一回國勢調査の一般的規定として不具を調査せざりしは特別の理由に出でたるものにして、多分大正十九年の第二回大調査には不具を調査することゝ爲るべく尙他にも宗敎及敎育等の調査を追加せらるべしと信す。

臨時臺灣戶口調査及臺灣國勢調査に於ける不具の種類は肉體的には聾啞及盲の二種、精神的には白痴及瘋癲の二種にして、尙原因として生來、疾病、負傷、老衰に（聾啞及盲に限る）を調査せり。然れども「要覽表」には聾啞及盲のみを揭ぐるに止め、且原因をも表章せざるが故に此等は「集計原表」の成るを俟て知らざるべからず。

（二）聾啞及盲の總數　大正九年十月一日現在の聾啞は六千四十一人にして人口萬中の一六・五人卽ち一厘七毛に當り、又盲は二萬二千二百九人にして同六〇・八人卽ち六厘一毛に當る。但し聾啞と盲とを兼ぬる者は之を雙方に計上したり。尙聾啞には聾のみの者及啞のみの者を含むも盲は兩眼を盲したる者に限る。

（三）不具者の遞增　聾啞及盲は明治三十八年の第一次臨時臺灣戶口調査以來遞增を告げ、人口萬中聾啞は一三・四人より一六・五人に上り盲は五一・六人より六〇・八人に上れり左表の如し。

口不具者の遞增

種類	明治三十八年十月一日	大正四年十月一日	大正九年十月一日	大正九年を明治三十八年に比し增	大正九年を大正四年に比し增	人口萬中 明治三十八年十月一日	人口萬中 大正四年十月一日	人口萬中 大正九年十月一日	人口萬中 大正九年を明治三十八年に比し增	人口萬中 大正九年を大正四年に比し增
聾啞	四、〇七七	五、〇〇六	六、〇四一	一、九六四	一、〇三五	一五・四	一四・四	一六・九	三・一	二・一
盲	一五、六七五	一九、二一〇	二二、二〇九	六、五三四	三、〇九九	五一・六	五四・九	六〇・八	九・二	五・九

聾啞と盲とを兼ぬる者は之れ雙方に計上す

第二款　種族別

不具者の種族を分つときは聾啞總數六千四十一人中、內地人は五十人、外國人は十人にして殘餘の五千九百八十一人は本島人に屬し、又盲總數二萬二千二百九人中、內地人は五十七人、外國人は二十二人にして殘餘の二萬二千百三十人は本島人に屬す、故に人口萬中の割合は內地人は聾啞三・〇人盲三・五人、外國人は聾啞四・一人、盲九・〇人に過ぎざるに、獨り本島人は聾啞一七・三人盲六三・八人の多きを示す。

第三款　體性別

（一）男女の不具者　聾啞總數六千四十一人を男女に分てば男三千四百九十一人、女二千五百五十人なるが故に人口萬中男は一八・四人、女は一四・五人にして男を多數とす。然るに盲は之に反し女を以て著しく多數とす、卽ち男の九千六百七十三人に對して女は一萬二千五百三十六人を算するが故に實數に於て旣に女を多數とし、人口萬中の割合に至りては男の五一・一人に對して女は七一・二人の高率なり。

以上聾啞の男に多き事實は內地人本島人及外國人皆同一なり、然るに盲の女に多き事實に對しては下の異例あり卽ち內地人に在りては實數及比率共に男を多數とし又外國人に在りては實數は男を多數とし僅に比率に於て女を多數とするに過ぎず。卽ち左表の如し。

口各種族男女の不具者（大正九年十月一日）

不具の種類及體性	總數	內地人	本島人	外國人	人口萬中 總數	人口萬中 內地人	人口萬中 本島人	人口萬中 外國人

聾啞	總數	六、〇四一	五〇	五、九八一	一〇	一六・五	三・〇	一七・三	四・一
	男	三、四九一	二九	三、四五三	九	一八・四	三・一	一九・四	四・七
	女	二、五五〇	二一	二、五二八	一	一四・五	二・九	一五・〇	一・九
盲	總數	二二、二〇九	五七	二二、一三〇	二二	六〇・八	三・五	六三・八	九・〇
	男	九、六七三	三七	九、六一九	一七	五一・一	四・〇	五四・〇	八・八
	女	一二、五三六	二〇	一二、五一一	五	七一・三	二・八	七四・五	九・六

（二）前調査との比較　右聾啞及盲の男女別を前二回の調査に比較すれば、聾啞の男を多數とするは前後一貫せる事實なるも、盲の女を多數とする點は大正四年は同一なりと雖、明治三十八年は之に反して實數及比率共に男を聊多數とする差異あり、而して是れ果して如何なる理由に依るや不明なり、左表に就て其の事實を知るべし。

□各調査の體性別不具者比較

調査の時	聾啞 男	聾啞 女	盲 男	盲 女	人口萬中 聾啞 男	人口萬中 聾啞 女	人口萬中 盲 男	人口萬中 盲 女
明治三十八年十月一日	二、四七〇	一、六〇七	八、三一四	七、三六一	一五・三	一一・三	五一・六	五一・五
大正四年十月一日	二、九二二	二、〇八五	八、九六五	一〇、一五九	一六・一	一三・五	四九・四	六〇・九
大正九年十月一日	三、四九一	二、五五〇	九、六七三	一二、五三六	一八・四	一四・五	五一・一	七一・三

第四款　州廳別

聾啞の全島平均は人口萬中の一六・五人、盲の全島平均は同六〇・八人なり。而して之を州廳別に觀察するときは聾啞は臺東廳の二〇・一人を最高とするも更に男女を區分すれば高雄州男の二一・〇人を最高とするに至り、又盲は男女總數に於て臺南州の九四・八人を最高とし之を男女に分つも亦同州女の一二一・二人を最高とす。之を要するに聾啞及盲の二種を通し男女共に全島平均以上の高率を示すは臺南及高雄の二州にして特

に此の二州の盲は著しく他の州廳を凌駕し、又臺中州及臺東廳の聾啞は男女共に全島平均以上を示す。詳細は之が説明を略し左に之を表示せん。

各州廳に於ける男女の不具者（大正九年十月一日）

不具の種類及體性			全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
聾啞		總數	六、〇四一	八六五	九二〇	一、三八九	一、七四五	九九九	七八	四五
		男	三、四九一	五〇五	五四九	七八二	一、〇二四	五七四	三九	二八
		女	二、五五〇	三六〇	三七一	六〇七	七二一	四二五	三九	一七
盲		總數	三三、二〇九	二、三三七	二、三五七	三、四五六	九、〇四九	四、六一二	一九二	二〇六
		男	九、六七三	一、一二五	一、〇九〇	一、五一〇	三、九二〇	一、八七九	六七	八二
		女	二三、五三六	一、二一二	一、二六七	一、九四六	五、一二九	二、七三三	一二五	一二四
人口萬中	聾啞	總數	一六・五	一一・六	一六・四	一七・九	一八・三	一八・八	二〇・一	九・一
		男	一八・四	一三・八	一九・三	一九・四	二〇・六	二一・〇	一九・五	一〇・三
		女	一四・五	一〇・三	一三・四	一六・二	一五・九	一六・三	二〇・八	七・六
	盲	總數	六〇・八	三一・五	四二・一	四四・五	九四・八	八六・六	四九・五	四一・七
		男	五一・一	二八・六	三八・四	三七・五	七八・五	六八・九	三三・五	三〇・三
		女	七一・二	三四・七	四五・九	五二・一	一一一・二	一〇五・一	六六・六	五九・七

第八節　內地人の出生地

第一款　總數

本節以下第十三節に至る迄は內地人及本島人に各特別なる事項にして卽ち內地人に在りては出生地及土語の能否の二項、本島人に在りては國語の能否、教育の程度、阿片烟膏吸食及纏足の四項なり。但し以上の外尙種族的事項として內地人に付ては本籍及渡臺年次の二項、本島人に付ては出生地、外國人に付ては國籍及出生地の二項、外國人中の支那人に付ては國語の能否、教育の程度、阿片煙膏吸食及纏足の四項を調査しあ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るも、此等は「集計原表」の編成を了らざれば之を知ることを得ず。

（一）出生地別內地人　大正九年十月一日現在の內地人總數十六萬四千二百六十六人の出生地を內地、本島及「其他」に三分すれば內地出生の者最多きは改隷後尙二十五年を經過したるに過ぎざる本島の事實として當然なるべく、其の數十二萬五千餘人卽ち總數の七割六分二厘に及べり。而して本島出生者は三萬八千餘人卽ち二割三分五厘、「其他」は四百餘人卽ち三厘なり。「其他」とは朝鮮、樺太、外國及航海中等の出生の總數なり。

右の本島出生者は本島にに於て出生したる者の總數にして必しも出生後引續き國勢調査施行の際まで本島內に在住したる者のみに限らず、一旦本島を退去して內地又は外國等に引上げたる者と雖國勢調査の際本島に現在したる者は總て之を包含す。然れども其の中に於ては出生後引續き本島に在住したる者を多數とするは勿論なり。

（二）本島出生者の增加　內地人の本島出生者は明治三十八年の第一次戶口調査以來遞增を告ぐ、卽ち同調査にては五千七百餘人卽ち內地人總數の一割に過ぎざりしに、大正四年の第二次調査には二萬五千三百餘人卽ち一割八分七厘と爲り、大正九年の國勢調査には三萬八千五百餘人卽ち二割三分五厘と爲れり。隨て內地出生者は實數に於ては明治三十八年以來大なる增加を告ぐるに拘らず、內地人總數中に於ける其の割合は反て八割九分九厘より七割六分二厘に減退せり。左表に就て詳細を知るべきなり。

㊀內地人出生地の變遷　（(−)は減）

出生地	明治三十八年十月一日	大正四年十月一日	大正九年十月一日	大正九年を明治三十八年に比し增	大正九年を大正四年に比し增	百分比例 明治三十八年十月一日	百分比例 大正四年十月一日	百分比例 大正九年十月一日	百分比例 大正九年を明治三十八年に比し增	百分比例 大正九年を大正四年に比し增
總數	五七、三〇九	一三五、四〇一	一六四、二六六	一〇六、九五七	二八、八六五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	〇・〇	〇・〇
內地	五一、五一三	一〇九、九〇一	一二五、二六四	七三、七五一	一五、三六三	八九・九	八一・二	七六・二	(−)一三・七	(−)五・〇
本島	五、七五〇	二五、三一四	三八、五九一	三二、八四一	一三、二七七	一〇・一	一八・七	二三・五	一三・四	四・八
其他	四六	一八六	四一一	三六五	二二五	〇・一	〇・一	〇・三	〇・二	〇・二

第二款　體性別

内地人には内地出生者最多く本島出生者は之に比して甚少きこと男女に依り異なる所なし。然れども男は女に比して内地出生者の割合多く本島出生者の割合少きは、一は男は内地よりの渡來者比較的に多きと、一は男は本島出生者と雖内地に遊學其他の爲本島に現在せる者少きに至れるが爲なり。即ち内地人男總數九萬二千五百七十六人中内地出生者は七萬二千餘即ち七割九分、本島出生者は一萬九千餘人即ち二割九厘なるに、女は總數七萬千六百九十人中内地出生者は五萬二千餘人即ち七割二分九厘、本島出生者は一萬九千餘人即ち二割六分八厘を算す。尙「其他」の出生者男女若干あり。

第三款　州廳別

内地人の出生地を州廳別に觀察するも、内地出生者最多く本島出生者は約其の三分の一なること各州廳大體同一なるが故に、詳細の說明は之を略し左に其の事實を表示すべきも、本島出生者の割合特に臺東及花蓮港の二廳に少きは、或は此の二廳には内地人の永住者少き爲には非ざるか蓋し疑問たらずとせず。尙各州廳の内地人を更に男女に分ちて比較するときは前款に述べたる、男には内地出生者の割合多く本島出生者の割合少き事實は各州廳一として異例なし。

□各州廳に於ける内地人の出生地（大正九年十月一日）

體性及出生地		全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
總數	總數	一六四、二六六	七〇、五七二	九、五八三	二〇、四一九	二八、一一〇	二一、二四五	三、二六三	一一、〇七四
	內地	一二五、二六四	五三、九四六	七、〇六三	一五、四四四	二一、〇六四	一六、三二九	二、六三三	八、七八五
	本島	三八、五九一	一六、四四〇	二、五〇四	四、九三五	六、九七五	四、八七一	六二六	二、二四〇
	其他	四一一	一八六	一六	四〇	七一	四五	四	四九
男	總數	九二、五七六	三九、〇九四	五、三六三	一一、六一八	一五、九〇九	一二、二七九	一、九〇八	六、四〇五
	內地	七二、九八七	三〇、六九八	四、一三八	九、一五一	一二、三六五	九、七八六	一、六〇五	五、二四四
	本島	一九、三九三	八、三一三	一、二一九	二、四四九	三、五〇八	二、四六六	三〇二	一、一三六
	其他	一九六	八三	六	一八	三六	二七	一	二五

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

女	總數	七一、六八〇	三一、四七八	四、三二〇	八、八〇一	一二、二〇一	八、九六六	一、三九五	四、六六九
	內地	五二、二七七	二三、二四八	二、九二五	六、二九三	八、六九九	六、五四三	一、〇二八	三、五四一
	本島	一九、一九八	八、一二七	一、三八五	二、四八六	三、四六七	二、四〇五	三二四	一、一〇四
	其他	二一五	一〇三	一〇	二二	三五	一八	三	二四
百分比例 總數	總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	內地	七六・二	七六・四	七三・七	七五・六	七四・九	七六・九	八〇・七	七九・四
	本島	二三・五	二三・三	二六・一	二四・二	二四・八	二三・九	一九・二	二〇・二
	其他	〇・三	〇・三	〇・二	〇・二	〇・三	〇・二	〇・一	〇・四
百分比例 男	總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	內地	七八・九	七八・五	七七・二	七八・七	七七・七	七九・七	八四・一	八一・九
	本島	二〇・九	二一・三	二二・七	二一・一	二二・一	二〇・一	一五・八	一七・七
	其他	〇・二	〇・二	〇・一	〇・二	〇・二	〇・二	〇・一	〇・四
百分比例 女	總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	內地	七二・九	七三・九	六九・三	七一・六	七一・三	七三・〇	七五・九	七五・九
	本島	二六・八	二五・八	三〇・五	二八・二	二八・四	二六・八	二三・九	二三・六
	其他	〇・三	〇・三	〇・二	〇・二	〇・三	〇・二	〇・二	〇・五

「其他」は朝鮮、樺太、外國及航海中等の出生の總數なり

（第八節完、以下續出）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

民法商法其他施行に關する法令

■勅令第四百六號

（大正十一年九月十八日公布）

—電報ニヨリ府報ニ掲載—

左ニ掲クル法律ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

民法
商法
民事訴訟法
明治二十三年法律第三十二號商法第三編
商法施行條例
家資分散法
明治二十三年法律第百一號
民法施行法
人事訴訟手續法
非訟事件手續法
競賣法
不動産登記法
商法施行法
明治三十二年法律第六十七號
明治三十三年法律第十三號
明治三十三年法律第十七號
明治四十二年法律第四十號

附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

■勅令第四百七號

（大正十一年九月十八日公布）

—電報ニヨリ府報ニ掲載—

第一章　通　則

第一條　臺灣ニ施行スル民事ニ關スル法律中裁判所構成法トアルハ臺灣總督府法院條例トス

前項ノ法律中裁判所構成法ノ規定ヲ掲ケ又ハ其ノ規定ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ付法院條例中其ノ規定ニ相當スル規定アルモノハ其ノ規定ニ依ル

第二條　前條第一項ノ法律中大審院トアルハ高等法院上告部、控訴院トアルハ高等法院覆審部、地方裁判所トアルハ地方法院合議部又ハ地方法院支部合議部、區裁判所又ハ區裁判所判事トアルハ地方法院單獨判官又ハ地方法院支部單獨判官、區裁判所出張所トアルハ地方法院出張所、地方裁判所長トアルハ地方法院長トス但シ不動産登記法第百五十條中地方裁判所トアルハ高等法院覆審部トス

第三條　第一條第一項ノ法律ニ規定スル各省大臣ノ職務ハ民事訴訟法第百五十二條ノ場合ヲ除クノ外臺灣總督之ヲ行フ

第四條　第一條第一項ノ法律中府縣トアルハ州又ハ廳、市町村トアルハ市街庄又ハ區、市町村長トアルハ市尹街庄長又ハ區長トス

第二章　民法ニ關スル規定

第五條　本島人ノミノ親族及相續ニ關スル事項ニ付テハ民法第四編第五編ノ規定ヲ適用セス別ニ定ムルモノヲ除クノ外慣習ニ依ル

第六條　本令施行前ニ發生シタル左ニ掲クル權利ニハ本令施行ノ日ヨリ左ノ例ニ依リ各民法ノ規定ヲ適用ス

一　業主權　　所有權

二　地基權及工作物又ハ竹木所有ノ爲ニスル存續期間二十年以上ノ贌耕權其ノ他ノ永佃權　　地上權

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、耕作又ハ牧畜ノ爲ニスル存續期間二十年以上ノ贌耕權其ノ他ノ永佃權　　永小作權

四　典權及起耕胎權　　質　權

五　胎權（起耕胎權ヲ除ク）　　抵當權

六　第二號及第三號ニ該當セサル贌耕權其ノ他ノ永佃權及佃權　　賃借權

第七條　臺灣不動產登記規則又ハ臺灣土地登記規則ニ依リテ爲シタル登記ハ民法第百七十七條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ不動產登記法ニ依ル登記ト看做ス

第八條　本令施行ノ際臺灣土地登記規則ニ依リテ業主權、典權、胎權又ハ第六條第二號若ハ第三號ニ該當スル贌耕權ニ關スル登記ヲ爲スコトヲ得ル者本令施行ノ日ヨリ一年內ニ第六條ノ例ニ依リ民法ノ權利ニ關スル登記ヲ爲シタルトキハ各其ノ效力ヲ生ス

第九條　本令施行ノ際臺灣土地登記規則ニ依リテ贌耕權ニ關スル登記ヲ爲スコトヲ得ル者ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ賃貸借ニ關スル規定ヲ適用ス但シ前條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第十條　本令施行前ニ土地ノ引渡ヲ受ケ登記ヲ爲サス本令施行ノ際現ニ之ヲ贌耕スル者ニシテ前條ノ規定ニ該當セサルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ賃貸借ニ關スル規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テハ存續期間ノ定アルトキト雖各當事者ハ其ノ期間內ニ解約ヲ爲ス權利ヲ留保シタルモノト看做ス

第十一條　主務官廳カ本令施行後正當ノ理由ナクシテ法人ノ設立許可ヲ取消シ又ハ其ノ解散ヲ命シタルトキハ法人ハ訴願スルコトヲ得

第十二條　後四條ノ規定ハ本島人ノミニ關スル事項ニ之ヲ適用ス

第十三條　本令施行ノ際現ニ十六年以上ノ者ハ二十年ニ達セサルモノト雖仍成年者トス

第十四條　民法第七百二十五條乃至第七百三十一條ノ規定ハ第一條第一項ノ法律中親族ニ關スル規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第十五條　本令施行ノ際現ニ存スル祭祀公業ハ慣習ニ依リ仍存續ス但シ民法施行法第十九條ノ規定ニ準シ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第十六條　本令施行ノ際現ニ獨立ノ財產ヲ有スル團體ニシテ民法第三十四條ニ揭ケタル目的ヲ有セサルモノノ財產ハ團體員ノ共有トス

第十七條　民法ノ施行ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外民法施行法ヲ準用ス

第三章　商法ニ關スル規定

第十八條　家長、管事其ノ他ノ者ニシテ本令施行ノ際現ニ主人ニ代リテ其ノ營業ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者ニハ本令施行ノ日ヨリ支配人ニ關スル規定ヲ適用ス

第十九條　商法及明治二十三年法律第三十二號商法第三編ノ施行ニ關シテハ商法施行法及商法施行條例ヲ準用ス

第四章　民事訴訟法ニ關スル規定

第二十條　訴訟關係人カ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シタルトキハ呼出

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第二十一條　法院ハ臺灣ニ住所ヲ有セサル當事者又ハ臺灣ノ島嶼ニ住所ヲ有スル當事者ノ爲特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條　民事訴訟法第百八十八條第三項ニ規定スル一年内ハ之ヲ三月内トス

第二十三條　本令施行ノ際滿了セサル控訴期間ハ之ヲ一月ニ伸長ス

第二十四條　本令施行前ニ爲シタル訴訟手續ニシテ本令ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本令ニ依リテ爲シタルモノト看做ス

本令施行前ニ爲シタル訴訟手續ニシテ前項ノ規定ニ該當セサルモノト雖從前ノ例ニ依リ仍其ノ效力ヲ有ス

第五章　不動產登記法ニ關スル規定

第二十五條　不動產登記法ノ施行ニ關シテハ不動產登記法附則及大正二年法律第十八號附則ノ規定ヲ準用ス

第二十六條　不動產登記法ノ施行ニ付臺灣特殊ノ事項ノ登記手續ニ關シテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依ル

第六章　雜則

第二十七條　法人ニ關スル登記事項ニシテ内地ニ於テ生シタルモノニ付テハ其ノ登記期間ヲ二週間伸長ス

第二十八條　別ニ定ムルモノヲ除クノ外從前ノ律令中臺灣特殊ノ事情ニ因リ規定セラレタル事項ニ關シテハ第一條第一項ノ法律トノ關係ニ於テハ當分ノ内當該律令ノ規定ニ依ル

附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

民事ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルニ付改廢ヲ要スル律令ニ關スル件大正十年法律第三號附則第二項ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

大正十一年九月十八日

臺灣總督　男爵　田健治郎

■律令第六號

第一條　大正十一年勅令第四百六號施行前ニ公布シタル律令中業主權ニ關スル規定ハ所有權ニ關スル規定、共業ニ關スル規定ハ共有ニ關スル規定、典權ニ關スル規定ハ質權ニ關スル規定、胎權ニ關スル規定ハ抵當權ニ關スル規定、贌耕權ニ關スル規定ハ地上權ニ關スル規定、永小作權賃借權ニ關スル規定トス

第二條　臺灣ニ於ケル永代借地權ノ移轉ハ其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三條　左ニ掲クル律令ハ之ヲ廢止ス

臺灣不動產登記規則

明治三十三年律令第二號

臺灣土地登記規則

民事訴訟特別手續

臺灣永代借地整理規則

臺灣民事令

明治四十五年律令第三號

舊令ニ依ル永代借地整理簿ハ仍之ヲ保存ス

附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

臺灣の經濟概況

＝本年上半期に於ける＝

本年九月一日臺灣銀行第四十六回株主總會に於ける同行中川頭取の演說は本年上半期本島の經濟概況を知るに足るを以て左に其の要旨を揭げる

當半季に於ける本邦經濟界の狀勢は尙不況沈滯を極め物價は依然として高率を維持し海外よりの物資の流入甚しく遂に三億六千八百餘萬圓の巨額の入超を見たり卽ち當季に於ける本邦の對外貿易は朝鮮臺灣を除き輸出入總額十八億三千三百萬圓にして前年同季に比し四億六千七百萬圓の增加を示したるも是は主として內地物價の高率に誘せられ外國物資の流入甚しかりし爲めにして輸出に於ては生絲の前年同季に比し一億一千萬圓の增加を示せるのみなり

金融は年初靜穩順調なりしも偶々三月大阪財界破綻事件の發生に依り形勢一變し加之累月貿易入超に依り金融逼迫金利昂騰し以後市場は濃厚なる警戒裡に經過し季末金融は相當强調を示し以て下半季に入れり

臺灣に於ける當季中の貿易總額は一億七千百九十三萬五千餘圓內輸移出一億六百五十二萬二千餘圓輸移入六千五百四十一萬三千餘圓にして輸移出超過額四千百十萬九千餘圓を算せり而して之を前年同季に比するに輸移出に於ては百八十八萬三千餘圓の增額にして又輸移入に於ては六百七十三萬一千餘圓の減少を示せり之が主なる原因は製糖機械、木材、絹綿布、パラフインワツクス、鐵、セメント、藥品、建築材料、麥酒、肥料、阿片、淸酒、米其他の輸移入減に基くものにして結局貿易總額に於て四百八十四萬八千餘圓の減少を示せり更に本島重要物產に就て見るに左の如し

砂糖、大正十、十一年期の甘蔗作付甲數は十三萬六千五百餘甲產糖額は分蜜糖五百七十七萬餘擔赤糖十四萬六千餘擔合計五百九十一萬七千餘擔にして九、十年期に比し作付甲數に於て一萬二千七百餘甲產糖高に於て百七十萬八千餘擔の增加なり當期輸移出高を前年同季に比するに數量に於ては百四十七萬三千餘擔を增加し五百三十六萬七千餘擔に上れるも糖價低落の爲め價額は却て三百二十一萬三千餘圓を減少して七千六百二萬七千餘圓を算せり

米、本年一期米作付甲數は二十三萬二千二百餘甲にして前年同季に比し五千餘甲多く作柄良好にして二百六十二萬八千餘石の收穫豫想を示せるが之を昨年一期米實收高に比するに十一萬八千餘石之を最近五箇年平均一期米實收高に比するも亦十九萬六千餘石の增收なり當季移出高は數量二十萬九千餘石價額四百五十七萬五千餘圓にして前年同季に比し數量に於ては一萬一千餘石を減少せるも價額に於ては幾分騰貴を來せる爲め八十九萬九千餘圓を增加せり

茶、前年來輸出不況裡にありし茶は爾來品質改善の爲に需要地に於ける需要を喚起するに至り比較的活況を呈し當期輸出高は烏龍茶百七十一萬餘斤八十八萬一千餘圓包種茶二百四十八萬三千餘斤百九十五萬四千餘圓合計四百十九萬三千餘斤二百八十三萬六千餘圓にして前年同季に比し百七萬六千餘斤八十二萬三千餘圓を增加せり其增加は主として烏龍茶の輸出著しく增加せるに基因するものとす卽ち包種茶に在りては數量に於て二十六萬斤を減少し價額に於て僅に九萬八千餘圓を增加せる・・

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

過ぎざるに烏龍茶に在りては數量に於て百三十三萬七千餘斤價額に於て七十二萬四千餘圓を増加するに至れり

樟腦及樟腦油も亦久しく不況裡に在りたるも昨年に至り需要地たる米國に於ける滯貨漸く一掃せられたるのみならず昨年十月當局は内外共賣出値段の引下を行ひたるを以て海外諸國の需要を喚起し輸移出高樟腦數量百五十九萬三千餘斤價格二百八十七萬六千餘圓樟腦油數量百九十九萬餘斤價額九十二萬九千餘圓に達し前年同季に比して樟腦油に於ては數量九十九萬三千餘斤價額四十萬二千餘圓を減少せるも樟腦に於ては數量百七萬三千餘斤價額百八十萬三千餘圓の増加せるを以て樟腦油の減少を差引くも尙數量八萬斤價額百四十萬一千餘圓を増加するの盛況を呈せり

石炭、當季石炭の產額は約六十二萬噸にして前年同季に比し約十四萬噸を増加せり石炭は本年一月以來香港に於ける同盟罷業の影響を受け同方面への運輸困難となり炭況不振に陷りしも三月に至り右同盟罷業終熄したれば需要漸く増加するに至り加ふるに奉直開戰の結果開平炭の香港方面への輸出減少したると銀價昂騰の爲め爲替相場の順調を來したるとは相俟つて本島炭の對岸及び香港方面への輸出を誘致し炭況稍活氣を呈するに至れり當季輸移出高は數量三十三萬二千餘噸價額三百九十二萬八千餘圓にして前年同季に比し數量に於ては八萬九千餘噸價額に於て六萬九千餘圓を増加せり

酒精、製糖の副產物たる關係上砂糖の増產に伴ひ當季產額は前年同季に比し一萬三千七百餘石を増加して五萬一千八百餘石に上れり移出は前年同季に比し數量五千五百餘石を増加し三萬餘石此價額七十八萬一千餘圓に達せり又輸出は前年同季に比し數量一萬餘石價額十九萬四千餘圓何れも増加し數量一萬四千七百餘石價額七十萬六千餘圓に達せり

金、當季中に於ける金產額は數量百二十五貫八百餘匁價額六十二萬九千餘圓にして前年同季に比し數量に於て五貫三百餘匁價額に於て二萬六千餘圓を減少せり

企業界、財界不況の爲め企業界は依然として不振の域を脫するに至らず從て新規事業の企劃せられたるもの僅少なり然れども整理又は資金融通の目的を以て會社を設立するもの及税法改正に伴ふ個人事業の組織を變更するもの續出したる爲當期中に於ける新設會社は却て前年同季に比し社數に於て二十七資本金に於て八十九萬四千餘圓を増加して會社數五十八此資本金二千二十九萬七千餘圓（拂込八百二十八萬餘圓）を算するに至れり

本島經濟界は今尙沈衰狀態を持續しつゝあり即ち重要物產たる米糖は依然不況を極め地方農民一般購買力に乏しく事業會社亦經營困難を稱へ居れるも之を昨年に比すれば各方面とも整理の步武を進め幾分回復に赴きつゝあり

此間に處し當行は財界の推移に意を注ぎ當季中必要資金に對しては可及的融通の便を計り一方貸出金の回收を適度にし財界の安康を保持するに努めたり又銀行券發行高に就て見るに當季中最高發行高は前年同季に比し六十一萬四千餘圓を増加し四千八十六萬三千餘圓に達し當季中平均流通高亦三千三百一萬五千餘圓にして前年同季に比し十一萬七千餘圓の増加を示せり是れ前述の如く本島重要物產昨年に比し幾分活況を呈せるが爲めなり而して當季中の重要物產放資額は一億九千八百二十一萬八千餘圓にして前年同季に比し六千九百四十一萬三千餘圓を減少せるも之は一般信用の緊縮によるものなり

日本勸業銀行代理貸付は農家の經濟狀態未だ容易に回復せざる爲め前季以來引續き借入申込高多額に上れるに拘らず貸出資金の都合上意の如く需要に應じ得ざる狀況に在りしも尙開墾、埤圳開設、舊債償還、家屋建築其他に對する新規貸出二百二十六口二百三十萬八千四百五十圓に上り季末貸出殘高は五千六十三口一千九百五萬九千九百五十七圓にして前期末に比し百四口百三十三萬一千五百四十八圓

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

の增加を示せり

轉じて隣邦中華民國の狀勢を觀るに南北依然さして兩立對抗し共に極度の財政困難さ政爭の爲め寧日なく北方に於ては奉直戰爭あり南方に於ても孫陳遂に干戈を交ふるに至れり乍然華府會議に於ける青島問題其他の日支懸案の解決は支那人の對日感情の融和を助け上半季に於ける對支貿易は二億四千八百萬圓に上り前年同季に比し二千萬圓の增加を示し當行在支支店出張所共に支那人との取引も亦增加を示せり

更に南洋及印度方面を見るに對印度貿易は輸出四千百萬圓輸入一億四千七百萬圓にして之を前年同季に比すれば輸出に於て七百萬圓を減じ輸入に於て二千八百萬圓を增加せり、又對南洋貿易は輸入七千九百萬圓輸出四千七百萬圓を算し前年同季に比し輸入に於ては二千五百萬圓を增加せしも右は主さして爪哇糖の內地輸入增加の爲にして輸出に於ては却つて四百五十萬圓を減ぜり

戰時中南洋に於ては日本特種商品の外歐洲品の代用さして種々なる本邦品に對し需要ありたるも現在にては鐵器類、電氣器具、工業藥品醫療藥品竝に醫療器具、化學肥料、紙類上等品の綿布類、飲料等は全く歐洲品に壓倒せられ本邦品は其跡を絕ちセメント、燐寸、陶器ガラス器中等品以下の綿布類等のみ今日歐洲品と對抗し相當の實行を見つゝあるに過ぎず

次に國際爲替に就て述ぶれば前期より引續き昂騰步調にありたる英米爲替は一月五日の四弗十九仙を今季中の最低として以後益々昂騰し二月下旬四弗四十三仙七/八に達したるが三月に入り突然ロイドヂョージ內閣動搖說傳り次て米國がゼノア會議不參加を宣言するに及び歐洲政界不安の爲め四弗三十一仙に崩落したるが軈て英國政界安定景氣恢復南阿ストライキの終熄米國對歐貿易の不振米國炭坑夫ストライキ等の諸材料は彌が上にクロスの昂騰を誘致し六月に入り獨逸賠償金支拂延期承諾巴里會議歐洲の對米貿易の增加竝に英國の對米債務に對する利拂資金回送濟の報により遂に六月七日四弗五十仙デフ一九一九年七月以來の高値を示したり

日英爲替は常に英米爲替の變動に連れ上下し一月六日の二志三片三/八を最高とし六月七日の二志一片七/八を最低とす銀塊相場は近來全く支那及印度筋の需要如何により高低するを常とし今季を通し大體三十四片乃至六片臺を保ち特に甚しき變動を見ざりき從て對支爲替も亦銀塊相場の如何により一高一低を免れざりしも大體に於て激しき變動を見ざりき日米爲替は依然たる巨額入超により漸次氣配軟弱遂に二月中旬四十七弗一/四に崩落したるが其後生絲手形の出廻りと巨額の在外正貨の拂下げにより漸く緩和せられ季末に近づくに從つて四十八弗近くに恢復せり

日印爲替は一時百七十留比を唱へしも印度貿易二月以降引續き入超を示したる爲め月を重ぬるに從ひ漸次恢復百六十五留比に下落したり

爪哇爲替は糖價の昂騰砂糖爲替の出廻り竝に米國市場に於て數回に亙り爪哇公債を募集せし關係上漸次低落して一三三盾より一二五盾內外に恢復したり

要之當季は內外經濟界尙整理の域を脫せず各種事業は共に委靡沈滯し一般の商況は依然さして振はず特に本邦の對外貿易は輸出極めて不振にして却つて巨額の入超を誘致したり此間に處して當行は重要物產及金融市場の疏通を圖り又前季に引續き各種事業會社の整理に對し夫れ々々相當の援助を與へ支那南洋印度の各地に於て出來得る限り邦商を援助し、我が商權維持に努め又內地各店をして一方極力輸出手形の買取りに努めしむるさ共に他方信用狀發行に際し手加減を加へ無用の奢侈品等の內地輸入を防止する事に力め又英米に於ては從々彼地の金利の低率なるを利用し彼地一流銀行さ相結び一層低利の外國資金を吸收利用するに努めたり斯くの如くにして半季報告に示す如き結果を得たり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治法令研究

內務局內自治法令研究會

質疑應答

問　大正十年二月總內第一五一〇號總務長官依命通達街庄吏員宿舍料宿直料に關する件中「街庄吏員中」には有給街庄長、助役を含むや

答　御意見の通

問　會計役は役場親展文書の保管及職員の任免內申並勤務狀況報告の起案者となる職務あるや

答　街庄の會計役に付て之を云へば街庄制第八條に「會計役は街庄の會計事務を掌る」と規定し第七條の助役、第九條の一般の吏員の如く「街庄長の事務を補助す」とか「街庄長の命を承け事務に從事す」とかの如く規定せず是れ會計役は街庄長の補助機關にあらずして會計事務を執行する獨立の機關たるを言ひ現はしたるものなり從て會計役は街庄の吏員として普通の服務關係に於て街庄長の監督を受くる以外に質問の如き街庄長の事務を補助執行する職務なるものなし

問　街庄制第五十條の「臺灣總督府特別會計の例に依る」とあるは特別會計に關し發せられたる勅令律令訓令等は勿論總務長官通達等も皆準用せらるべきものなるや

答　御意見の通と存ず但し訓令や通達の如き內部の規定を以て住民を拘束することを得ず

問　大正九年十月府令第一四三號州市街庄有給職員旅費支給規程は州吏員は勿論雇員及小公學校准訓導以下の職員にも準用すべきや

答　州吏員は勿論州雇員も御意見の通州市街庄有給職員旅費支給規程の適用を受くべきも小公學校の職員は大正十年十月總督府訓令第九號州廳郡市職員管內旅費規程附則第五項の規定に依り同規程を準用せらるべきなり

問　街庄の名譽職が月の中途に於て同日附を以て有

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

給吏員に轉じたる場合に支給すべき有給吏員の俸給は日割計算して支給すべきは勿論なるも名譽職としての費用辨償は全月分を支給して差支なきや

答 街庄の名譽職の費用辨償に關しては大正九年十月府令第一四二號州市街庄名譽職費用辨償支給規程第三條に依り知事又は廳長の定めたる細則に依り支給すべきものと認む若し此の細則中當該規定なければ御見込の通取扱ひて差支なしと存ず

問 工事契約に依る違約金は街庄制第二十七條に依り之を徵收し得べきや

答 質問の如き契約に依り生ずる收入金は總て國税滯納處分の例に依り徵收することを得ず

問 街庄には有給吏員の旅費規程あり名譽職員に對しても本規程に依り支給差支なきや

答 州市街庄名譽職員費用辨償支給規程及之に關する知事廳長の定むる細則に依り支給すべきものと認む

問 授業料納入令書は年度經過後に於ては之を更新するを要するや

答 年度經過後と雖之を更新するに及ばず出納閉鎖後に於て之を收入するに於ては唯だ過年度收入として現年度の收入に之を整理するか

問 街庄制施行令第三十三條中「直接

何なる税金なるや

答 大正九年十二月府令第一八〇號に依

得税、鑛區税たる國税の附加税及戸税、營

雜種税(遊興税及屠畜税を除く)たる州税の附

を直接街庄税とす

問 豫算實行に際り款內項以下の費目流用を爲し得るの規定なるも之に關しては公費の流用以外他に何等の制限なきや

答 御意見通公費以外に費目流用を爲し得ざるものなし但し俸給給料及旅費の如き費用を他の費用と同樣に無制限に流用して支辨することを得るとせんか種々の弊害を釀生し易く豫算執行上考慮せざる可らず尙豫算流用を爲したる爲年度末に至り流用科目の金額に却て不足を生じ豫備費補充を求むるが如き矛盾を實現せざるを要す

▼正 誤▲

八月號質疑應答第十八の問中に「税制」とあるは「戸税制」の誤

同第二十二の答中後段に「召喚を爲す云々」とあるは「處罰を爲す云々」の誤

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

草嶺矚目　小松　狐松

草嶺層巔且吃茶。放眸不見片雲遮。超然似上金鼇背。脚底波濤噴作華。

某樓小宴席上口占

談屑紛如雪。奚須迭唱酬。今霄眞快活。羇旅亦優遊。

自註白樂天詩誰知將相王侯外別有優遊快活人

觀維東農產品展覽會有感賦此似臨場諸公

蘭陽百里道。沃壤推維東。民風勤且儉。閭卿多老農。雨暘稽時序。栽培理暗通。況復遊勸課。努力補天工。今日開賽會。物產族成叢。桑麻皆精好。豈惟九穀豐。果瓜兼蔬菜。渾然美在中。吏蒞具致最。奬勵更褒崇。吾非守士者。對之感何窮。聊欲叙盛事。以答國恩隆。江淹才已退。彩筆似秋蓬。

拜大廟　曾川　高島愿

參拜大廟禮尤虔。萬感皆消思坦然。神路之山五鈴水。淸澄蓊鬱幾千年。

養老

山靑水白氣幽淸。中有懸泉嚙石鳴。靜入華胥午眠足。乃知養老不虛名。懸川百尺翠微間。一浴忽忘炎暑艱。別有靈泉稱菊水。松風蘿月自淸閑。

長良川鵜飼

山陰翠滴晩風涼。漁火煌々水一方。橋北橋南客舟集。競看鵜舫逐鮎航。

榛名山

不記登攀第幾重。山中夏冷聽秋蛩。停筇湖畔回頭望。左右併看双富峰。

（遙望駿河富士近見榛名富士末句故及）

仰山俯水與時宜。晴好雨佳曇亦奇。詞賦到頭非可及。四圍總是自然詩。

楓南先生惠函並賜和章仍依元韵奉和　立軒　吳德功

梅花香裡入新年、忽接魚書渡海天、欣把薔薇薰手讀、珠璣滿紙韵悠然、默契神情兩印心、焦桐曾喜遇知音、唱酬詎敢方元白、春樹暮雲興不禁、謙冲道貌喜猶存、弗逐宦途計飽溫、林下逍遙師邵子、理探月窟究天根、株守家園老自傷、未能探險涉羊腸、羨君海外頻遊歷、增廣見聞效子長、

立軒先生惠賜和章再疊前韵奉和　楓南　蔡壽星

憶別丰徽又隔年、蒼茫雲海帳遙天、詩筒遠寄靑蓮句、斗酒百篇興勃然、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

白沙講席孰傳心。(余主講白沙書院四載)安得泮林集收音。太息學宮餘茂草。斯文心欲涕難禁。

宿學居然碩果存。宦途採詰語言溫。(先生詩文蒙總督府採入圖書館)買詩許定雞林價。慧眼真評有風根。

經霜耐雪不凋傷。別具梅花鐵石腸。千里嬋同明月夜。南飛吹徹笛聲長。

立軒先生爲詞壇宗匠近讀和樞南先生留別元韵大作不覺見獵心喜因步原韵寄懷舊雨籍叙離悰

壽石　蔡　毅　仁

味閒選述憶當年。價重雞林媲樂天。聞道瑞桃新署檢。詩壇文苑各傷然。(先生舊有味閒齋著作甚富後改爲瑞桃齋詩文集)

離鄉猶懸故人心。汐社何從結賞音。私比昔年歸髮子。感懷哀郢淚難禁。

海表巋然魯殿存。幾回訪舊叙寒溫。笑余欲學鄭思肖。強畫蘭花欠畫根。

冥鴻飛避羽毛傷。棲宿未安極斷腸。立脚已無乾淨土。不如浮海計偏長。

古村先生令郎秀實君歸自新高山詩以賀之

魏　潤　菴

聞君矯健若游龍。倚杖鯤瀛第一峯。夜半山頭看日出。雨餘脚下任雲封。蒼茫不辨人天境。縹渺難尋來去蹤。我亦十年魂夢裡。振衣待上玉芙蓉。

題笠澤湖書稿

米貴長安城。卜居殊不易。何如笠澤湖。漁釣終吾事。

題能講荒山

木石依然笑我頑。但描一角老荒山。不知近日頑還好。自採丹砂事駐顏。

宿二見浦紅葉屋

陳　薰　南

海岸青松對白砂。風帆掩映夕陽斜。一庭秋色無人管。雨後從容紅葉家。

吉野山中

古樹松杉萬木森。石泉滴瀝當鳴琴。興來欲發蘇門嘯。流水空山有好音。

旅次有感

影　帆

獠貧無處覓良方。顏影凄然劇可傷。十載天南飛倦鳥。牽蘿補屋費周章。

圓山晚眺四首節二

稻江　張　晴　川

虹橋倒影映波光。夕照孤帆去路長。遠樹人家籬落外。群峯迴抱水蒼茫。

一望平蕪草色蒼。半溪流水送帆航。秋風八月圓山路。倚杖尋詩寄興長。

淡江泛月

李　沐　生

觀音山抱淡江流。一葉來浮月夜舟。蘆葉蓼花秋可繪。倚蓬臥聽笛聲愁。

秋　柳

送盡行人折盡條。綠陰曾記繫蘭橈。而今憔悴秋風裏。不似當時舊舞腰。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■八月

▼十五日

□臺北州主催製茶百斤品評會を小基隆公學校に開催し高田知事茶業に關する訓示を爲す

□海山郡三峽公學校出身者より成る三峽自動會の發會式を擧ぐ

▼十六日

□中央研究所評議會第一回會議を總督府に開く

□汕頭罹災民救恤の爲め臺南市民醵出白米三百袋を蘇州丸にて發送す

▼十七日

□臺東廳々舍新築落成に付本日落成式を擧げ祝賀會を開く

▼十八日

□羅東郡街庄聯合物産品評會を羅東農業倉庫内に開く

□本日より臺北市の費用を以て午砲を發射す（但し總督府にモーター、サイレンを取附くる迄）

□殖産局商工課主催の家内工業品展覽會は本日を以て閉會す

▼二十二日

民法商法を臺灣に施行するの法案法制局の審議を通過し田總督は二十五日關係者の慰勞宴を開く

▼二十三日

豪雨全島各地を襲ひ被害多し

▼二十五日

□本日より向ふ一週間總督府主催作物病蟲害驅除講習會を臺北州廳内演武場内に開催す

□降雨の爲め島内諸所の山崩及增水を報ず

□總督府の近海漁業試驗船緑丸は最後の漁場探險を爲すべく本日雨を冒して出航す

▼二十七日

□本日圓山臨濟寺内にて萬靈塔納骨堂落成式を擧ぐ

□汕頭罹災民救護班本日基隆出帆の開城丸にて出發す

▼二十八日

□臺灣神社にて月次例祭を行ふ

□臺中州にては本日より向ふ一週間害蟲驅除講習會を州會議室に開く

□臺灣電力會社第六回定期株主總會を同社に開く

▼二十九日

□臺灣官設鐵道建設に關する規程を公布す

▼三十一日

□臺南州廳會は米穀改良其他に關し本日より向ふ三日間全州技術員協議會を臺南公館に開く

■九月

▼一日

□高雄州廳に於て置州二年記念祝賀會を擧ぐ

▼二日

□臺北齒科醫師會主催口腔衛生展覽會を臺北陸軍偕行社に開く

▼五日

□臺北州に於ける地方事務講習會は本日より向ふ二週間同州廳に開かる

▲六日

□臺北州士林庄管内本島人は本日盆祭を行ひ基隆川に五十箇の放水燈を流下す

▼十日

□嘉義衛生展覽會本日閉會す

人事消息

▼吉田平吾氏（遞信局長、本誌評議員）八月十六日上京

▼大橋長行氏（臺北市理事官）同　上

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼鈴木三郎氏（合同電氣社長）二十三日內地へ赴く
▼平野臺北商業學校長　二十一日內地より歸臺
▼吉岡荒造氏（臺南州知事、本誌評議員）二十二日內地より歸臺
▼松村高等學校長　同上
▼淸水彥太郞氏（醫專敎授　醫學博士の學位を授與さる
▼高田元治郞氏（臺灣電力理事）二十五日來臺
▼草野義一氏（高雄州警務部長）同日歸臺
▼權谷光貞氏（新竹州知事、本誌評議員）三十日內地より歸臺
▼迎諧氏（臺北醫院醫長、醫學博士）歐州留學を了へて歸朝、三十日歸府
▼谷野格氏（高等法院長、本誌評議員）二日內地より歸府
▼下村充郞氏（總督府參事官）　同上
▼森俊六郞氏（臺灣銀行副頭取、本誌評議員）二日臺銀依願免の上、南滿州鐵道理事に榮轉す
▼李延禧氏（新高銀行專務、本誌評議員）三日上京
▼北里闌氏（大阪醫大敎授）六日內地に歸る
▼高田富造氏（臺北州知事、本誌評議員）六日內地へ歸省
▼大橋長行氏（臺北市理事官）國勢院事務官に榮轉し九日出發赴任す

任命

大正十一年八月中

▼七月二十六日

總督府事務官兼臺灣總督府高等商業學校敎授　前田稔靖
任長崎高等商業學校敎授

總督府事務官　中田榮次郞
財務局金融課長兼收稅官吏高雄出張所長、財務局稅務課、內務局地理課勤務ヲ命ス

▼七月二十八日

法院判官　谷野格
上京ヲ命ス

▼七月三十一日

總督府技師　霜新八郞
殖產局養蠶所長ヲ命ス

總督府技師　色部米作
殖產局養蠶所長兼務ヲ免ス

▼七月二十九日

任總督府醫學專門學校敎授　向山孝之

陸軍三等軍醫　津崎孝道
任總督府醫學專門學校敎授

總督府州技師　尾辻國吉
小松重一
寺島與三太郞
・牟田邦基
（各通）
任總督府專賣局技師

總督府技師　和田成
土木局高雄出張所長長尾正元不在中代理ヲ命ス

▼八月一日

殖產局長　喜多孝治
上京ヲ命ス

總督府事務官　生駒高常
總督府視學官　古山榮三郞
總督府視學官　田川辰一
總督府視學官　小野正雄
（各通）
大正十一年度開催臺灣公立小學校及臺灣公立公學校敎員講習會講師ヲ命ス

▼八月二日

內務局長　末松偕一郞
警務局長　相賀照鄉
法院檢察官　三好一八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（各通）

法院判官 後藤和佐二
事務官 古木章光
參事官 鼓　包美
法院判官 伴野喜四郎
事務官 高橋親吉
事務官 和田一次
參事官 下村充郎
參事官 水越幸一

總督府訴願審査會員ヲ命ス

京都大學助手 加納芳次

任總督府醫院醫長兼總督府醫學專門學校教授臺北醫院勤務ヲ命ス

州事務官 東　忠藏

東京、大阪、神奈川、兵庫ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▼八月三日

法院判官 上田良藏

補臺南地方法院嘉義支部判官

法院判官 白井巳之吉

補臺南地方法院判官

總督府技師 上井秀太郎

東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、福岡ノ二府四縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府醫院醫長 白川玖城

上京ヲ命ス

▼八月四日

任總督府法院檢察官補臺北地方法院檢察官

檢事 長友安夫

▼八月七日

師範學校教諭 平塚佐吉

臺北師範學校附屬小學校主事ヲ免ス

師範學校長 田中友二郎

內務局附屬博物館評議員ヲ免ス

▼八月十日

州理事官 大橋　毅

東京、京都、大阪、三重、愛知、新潟ノ三府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▼八月四日

總督府港務官 淺香貞次郎

基隆港務所庶務課長兼港務課長ヲ命ス

▼八月十二日

總督府警視 飯塚兵太郎

靜岡縣下ヘ出張ヲ免ス

▼八月十一日

中西　潔
酒井隆次

（各通）

臺灣產業主事ニ任ス高等官七等ヲ以テ待遇セラル

長谷部浩
豐田俊五郎
中谷哲二

（各通）

臺灣產業技師ニ任ス高等官七等ヲ以テ待遇セラル

白倉好夫
堀內善一郎
荒井善作

（各通）

臺灣土木技師ニ任ス、高等官七等ヲ以テ待遇セラル

臺灣產業主事 中西　潔

臺中州產業主事ニ補ス

臺灣產業主事 酒井隆次

新竹州產業主事ニ補ス

臺灣產業技師 長谷部浩

臺南州產業技師ニ補ス

臺灣產業技師 豐田俊五郎

臺中州產業技師ニ補ス

臺灣產業技師・中谷哲二

高雄州產業技師ニ補ス

臺灣土木技師 白倉好夫

臺中州土木技師ニ補ス

臺灣土木技師 堀內善一郎

新竹州土木技師ニ補ス

臺灣土木技師 荒井善作

臺北州土木技師ニ補ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼八月十四日

法院判官　藤崎　正

任總督府警察官及司獄官練習所教官兼總督府事務官、警務局警務課勤務ヲ命ス

總督府屬　渡木利平

任郡守、臺南州曾文郡守ヲ命ス

大橋重衛

任郡守、新竹州新竹郡守ヲ命ス

遞信局長　吉田平吾

上京ヲ命ス

▼八月十七日

總督府港務書記海軍大佐　藤井靖次

任總督府海事官、兼任港務官、遞信局海事課勤務ヲ命ス

總督府海事官兼總督府技師總督府港務官　淺香貞次郎

任總督府港務官兼總督府海事官、兼總督府技師如故

中央研究所技師　竹內叔雄

任總督府高等農林學校教授

▼八月十八日

總督府技師　椿本英太郎

臺灣地方病及傳染病調查委員ヲ命ス

總督府醫院醫長　本間喜代松

臺灣地方病及傳染病調查臨時委員ヲ命ス

▼八月十四日

總督府參事官兼秘書官　下村充郎

兼任拓殖局書記官

▼八月二十一日

法院判官　山本二郎

兼補臺南地方法院嘉義支部判官

法院判官　岩澤彰二郎

歐米留學歸朝ノ途次上京ヲ命ス

總督府技師　栗山俊一

支那汕頭、廣東及英領香港ヘ出張ヲ命ス

佐賀縣技師　木村謙介

任總督府高等農林學校教授

公立中學校長　浮田辰平

任總督府師範學校教諭、補臺北師範學校教諭

師範學校長　長沼　亨

任總督府師範學校教諭、補臺北師範學校教諭

臺北高等女學校教諭　岡崎義雄

兼任臺灣公立中學校教諭、補臺北第二中學校教諭

公立中學校教諭兼師範學校教諭　佐山融吉

兼任總督府高等商業學校教授、免兼師範學校教諭

公立高等女學校教諭　向山昇太郎

任公立高等女學校教諭、補臺北第三高等女學校教諭

公立中學校教諭兼公立高等女學校教諭　黑山直造

任公立中學校教諭、補臺南第一中學校教諭

公立高等女學校教諭　池田忠勝

任公立高等女學校教諭、補臺南第一高等女學校教諭

公立實業學校教諭　矢野道吉

任公立實業學校教諭、補臺北第一工業學校教諭

醫學專門學校助教授　吉中吾郎一

任公立高等女學校教諭、補臺北第一高等女學校教諭

▼八月二十二日

警察官及司獄官練習所教官　宮崎末彥

東京、京都、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、新潟、栃木、長野、愛知、岐阜、兵庫、鳥取、岡山、廣島、島根、山口、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島及宮崎ノ二府二十四縣下ヘ出張ヲ命ス

▼八月二十三日

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府技師　安達誠三
殖產局附屬水產試驗船凌海丸監督乘務ヲ命ス

總督府技師　山下繁造
東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、廣島、長崎、福井ノ二府六縣下竝北海道廳下ヘ出張ヲ命ス

▲八月十九日

總督府技師　横山英太郎
東京ヨリ神戶ヘ出張ヲ命ス

▲八月二十四日

醫學專門學校助教授　帖佐直喜
支那汕頭出張ヲ命ス

▲八月二十六日

總督府技師　市川純一郎
東京、大阪、新潟、秋田、愛知、福岡ノ二府四縣下ヘ出張ヲ命ス

公立實業學校教諭　小出梅吉
臺北商業學校長平野彖一不在中代理ヲ命ス

▲八月二十八日

總督府技師　右田吉人
一時歸府ヲ命ス

▲八月三十日

專賣局技師　尾辻國吉
鹿兒島縣下ヨリ大阪、福岡、兵庫、鹿兒島ノ一府三縣下ヘ出張ヲ命ス

新刊紹介

「内外評論」夏期增大號

▼滿蒙之改造

「滿蒙の文化生活を中外に宣明し同時に滿蒙に於ける政治經濟、產業、社會事相に亙りて、その缺陷あり誤解ある諸弊を指摘して世界改造の氣運に融合せしむべく現在に稽へ將來を察せしものさの主張の下に纂輯されたのが卽ち是である、收むる所、早川千吉郞氏の「所謂滿蒙改造の根本義」外大家名士の雄篇巨作三十餘編、紙質は頗る上等で表紙及見返しには全紙大の滿州の寫眞を印刷した奇拔なもの也（紙數三百二十餘頁、特價金二圓、大阪市上福島北一丁目、内外評論社）

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
大鵬	同	拓殖新報社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
臺政新報	同	其社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會
内外情報	同	外事課調查課
臺灣パック	同	臺灣パック社
高砂パック	同	高砂パック社
統計學雜誌	同	統計學社
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
極東	同	極東社
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
煙草通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
大亞	同	大亞義會
まこと	同	臺灣三成協會
大陸	同	大陸社
月報	同	小樽商業會議所
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
戰	同	其社
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
臺灣		
海外重要記事	同	總督官房調查課
會報	同	名古屋市教育會
警務彙報	同	其社
滿州之社會	同	滿州社會事業研究會

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文欄

就臺灣之產業政策

殖產局長 喜多孝治

本文業於七月三十日在總督府開全島勸業課長會議之時喜多局長訓示。

從事于地方勸業之事。而膺直接諸般計籌實行之責各位。薈萃于茲。親聆各管內勸業之實況。與其意見希望。並總督府現爲計畫及將來欲爲計畫之處。傾心剖意互爲協議。以爲將來互相呼應而欲資臺灣產業發達之希望。今見實現。與諸君相會。洵爲欣幸。諸君將近從事于十二年度州豫算編成故將今後應行產業政策之大綱示明。預先求爲諒解焉。

維思從來過去所辨。殖產方面之計畫施設。卽於臺灣產業界。燦然發揮光彩之事實。衆所共睹。無庸敷述。然時勢變遷而今也。臺灣產業政策。亦要劃期革新時代到矣。目下世界的不況。自國家。以至于各種公私團體。必須爲財政上整理緊縮。皆所共知也。臺灣亦同此例。必爲不得不採極端緊縮方針之實況。且最近爲一英斷之地方制度改正。暨共學制實施等。斷行統治上可紀念之幾多施設。而以期今後逐漸圓滿發達之運用。詎知不幸。遭遇如斯財界不況。此等情勢。愈加殖產方面計畫施設之重要。其實行手段亦要取捨選擇。隨時制宜。

凡於有限之地域。謀無限之各種產業。固爲艱難目下各種物資市價。將向低落。且於產業界整理之意。高倡物價低落。際此感生產費低落必要之時。因集約的經營而敢謀生產費之低減。寧取有利而可成工者。其他措之。致其主力于特種少數之重要產業。尤爲緊要。卽如臺灣之產業政策也

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

從前。漸有向合理之觀。徒勿株守。此時應當停止者。斷然停止。以爲整理。如有擴張或創設者。卽可向前興辦。徒爲財政難之聲所壓。仍守舊態。而招消極退步。固非得策也。

曩者關于殖產事業。由總督長官。特有訓示。予亦遵體訓示之趣旨。卽於大正十二年度豫算內。勉圖事業之實現。爲豫算之要求。奈因財政支絀之目下情態。幸得採納。諒不過予所希望產業政策之片鱗耳。故非畫策實行之期。不可不知。十二年度豫算。經總督閣下查閱而確定在邇。至其內容固難明言。又非時期。故將予所懷抱之鄙見。聊爲具體的之陳述。以供諸君之參考。

統觀一般商工業之大勢。因財界之不況。在本島商工業。亦受非常之挫折。迄至最近。內臺貿易及外國貿易。均告減退。較大正九年與同十年則減少內臺貿易綜額。約七千萬圓。外國貿易約三千二百萬圓之譜。如斯不況之影響。延及企業基礎薄弱之事業。去年以來。已經解散會社之數。算至四十七。其資本金有二千二百萬圓之譜。際此不況之秋。所有各種興業。大爲緊縮整理。以培其根底。最爲緊切之措置焉。

卽於臺灣產業。地力增進之語。所謂根本策而人胥所認也。特當爲留意一事。勉圖除去積年慣習掠奪的耕作之弊是也。租地之農民。有至臺耕地之六成。其經營肆爲粗漫掠奪。若長此放任則。漸致遞年耕地荒廢。農產減收。地主佃人均陷困憊遂臻無可救濟之途。此等講究。尤爲目下之急務焉。

就于本島重要農產物之米、糖、茶觀之。如其耕種貯藏、製造、交關、金融之實況。不免有諸多不合理之習慣。例就茶葉一項而言。從來竭力于茶園之施肥。實匪淺少。然因其方法不徹底而未周知施肥之效果。爲憾。至于製茶之技術及發售之方法若由根本而行革新則。不惟經費低減。能可供給優良之茶。必也明矣。卽就糖而觀。輪作調節之關係。若能適洽。蔗農與糖業者之間。共同利益增進之策等。尙可每甲收量之增加。綽々有餘焉。又就米而觀。因機器應用而行乾燥製作。又依共同保管、販賣、金融、等經濟的之施設。以圖農家經濟發達之餘地甚多。今設在潮州農業倉庫則。允當如此便用也。其餘地方逐漸照豫定之籌畫而趕欲設備。尙以其利用之法。極力宜傳農民。以冀奏效

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無憾。更觀畜產方面。在臺灣畜產業。甚爲熾盛。可算爲世界有數之地位。其中以猪爲最。然獸疫之猖獗。尤貽損害不少。故鑑于撲滅牛疫成工之技倆。轉施之猪疫時期不遠矣。又就水產而見之。即如鰹魚之打漁並鰹節製造事業。鰹乃係熱帶海游魚。而爲日本人不可缺之嗜好物品。在母國市場販路極多。因此關係。將本事業之全國的中心將來招致于臺灣之估算不難。然在目下臺灣。此種製法。較內地製品。有遜色之憾。必須圖製法改良爲要。再就林業方面而觀之。斯業實係國之保安。林產物需給等重要之事業。然顧從前之方針憾不得謂之有合理的經營之觀。大凡一般國有林之施業。籌畫案之確立。森林植伐之平衡。林業需給之調節。宜從科學的計畫而行者。今也深感向此方面而效力之切要矣。

林業不可忽矣

曾川 高島愿

林業不可忽矣。斧斤以時入山林。材木不可勝用也(中略)材木不可勝用。是使民養生喪死無憾也養生喪死無憾。王道之始也者。孟子所對梁惠王也。今也我邦。林業雖非不行。尚未達整備之域。要施爲之餘地尚多。夫林業之整否。影響社會人類之隆替興亡不尠。山林荒廢每遇大雨。則洪水氾濫。田園沖溢。收穫不登。是使民不得養其生。遂至父母凍餓。兄弟妻子離散。古三韓之衰亡。其所因雖不一。蓋主由林業不整。放任濫伐。禿山裸林。漠不關心。反是。林業整備。則不獨材木充足。兼常可豫防水害。涵養水源。以豐沃田園。以應飲料電力之需用。又調節溪流。利用河川。便交通運輸。灌漑英國之興隆其所因雖有多。然而林業之整備。厥功甚偉。

我聞。長樂者。初入一國。則先觀其國之山林。而聽其國之音樂。然而山林荒廢者。必有亡國之聲。山林整備者。必有興國之響。嗚呼。林業豈可忽哉。余頃接朝鮮水害頻發之報。偶述所感。聊草是篇云爾。

墨西哥の鑛山業と產物收穫近況
Mexico. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 355.)

中部墨西哥の靴類製造近況
Boot and shoe Industry in Central Mexico. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 390.)

墨西哥の經濟狀態
Mexican Economic Conditions. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 422.)

ハイチ島の珈琲產額
Coffee Production in Haiti. (Com. R. July 31, '22. P. 304.)

一九二二年六月に於ける玖馬の政治と產業狀態
Cuba. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 355.)

一九二二/二三年の玖馬豫算案
Cuban Budget for 1922/23. (Com. R. Aug. 7, '22, P. 420.)

南亞米利加

ラテン亞米利加諸國に於けるガソリン消費額
Gasoline Consumption in Latin American Countries. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 381.)

一九二一年のブラジル產木材輸出情況
Exports of Brazilian Woods in 1921. (Com. R. July 24, '22. P. 248.)

ブラジルの石炭輸入額
Coal Imports in Brazil. (Com. R. July 31, '22, P. 311.)

最近數箇月間のブラジル貿易
Brazil. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 358.)

體景氣恢復のペルー
Peru. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 359.)

チリーの貿易近況
Indications of Chilean Trade Improvement. (Com. R. July 24, '22. P. 268.)

チリーの一般經濟狀態
Chile. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 359.)

チリーに於ける米國商品市況
Market for American Goods in Chile. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 393.)

不況のアルゼンチン羊毛情況
Argentine Wool Prospects unfavorable. (Com. R. July 31, '22. P. 301.)

徐々的恢復を爲しつゝあるアルゼンチン近況
Argentine. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 356.)

ウルグアイ及パラグアイの一般經濟狀態
Uruguay and Paraguay. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 360.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

カナダの革類產額
Canadian Leather Production. (Com. R. July 31, '22. P. 324.)

合衆國と世界
The United States and the World. (T. d. A. No. July 4, '22. P. v.)

合衆國に於ける勞働
Labours in the U. S. A. (T. d. A. No. July 4, '22. P. viii.)

合衆國に於ける家政問題
House Keeping Problems. (U. S. A.) (T. d. A. No. July 4, '22. P. ix.)

合衆國の產業
Industries of the United States. (T. d. A. No. July 4, '22. P. xiii.)

太平洋沿岸(合衆國)
Pacific Coast. (U. S. A.) (T. d. A. No. July 4, '22. P. xiii.)

景氣恢復の米國鐵鋼輸出額
Improvement in U. S. Iron & Steel Exports (Com. R. July 17, '22. P. 155.)

一九二一年の米國對埃及貿易
Trade of the U. S. with Egypt in 1921. (Com. R. July 17, '22. P. 203.)

巴奈馬運河
The Panama Canal. (E. Vol. XCV, No. 4117. July 22, '22. P. 144.)

米國通商保護と對外貿易
Commercial Insurance and Foreign Trade. (Com. R. July 24, '22. P. 259.)

海外に市場を探求しつゝある米國自動車類製造業者
More Automotive Manufacturers seek Foreign Markets. (Com. R. July 31, '22. P. 288.)

米國對土耳古貿易
U. S. Trade with European Turkey. (Com. R. July 31, '22. P. 346.)

米國棉花輸出狀況
U. S. Cotton Cloth Exports Expanding. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 365.)

一九二二年六月の米國革製品輸出貿易
June Export Trade in Leather Manufactures. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 389.)

米國の革製手袋輸入情況
U. S. Imports of Gloves increase. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 390.)

現時の米國造船界
Current American Shipbuilding. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 400.)

合衆國の輸出減退發表
Export decreases announced. (M. T. Aug. 11, '22. P. 1.)

七月中の米對比島貿易
U. S. Exports to Islands $ 3,700,000. (M. T. Aug. 12, '22. P. 1.)

米國對歐、南米輸出額の減退と對日輸出の激增
U. S. Exports to Europe & South America show Drop: Big Increase registered in Exports to Japan. (M. T. Aug. 15, '22. P. 9.)

墨西哥及玖馬

墨西哥と世界改造
Mexico and World Reconstruction. by E. J. Dillon. (Q. R. July '22. P. 146.)

墨西哥の家具市況
Mexican Market for Furniture. (Com. R. July 24, '22. 247.)

南部墨西哥の椰子栽培業
Coconut Industry in Southern Mexico. (Com. R. July 31, '22. P. 306.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年五月中のエストニア經濟概況
Esthonia. (Com. R. July 24' '22. P. 215.)

一九二二年五、六月中のラトヴイア經濟概況
Latvia. (Com. R. July 24, '22. P. 216.)

ラトヴイアの石炭市況
Latvian Markekt for Coal. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 369.)

チエツコ・スロヴアークの鐵鋼業
Czecho-Slovak Iron and Steel Industry. (Com. R. July 17, '22. P. 156.)

ユーゴースラヴイアの最近經濟事情
Yugoslavia. (Com. R. July 24, '32. P. 217.)

ユーゴースラヴイアの鐵道輸送
Railway Transportation in Yugoslavia. (Com. R. July 31, '22. P. 328.)

ルーマニアの最近輸出入貿易
Rumania. (Com. R. July 24, '22. P. 217.)

ルーマニアの石炭近情
Coal Situation in Rumania. (Com. R. July 31, '22. P. 310.)

一九二二年四月中のブルガリア輸出入貿易
Bulgaria. (Com. R. July 24, '22. P. 217.)

ギリシヤに於ける木材情況
Lumber Situation in Greece. (Com. R. July 24, '22. P. 249.)

ギリシヤの鐵鋼輸入情況
Greek Imports of Iron & Steel. (Com. R. July 31, '22. P. 295.)

バルカン諸邦及地中海東部諸島近況
Balkans and Levant. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 418.)

■阿　弗　利　加■

埃　及　及　其　他

活氣を呈せる埃及の棉花輸出情況
Egyptian Cotton Movement Active. (Com. R. July 24, '22. P. 230.)

埃及の石炭輸入市況
The Fgyptian Coal Market. (Com. R. July 24, '22. P. 239.)

一九二二年六月中のトランスヴアール產金額
Transval Gold Output. (S. July 15, '22. P. 93.)

一九二一年英領南阿の貿易
South African Trade in 1921. (T. T. S. No. 198, Vpr. 22, '22. P. 105.)

ケープタウンの家具類輸入額
Furniture Industry in Cape Town. (Com. R. July 17, '22. P. 165.)

東アフリカ產の竹利用法
Utilization of East African Bamboo. (Com R. July 17, '22. P. 166.)

一九二一年に於ける南阿弗利加自動車取引
South African Motor Trade recovers in 1921. (Com. R. Jnly 17, '22. P. 171.)

南阿弗利加に於ける電信及無線電信機關
Wired and Wireless Communication in South Africa. (Com. R. July 17, '22. P. 174.)

一九二一年に於ける南阿弗利加の人口
Population of South Africa. (Com. R. July 31, '22. P. 344.)

ケープタウンの電氣器具市況
Appliance Market in Cape Town. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 385.)

南阿弗利加の鐵道敷設計畫
Proposed Railway Construction in South Africa. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 394.)

■兩　米　大　陸■

加奈陀及北米合衆國

一九二二年六月のカナダ自動車輸出情況
June Automotive Exports from Canada decrease. (Com. R. July 31, '32. P. 289.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

スエーデンに開催されし第十一回國際棉花會議
International Cotton Congress. (Com. R. July 31, '22. P. 301.)

スエーデンの石炭取引貿易
Swedish Coal Trade Steady. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 368.)

活氣を呈せるスエーデンの自動車類市況
Increasing Activity in Swedish Automotive Market. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 387.)

ノールウエーに於けるパルプ及製紙業情勢
Conditions in the Norwegian Pulp and Paper Industry. (Com. R. July 24, '22. P. 250.)

ノールウエーのパルプ及製紙市況
Norwegian Pulp and Paper Market. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 393.)

一九二一年中のデンマーク人工乳酪業
The Danish Margarine Industry during 1921. (Com. R. July 24, '22. P. 227.)

一九二二/二三年のデンマーク豫算案
Danish Budget for 1922-1923. (Com. R. July 31, '22, P. .)

デンマークの甜菜糖栽培情況
Sugar Beet Cultivation in Denmark. (Com. R. Aug. 7. '22. P. 372.)

西班牙及葡萄牙

西班牙政府の財政的大不足
Large Government deficit reported in Spain. (Com. R. July 24, '22. P. 228.)

西班牙の鐵鋼業
Spanish Iron and Steel Industry. (Com. R. July 24, '22. P. 223.)

西班牙に於ける水力電氣業の發達
Hydroelectric Developments in Spain. (Com. R. July 24, '22. P. 235.)

西班牙に於ける私立銀行の取締
Control of Private Banks in Spain. (Com R. July 24, '22. P. 260.)

一九二二/二三年の西班牙豫算額
Spanish Budget for 1922-23. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 360.)

ポルトガルの鐵道敷設工事
Railway Works in Portugal. (Com. R. July 17, '22. P. 159.)

瑞西・和蘭及東歐・巴爾幹諸邦

依然不振を極むるスイスの産業情勢
Continued Industrial Depression in Switzerland. (Com. R. July 24, '22. P. 272.)

瑞西政府の財政
Swiss Government Finances. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 415.)

オランダ財政近況
Improvement in Netherlands' Finances. (Com. R. July 24, '22. P. 219.)

一九二二年六月中のフインランド輸出入貿易
Finland. (Com. R. July 24, '22. P. 216.)

一九二二年五・六月中のポーランドの産業と貿易
Poland. (Com. R. July 24, '22. P. 214.)

一九二一年のポーランド人口統計
Polish Population Statistics. (Com. R. July 24, '22. P. 274.)

ポーランドの糖業
Sugar Industry in Poland. (Com. R. July 31, '22. P. 304.)

ポーランドの石油業
Polish Petroleum Industry. (Com. R. July 31, '22. P. 308.)

ポーランドに於ける地蠟産額
Mineral Wax Production in Poland. (Com. R. July 31, '22. P. 309.)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

前途窺知し得べからざる獨逸の革類貿易
Uncertain Future for German Leather Trade. (Com. R. July 17, '22. P. 167.)

獨逸工業の膨脹と英國炭要求
German Industrial Inflation: Demand for British Coal. (T. T. S. Vol. X, No. 211. July 22, '22. P. 366.)

獨逸通貨膨脹と財政上の危機
Germany on the Brink; Result of Currency Mongering: Is the Crash inevitable? (T. T. S. Vol. X, No. 211, July '22. P. 368.)

一九二二年四月中の獨逸鐵鋼對外貿易
German. Foreign Trade in Iron & Steel in April. (Com. R. July 24, '22. P. 222.)

獨逸の植物性油搾取業
The German Vegetable-Oil-crushing Industry. (Com. R. July 24, '22. P. 227.)

獨逸の甜菜糖栽培反別
Germany's Acreage in Sugar Beets. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 371.)

獨逸の木材業と其取引
The German Lumber Industry and Trade. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 376.)

獨逸の石油製品輸入貿易
German Trade in Petroleum Products. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 381.)

墺國の鐵鋼業
Austrian Iron and Steel Industry. (Com. R. July 17, '22. P. 158.)

好しからざる墺國の棉花業
The Austrian Cotton Industry unsuitable. (Com. R. July 24. '22. P. 231.)

匈牙利の石油貿易と採油業
Petroleum Trade and Industry of Hungary. (Com. R July 17, '22. P. 169.)

匈牙利に於ける官廳用裝具品市況
Hungarian Market for Office Equipment. (Com. R. July 31, '22. P. 298.)

好況の匈牙利革類市況
Upward Trend of Hungarian Leather Market. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 391.)

匈牙利のパルプ及製紙市況
Hungarian Pulp and Paper Market. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 392.)

露　西　亞

ロシアの木材輸出情況
Development of Russian Timber Exports. (Com. R. July 17, '22. P. 164.)

ロシアの製紙業
Russian Paper Industry. (Com. R. July 24, '22. P. 250.)

不利の位置にあるロシアの棉花工場
Russian Cotton Mills Handicapped. (Com. R. July 31' '22. P. 302.)

露國の鐵道綱領と豫算案
Russian Railway Program and Budget. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 401.)

對支政府協商の爲め北京へ入れるモスコウ・ソヴイエツト代表
Moscow Soviet Envoy at Peking to negotiate with China Government. (M. T. Aug. 15, '22. P. 7.)

ソヴエツト・ロシア對外貿易
Foreign Trade in Soviet Russia. (Com. R. July 17, '22. P. 201.)

ソヴエツト・ロシアの財政通貨及値段に就て
Soviet Finances, currency and prices. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 417.)

スカンデイナヴイア諸邦

スカンデイナヴイアの石油製品輸入取引
Scandinavian Import Trade in Petroleum Products. (Com. R. July 31, '22. P. 308.)

スエーデンの鐵鋼對外貿易
Swedish Foreign Trade in Iron and Steel. (Com. R. July 31, '22. P. 294.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

休戰以來の佛國關稅
Notre Histoire douaniere depuis l'Armistice. (M. I. No. 171, Avril 22, '22. P. 5.)

佛領植民地開發に關する米佛協力の必要論
La Cooperation necessaire de la France et des Etats-Unis pour la Mise en Valeur de nos Colonies. (M. I. No. 171, Avril 22, '22. P. 6.)

巴里會議
The Conference of Paris. by H. W. C. Davis. (Q. R. No. 472, July '22. P. 12.)

佛國八時間制勞働反對運動
French Industrial Problems: Move against Eight-hour Law. (T. T. S. Vol. X, No. 210, July 17, '22. P. 346.)

歐洲大陸の鋼鐵相場と佛國供給困難
Continental Steel Prices: French Delivery Difficulties. (T. T. S. Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 366.)

難境に在る佛國の手袋業
Difficult Situation in French Glove Industry. (Com. R. July 24, '22. P. 245.)

佛國皮類市況
Trend of the French Hide and Leather Market. (Com. R. July 24, '22. P. 246.)

佛國の農業に使用する化學肥料
Use of Chemical Fertilizers in French Agriculture. (Com. R. July 31, '22. P. 348.)

佛國の鐵鑛產額
French Iron-ore Production. (Com. R. Aug 7, '22. P. 363.)

佛國の絹絲輸出增加
Increased Exports of French Silks. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 367.)

佛國の石油製品輸入情況
French Imports of Petroleum Products. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 383.)

佛國に於ける海上保險近況
French Maritime Policy. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 398.)

伊國の製靴業と其市況
Italian Shoe Industry and Market. (Com. R. July 24, '22. P. 245.)

伊國の木材輸入業
Italian Lumber Industry. (Com. R. July 31, '22. P. 313.)

伊國の木材輸入情況
Italian Lumber Industry. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 374.)

伊國々有鐵道の電化問題
Electrification of Italian State Railways. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 384.)

伊太利に於ける直接稅の改訂
Reform of Direct Taxation in Italy. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 404.)

伊太利の郵便電信及電話收益
Italian Postal, Telegraph, and Telephone Income. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 404.)

白耳義の糖業
The Belgian Sugar Industry. (Com. R. July 17, '22. P. 178.)

白耳義の鐵•鋼値段
Belgian Prices on Iron and Steel. (Com. R. July 31, '22. P. 297.)

獨逸・墺地利・匈牙利

獨逸の危機
The German Crisis. (T. d. No. 43079, July 10, '22. P. 15.)

減少を來せるルール地方の產炭額
Decreased Coal Production in the Ruhr District. (Com. R. July 17, '22. P. 154.)

減少を來せる獨逸の綿製メリヤス類輸出額
German Cotton Hosiery Export low. (Com. R. July 17, '22. P. 161.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年六月中の歐洲食料品情況
Monthly Summary of European Foodstuffs Situation. (Com. R. July 17, '22. P. 178.)

英　吉　利

一九二一年に於ける英國工業の利潤
Industrial Profits in 1921, I. (T. T. S. No. 193, Mar. 18, '22. P. 3.)

一九二一年に於ける英國工業の利潤(續)
Industrial Profits in 1921, II. (T. T. S. No. 194, Mar. 25, '22. P. 23.)

英國に於ける農業教育と其調査
Education and Research in Agriculture. by S. L. Bensusan. (Q. R. No. 472, July '22. P. 69.)

パドア大學に於ける英國學生
British Students at Padua. by H. F. Brown. (Q. R. No. 472, July '22. P. 117.)

愛蘭問題
Ireland. (Q. R. No. 472, July '22. P. 198.)

愛蘭自由國の憲法
Constitution of the Irish Free State. (Stm. July 14, '22. P. 11.)

英國輸出品の販路
Needs of the World's Market where British Goods are wanted. (T. T. S. Vol. X, No. 210, July 15, '22. P. 348.)

一九二二年六月の英國對外貿易
Foreign Trade of the U. K. in June. (S. July 15, '22. P. 88.)

英國鐵・鋼產額
U. K. Iron and Steel Production. (S. July 15, '22. P. 92.)

一九二二年三月中の英國鐵道統計
British Railway Statistics. (S. July 15, '22. P. 92.)

一九二二年五月中の英國採炭業近況
Survey of British Coal Industry during May. (Com. R July 17, '22. P. 152.)

英國の生活狀態
Housing Conditions in U. K. (Com. R. July 17, '22. P. 205.)

英國炭坑勞働賃銀問題
Poverty Line in Coal Industry: Problems to be solved. (T. T. S. Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 371.)

一九二二年六月中の英國對外貿易
British Foreign Trade in June. (Com. R. July 24, '22. P. 220.)

英國に於ける石炭の小賣値段
Retail Coal Prices in U. K. (Com. R. July 24, '22. P. 241.)

大變化を來せる英國革類輸出情況
Significant Changes in British Leather Exports. (Com. R. July 24, '22. P. 246.)

造船休止の影響を蒙りたる英國の鋼鐵業
British Steel Industry Affected by dormant Shipbuilding. (Com. R. July 31, '22. P. 295.)

英國の石油輸入及再輸出値段
Petroleum Import and Export Prices in the U. K. (Com. R. July 31, '22. P. 309.)

英國の木材輸入情況
Lumber Industry of the U. K. (Com. R. July 31. '22. P. 314.)

英國の石炭貯藏
Storage of Coal in the U. K. (Com. R. Aug. 7, '22 P. 368.)

英國の食料品輸入情況
British Imports of Foodstuff. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 371.)

佛蘭西・伊太利・白耳義

本年一月に於ける佛國對外貿易
French Foreign Trade in Jan. (T. T. S. No. 193, Mar. 18, '22. P. 7.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七月中比島貿易に於ける砂糖輸出額の減退

Sugar Exports fell off during July Figures show. (M. T. Aug. 21, '22, P. 6.)

"比島産物を世界に知らしめよ"農事研究會に於けるヂョーヂ・エル・ロギヤン氏の所説

Let the World know about Islands Products Logan tells Delegates. (M. T. Aug. 22, '22. P. 1.)

重大視されんとする比島の農事教育

Agricultural Education to be stressed. (M. T. Aug. 22, '22. P. 7.)

外國勞働者入國許可對策

A Plan for Admission of Foreign Labours to the Philippine. (M. T. Aug. 23, '22. P. 4.)

蘭領東印度

有望なる蘭領東印度の市場

Dutch East Indies: Promising Market. (T. T. S. Vol. X. No. 210, July 15, '22. P. 346.)

爪哇糖取引

Java Sugar Trade. (S. July 15, '22. P. 97.)

一九二二年五月の爪哇糖見積産出額

May Estimate of Java Sugar Crop. (Com. R. July 17, '22. P. 179.)

蘭印に於ける製紙及印刷機械輸入貿易

Paper and Printers' Supplies Trade in Dutch East Indies. (Com. R. July 31, '22. P. 316.)

濠太利及新西蘭

濠洲産褐炭の採掘

Australian Brown Coal Developments. (T. T. S. 197, Apr. 15, '22. P. 85.)

マラヤ及びジャヷ向きの西部濠洲の生産品

Western Australian's Produce: Markets in Malaya & Java. (T. T. S. No. 194, Mar. 25, '22. P. 24.)

濠洲に於ける工業問題

Industrial Problems in Australia. (T. T. S. No. 194, Mar. 25, '22. P. 24.)

濠洲北部領地問題

The Problem of the Northern Territory, by F. A. W. Gisborne. (Q. R. July '22. P. 180.)

勞銀及び石炭の高値に因る濠洲工業界の沈衰

Crippled Industries of Australia: Effect of High Wages and Dear Coal. (T. T. S. Vol. X, No. 210, July 15, '22. P. 345.)

濠洲の石油製品貿易

Australian Trade in Petroleum Products. (Com. R. July 17, '22. P. 170.)

一九二一年の西部サモア貿易(一九二〇年を含む)

Trade of Western Samoa in 1921. (Com. R. July 17, '22. P, 197.)

濠洲に於ける土木工業

Engineering Industry in Australia. (T. T. S. July 22, '22. P. 184.)

濠洲に於ける鐵道の電化

Railway Electrification in Australia. (T. T. S. July 22, '22. P. 185.)

濠洲の商業的情勢の發展

Improvement in Australian Commercial Situation. (Com. R. July 24, '22. P. 213.)

新西蘭の石油製品輸入額

New Zealand's Imports of Petroleum Products. (Com. R. July 24, '22. P. 237.)

新西蘭冬期貿易春期恢復の見込

Winter Trade in New Zealand: Hopes of Spring Revival. (T. T. S. Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 365.)

■歐羅巴■

一般

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

印度人文官の將來
Future of Indian Civil Service. (Stm. Aug. 5, '22. P. 6.)

印度對外貿易の減退
Indian Foreign Trade decreases. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 410.)

暴露されたるガンヂーの眞の目的
Gandhi's Aims exposed. (M. T. Aug. 9, '22. P. 16.)

暹羅に於ける現代式農具類の使用
Possible use of Modern Implements in Siam. (Com. R. July 17, '22. P. 181.)

英領馬來及其他

馬來に於ける新工業たる窯業・ペラックの窯元
New Malayan Industry: China Clay Works in Perak. (T. T. S. No. 190, Apr. 8, '22. P. 65.)

不振を極むるアデンの石炭輸入貿易
Coal Trade of Aden dull. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 369.)

土耳古の產炭額と其消費高
Turkish Production and Consumption of Coal. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 370.)

■南洋諸島■

比律賓

比島に於ける鑽井機械市況
Philippine Market for Well-driling apparatus. (Com. R. July 24, '22. P. 242.)

最近に於ける比島の財政的商業的發展
Recent Philippine Financial and Commercial Developments. (Com. R. July 31, '22. P. 339.)

比律賓人論
Les Philippins. (E. E. No. 209, Aout 6, '22. P. 2.)

好況を持續しつゝある比島貿易
Favorable Philippine Trade Balance continues. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 411.)

比島主要輸出入品封度替平均相場
Average Prices per Pound of Principal Imports & Exports. (M. T. Aug. 7, '22. P. 7.)

今年の年產額十萬噸と豫想さるゝ比島椰子油
Production of 100,000 tons Oil Here predicted. (M. T. Aug. 9, '22. P. 2.)

比島爲替相場率昇騰防止を期待さるゝ新通貨制度
New Currency System expected to prevent Rise in Exchange Rate of P. I. (M. T. Aug. 10, '22. P. 1.)

脫稅者に對する比島當局の活動開始
Campaign against Tax Dodgers started. (M. T. Aug. 10, '22. P. 7.)

ハーヂング大統領の回答(獨立委員への)と請願委員の請願書寫本配布
Harding's Answer in broadcasted. (M. T. Aug. 12, '22. P. 1.)

比島に於ける輸入米新稅法の實施
New Rice Tariff is put in force. (M. T. Aug. 12, '22. P. 7.)

比島政府の烟草工業調査委員會設定
To investigate Tobacco Industry. (M. T. Aug. 16, '22. P. 13.)

比島船員同盟罷業調停委員任命されん
Wood will appoint Committee to settle Islands Shipping Strike. (M. T. Aug. 17, '22. P. 1.)

比島落花生輸出の一大將來
Big Future in Peanuts says Reyes. (M. T. Aug. 21, '22. P. 1.)

船主側の海運組合解散希望
Owners want to break up Marine Union. (M. T. Aug. 21, '22. P. 1.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ヴインードンハ間の鐵道工事
Le Chemin de Fer de Vinn a Dongha on en sont les Travaux. (E. E. No. 270, Aout. 13, '22. P. 4.)

柬埔寨の森林
Les Ferets du Cambodge. (E. E. No. 270, Aout. 13, '22. P. 5.)

柬埔寨の森林(續)
Les Forests du Cambodge. (suite) (E. E. No. 271, Aout. 20, '22. P. 5.)

ランヒヤンの鐵道
Le Chemin de fer du Lambiang. (E. E. No. 271, Aout. 20, '22. P. 9.)

老撾に於ける畜象
Les Elephants domestiques au Laos. (E. E. No. 271, Aout. 20, '22. P. 11.)

印度及暹羅

本年一月に於ける印度對外貿易
Indian Trade in January. (T. T. S. No. 193, Mar. 18, '22. P. 4.)

印度に於ける棉花税引上げ反對
Indian Budget: Opposition to increased Cotton Excise. (T. T. S. No, 193. Mar. 18, '22. P. 4.)

印度概觀
The Outlook in India. by S. V. Chirol. (Q. R. No. 472, July '22. P. 130.)

ベンガル州に於けるマラリヤの流行範圍
Malaria's toll in Bengal. (Stm. July 12, '22. P. 7.)

倫敦—孟買間の飛行船計畫
London-Bombay Airship Scheme. (Stm. July 12, '22. P. 7.)

ベンガル州の工藝教育
Technical Education in Bengal. (Stm. July 12, '22. P. 12.)

印度黄麻產額豫想
Preliminary Jute Forcast. (Stm. July 13, '22. P. 8.)

カルカッタの住宅問題
Calcutta Housing Problem. (Stm. July 14, '22. P. 8.)

印度に於ける離婚法規
Divorce Law in India. (Stm. July 14, '22. P. 12.)

印度棉花工業旺盛
Indian Cotton Mills Growth of Industry. (T. T. S. No. 210, July 15, '22. P. 344.)

印度に於けるアングロ•インデアンの人口(國勢調査の統計に依る)
1,21,636 Anglo-Indians in India. (Stm. July 18, '22. P. 8.)

印度に於ける英國軍隊
British Troops in India. (Stm. July 20, '22. P. 6.)

依然たる印度茶生產制限論
Indian Tea Output: Continuance of Restriction Recommended. (T. T. S. Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 364.)

印度に於ける珈琲栽培の增加
Coffee Production in India increased Planting. (T. T. S Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 364.)

一九二二年五月中の英印貿易
Indian Trade. (S. July 22, '22. P. 137.)

印度に於ける小兒の健康
Health of Children in India. (Stm. July 23, '22. P. 25.)

印度對外貿易(六月中)
Indian's Overseas Trade. (Stm. July 25, '22. P. 8.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

張作霖は呉佩孚暗殺の爲め刺客を派遣すとの北京風聞
Chang sends Assassins to kill Wu-Pei-fu Peking Hears. (C. P. Aug. 22, '22. P. 1.)

孫文氏宣言書に對する呉佩孚氏の賛成電
Wu-Pei-fu wires full acceptance of Dr. Sun's Manifesto. (C. P. Aug. 22, '22. P. 1.)

汕頭洪水の罹災者八十萬人
800,000 people homeless, says Swatow Cable. (C. P. Aug. 24, '22. P. 1.)

「劍の時代は既に去り今やペンの時代來れり」と新聞記者に語る孫文氏
Era of the Sword ends, Pen will now rule, Sun tells Journalists here. (C. P. Aug. 25, '22. P. 1.)

九龍電車敷設許可決定
Tramways for Kowloon: Government Sanction to be Given. (T. T. S. Vol. X, No. 210, July 15, '22. P. 345.)

佛領印度支那

印度支那産胡椒の輸出危機と其回復策
La Crise de l'Exportation des Poivres Indochines et son Remede. (M. I. No. 170, Avril 15, '22. P. 11.)

東埔寨事情（續）
Le Cambodge. (suite) (E. E. No. 253, Avril 16, '22. P. 7.)

印度支那と比律賓間の貿易關係
Les Relations Commerciales entre l'Indochine et les Philippines, (M. I. No. 171, April 22, '23. P. 13.)

東埔寨に於ける養蠶業の發達
Developpement de la Sericulture au Cambodge. (M. I. No. 171, Avril 22, '22. P. 13.)

本年一月印度支那鐵道收入
Les Recettes de nos Chemins de Fer en Janvier. (E. E. No. 254, Avril 23, '22. P. 5.)

東埔寨事情（續）
Le Cambodge. (suite) (E. E. No. 254, Avril 23, '22. P. 7.)

ピヤストル弗の安定と印度支那幣制委員會
La Stabilisation de la Piastre et le Comite de l' Indochine. (E. E. No. 255, Avril 30, '22. P. 4.)

東埔寨事情（續）
Le Cambodge. (suite) (E. E. No. 255, Avril 30, '22. P. 7.)

河内に於ける煙草製造
La Manufacture de Tabacs de Hanoi. (E. E. No. 255, Avril 30, '22. P. 11.)

印度支那及英領支那間の鐵道に就て
Voies ferrees entre l'Inde et l'Indochine. (E. E. No. 256, Mai 7, '22. P. 5)

ランビヤンに對するアプト式鐵道
Chemin de Fer a Cremaillere pour le Lambiang. (E. E. No. 256, Mai 7, '22. P. 7.)

東埔寨に於ける魚油
Les Huilles de Poissons du Cambodge. (E. E. No. 256, Mai 7, '22. P. 7.)

メコン鐵道
Le Chemin de Fer du Mekong. (E. E. No. 256, Mai 7, '22. P. 7.)

バンクール（大戟科植物）油
L'Huile de Bancoule. (E. E. No. 256, Mai 7, '22. P. 8.)

佛領印度支那の護謨産出額
Rubber Production in Indo-china. (Com. R. July 24, '22. P. 251.)

東京工業組合
L' Association des Industriels du Tonkin. (E. E. No. 270, Aout. 13, '22. P. 1.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日　　本

日本の新政府
Japan's New Government. (T. d. No. 43058, June 15, '22. P. 17.)

日本に於ける經濟事情
A Few Phases of the Economic Situation in Japan. (Com. R. July 17, '22. P. 193.)

一九二二年六月に於ける日本の經濟的發展
Japanese Economic Developments during June. (Com. R. July 24, '22. P. 211.)

自動車輸送を爲しつゝある日本
Japan taking to Automotive Transportations. (Com. R. July 24, '22. P. 232.)

朝鮮に於ける米國產木材
American Lumber in Chosen. (Com. R. July 24, '22. P. 248.)

一九二一年に於ける神戶、大阪對外貿易
Foreign Trade of Kobe and Osaka, Japan for 1921. (Com. R. July 24, '22. P. 270.)

日本の自動車市況
Requirements of the Japanese Automotive Market. (Com. R. July 31, '22. P. 288.)

日本の鐵•鋼近況
Japanese Iron & Steel Situation. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 361.)

支　那　及　香　港

支那關稅引上
China's Increased Tariff. (T. T. S. No. 194, Mar. 25, '22. P. 26.)

獨逸對支貿易の恢復
New German Grip on China. (T. T. S. No. 197, Apr 15, '22. P. 86.)

中法實業銀行の復活
Le Renflouement de la Banque Industrielle de Chine. (E. E. No. 254, Avril 28, '22. P. 17.)

支那の三問題＝對外貿易觀
China's Three Problems: Foreign Trade Prospects. by David Fraser. (T. d. No. 43042, May 27, '22. P. 17.)

支那の主權者
The Rulers of China. (T. d. No. 43048, June 3, '22. P. 15.)

支那關稅改正に對する商人側の反對
Revision of China's Tariff: Merchants' Contentions. (T. T. S. No. 210, July 15, '22. P. 347.)

支那の青年＝海外教育の結果＝英國々利侵害
Young China. Effect of Foreign Education. British Interests Endangered. by David Fraser. (T. d. No. 43084, July 15, '22. P. P. 13.)

支那各地の產炭額さ其取引
Chinese Coal Resources and Trade. (Com. R. July 17, '22. P. 153.)

支那に於ける鐵道枕木
Railway Ties in China. (Com. R. July 17, '22. P. 164.)

天津地方の自動車市況
Motor-Car Market in Tientsin Consular District. (Com. R. July 17, '22. P. 172.)

支那に於ける資本
Capital in China. (T. T. S. Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 367.)

支那政府の外債取締
Control of Chinese Government Foreign Loans suggested. (Com. R. July 24, '22. P. 212.)

支那に於ける寶玉細工及銀製品市況
Jewelry and Silverware Market in China. (Com. R. Aug. 7, '23. P. 396.)

支那重要輸出入貿易
China's Leading Imports and Exports. (Com R. Aug. 7, '22. P. 411.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

C. P.	China Press.
Com. R.	Commercial Report. (U. S.)
E.	Economist.
E. E.	L' Eveil Economique.
M. I.	Le Moniteur Indochinoise.
M. T.	Manila Times, daily.
Q. R.	Quarterly Review.
S.	Statist.
Stm.	Statesman, daily.
T. d.	Times, London, daily.
T. d. A. No.	do. do. American Number.
T. T. S.	do. Trade Supplement.

■世界一般■

產業

世界の造船界近況
World's Shipbuilding Returns. (S. July 15, '22. P. 90.)

世界織物業近況一束
World Textile News in Brief. (Com. R. July 17, '22. P. 190.)

世界のゴム製ボール及玩具類情況
World Trade in Rubber Balls & Toys. (Com. R. July 17, '22. P. 176.)

最近の護謨園經營狀況
Rubber Plantation Finance: Survey of Recent Reports. (T. T. S. Vol. X, No. 211, July 22, '22. P. 229.)

世界織物業近況一束
World Textile News in Brief. (Com. R. July 24, '22. P. 229.)

一九二二年第二・四半期中の世界造船界情況
World Shipbuilding, Second Quarter, 1922. (Com. R. July 24, '22. P. 254.)

世界各國に於ける石油業發展近況
Recent Developments in the Petroleum World. (Com. R. July 31, '22. P. 307.)

凝乳に就て
Le Lait Caille. (E. E. No. 209, Aout. 6, '22. P. 7.)

世界各國の鋼鐵及金屬近況一束
Steel and Metal Items. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 363.)

世界織物近況一束
World Textile News in Brief. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 366.)

海運及其他

太平洋海運問題と野心滿々たる米國の計畫
Pacific Shipping: Ambitious American Scheme. (T. T. S. No. 194, Mar. 25, '22. P. 26.)

世界の鐵道問題：ローマに於ける國際會議
World's Railway Problem: International Congress at Rome. (T. T. S. No. 198, Apr. 22, '22. P. 111.)

世界の海運
The World's Shipping. (T. d. No. 43087, July 19, '22. P. 15 & 16.)

華府會議と極東問題
The Washington Conference & Far East Questions. (Q. R. No. 472, July '22. P. 101.)

■亞細亞■

一般

極東貿易と經濟一束
Far Eastern Trade and Economic Notes. (Com. R. Aug. 7, '22. P. 412.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物産

株式會社

臺北
臺南
支店

出張所
出張員

廈門
福州
基隆
高雄
臺中

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN